

目 次

第1号（9月3日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	4
出席議員	6
欠席議員	6
事務局職員出席者	6
説明のため出席した者の職氏名	6
開 会	7
会議録署名議員の指名について	7
会期の決定について	7
諸報告	8
諮問第1号	21
議案第29号	22
議案第30号	23
議案第31号	25
議案第32号	26
議案第33号	28
議案第34号	28
議案第35号	29
議案第36号	30
議案第37号	32
議案第38号	36
議案第39号	37
議案第40号	38
認定第1号	41
認定第2号	41
認定第3号	41
認定第4号	41
認定第5号	41

散 会	4 4
-----------	-----

第2号（9月16日）

議事日程	4 5
本日の会議に付した事件	4 6
出席議員	4 7
欠席議員	4 7
事務局職員出席者	4 7
説明のため出席した者の職氏名	4 7
開 議	4 8
一般質問	4 8
4 番 平田 康雄君	4 8
2 番 古賀 世章君	6 3
9 番 大石 純君	8 3
1 番 松本 照行君	9 8
散 会	1 1 4

第3号（9月17日）

議事日程	1 1 5
本日の会議に付した事件	1 1 6
出席議員	1 1 7
欠席議員	1 1 7
事務局職員出席者	1 1 7
説明のため出席した者の職氏名	1 1 7
開 議	1 1 8
一般質問	1 1 8
6 番 安丸眞一郎君	1 1 8
3 番 中村 竜博君	1 3 0
7 番 平山 賢治君	1 4 8
散 会	1 7 5

第4号（9月19日）

議事日程	177
本日の会議に付した事件	179
出席議員	181
欠席議員	181
事務局職員出席者	181
説明のため出席した者の職氏名	181
開 議	182
諮問第1号	182
議案第29号	182
議案第30号	183
議案第31号	183
議案第32号	184
議案第33号	184
議案第34号	185
議案第35号	185
議案第36号	186
議案第37号	186
議案第38号	187
議案第39号	187
議案第40号	188
認定第1号	188
認定第2号	188
認定第3号	188
認定第4号	188
認定第5号	188
請願第1号	196
発議第3号	197
請願第2号	198
発議第4号	200
常任委員の選任について	201
議会運営委員の選任について	201
公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会調査の中間報告	201

閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）	203
閉 会	203
署 名	204

大刀洗町告示第38号

令和7年第11回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年8月8日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和7年9月3日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

松本 照行

中村 竜博

實藤 量徳

平山 賢治

大石 純

野瀬 繁隆

古賀 世章

平田 康雄

安丸眞一郎

河野 政之

白根 美穂

高橋 直也

○応招しなかった議員

議事日程 (第1号)

令和7年9月3日 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

④報告第5号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 議案第29号 大刀洗町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

日程第6 議案第30号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第31号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第32号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第33号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第34号 町道の認定について

日程第11 議案第35号 町道の変更について

日程第12 議案第36号 町道の廃止について

日程第13 議案第37号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算 (第2号) について

日程第14 議案第38号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について

- 日程第15 議案第39号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第16 議案第40号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 認定第1号 令和6年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第2号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第3号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第20 認定第4号 令和6年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第5号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

④報告第5号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告(あいさつ)

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 議案第29号 大刀洗町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

日程第6 議案第30号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第31号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第32号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第33号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第34号 町道の認定について

日程第11 議案第35号 町道の変更について

日程第12 議案第36号 町道の廃止について

日程第13 議案第37号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算(第2号)について

日程第14 議案第38号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第15 議案第39号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第16 議案第40号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第17 認定第1号 令和6年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第2号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

て

日程第19 認定第3号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第20 認定第4号 令和6年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第5号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計決算の認定について

出席議員（12名）

1 番	松本 照行	2 番	古賀 世章
3 番	中村 竜博	4 番	平田 康雄
5 番	實藤 量徳	6 番	安丸眞一郎
7 番	平山 賢治	8 番	河野 政之
9 番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	重松 俊一
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	平田 栄一
企画財政課長	……………	松元 治美	税務課長	……………	棚町 瑞樹
福祉課長	……………	渡邊 章子	地域振興課長	……………	村田 まみ
農政課長	……………	矢永 孝治	こども課長	……………	早川 正一
健康課長	……………	田中 豊和	生涯学習課長	……………	西村 智道
建設課長	……………	黒岩 雄二	住民課長	……………	入江由香理
会計課長	……………	案納 明枝	財政係長	……………	福岡 信義
人事係長	……………	西隈 佳菜	下水道管理係長	……………	古賀 隆司

開会 開議午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。また、町民の皆様には早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和7年第11回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 直也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番、松本照行議員、2番、古賀世章議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（高橋 直也） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長長の報告を求めます。安丸眞一郎委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） おはようございます。議会運営委員会委員長長の安丸眞一郎です。

令和7年第11回大刀洗町議会定例会の議会運営について、協議結果を御報告いたします。

委員会は、令和7年8月26日火曜日午前9時30分から協議会室において開催いたしました。出席委員は5名全員です。高橋議長及び執行者側から平田総務課長の出席を得て、9月定例会の会期及び会期日程について協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

本定例会の会期は、令和7年9月3日水曜日から19日金曜日まで17日間と決定しました。

次に、会期日程について申し上げます。

本日9月3日水曜日は本会議を開催し、日程に従いまして、順次、議案の上程及び審議をしていただきます。

なお、報告第5号大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告については、本会議散会后、全員協議会を開催し、報告を受けることとします。

5日金曜日は6月の第10回定例会において閉会中の継続審査としておりました請願第1号小石原川江戸橋下流左岸への堤防及び二俣川河口排水ポンプの設置に関する請願書について、午前

9時30分より建設経済委員会を開催し、請願審査を行います。

また、本定例会に提出されました請願第2号教職員定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1の復元、次期学習指導要領内容精選を図るための、2026年度政府予算に係る意見書採択の要請については、同日午後1時30分より総務文教厚生委員会を開催し、請願審査を行います。

6日土曜日、7日日曜日は休会とします。

8日月曜日から11日木曜日は、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、令和6年度一般会計決算及び特別会計決算、下水道事業会計決算の認定についてを審査を行います。

12日金曜日から15日月曜日は休会とします。

なお、12日金曜日は全員協議会を開催し、上程議案に対する自由討議を行います。

16日火曜日、17日水曜日は本会議を再開し、一般質問を行います。16日火曜日は、通告1番から4番までの4名、17日水曜日は通告5番から7番までの3名といたします。

18日木曜日は、休会とします。

19日金曜日は本会議を再開し、議案審議を行います。

以上が、本定例会の会期及び会期日程です。当議会の円滑な議会運営ができますようお願いいたしまして、委員長報告といたします。

○議長（高橋 直也） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から9月19日までの17日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（高橋 直也） 日程第3、諸報告を行います。

まず、請願等の報告を行います。

本日までに受理した請願は1件です。お手元に配りました請願付託表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

令和7年第11回大刀洗町議会定例会

請願付託表

令和7年9月3日

請願番号	件名	付託委員会名
請願第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、次期学習指導要領内容精選をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の要請について	総務文教厚生委員会

○議長（高橋 直也） 次に、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和7年4月末日分、5月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付しております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、松本照行委員長、登壇して報告を願います。

○総務文教厚生委員長（松本 照行） おはようございます。総務文教厚生委員会委員長の松本でございます。

閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査等の報告をいたします。

当委員会は、6月25日、全委員5名及び教育委員会の職員3名の参加のもと、天草市への視察、調査を実施いたしました。

視察は、「小中学校体育施設の空調機整備の状況について」というものを内容として調査いたしましたものです。

天草市は、平成の大合併時に本渡市、牛深市など2市8町が合併し、平成18年3月に天草市が誕生しております。現在の人口は7万1,000人ということになってございました。そして、合併時にあった各町の小中学校を統廃合して、現在、小学校17校、中学校13校となっております。

市は令和5年度に2年間での町全小中学校の体育館施設に空調機を整備することを決定し、令和6年度中学校13校を整備しております。令和7年度は、小学校17校を整備するということになってございました。

温暖化による危険な暑さという言葉が頻繁に使われる今日、体育授業等において子どもたちの命をどう守っていくのか喫緊の課題でもございます。文部省も今回、全国の学校体育館等の空調設備の加速化に向けて、臨時特例交付金を創設しております。

臨時特例交付金は事業費の50%が国補助で、残りの100%を起債対象とすることになるなど、極めて有利な交付金と考えられますけれど、体育館の断熱、遮熱対策を施すことが要件となっております。

その対策には、空調機本体以上の経費を要することもあり、そのことが本町のみならず各自治体の頭を悩ませる要因となっておる状況です。しかし、今回、天草市の空調設備や体育館の耐用年数がばらばらである。建て替えの時期とかを考えると断熱、遮熱工事は行わない空調設備とすることで、方針を決定したとのことでございました。

その際、財源は一般財源と非常にメリットの多い、交付税措置70%の過疎債によって確保することがあったものです。

また、トータルとして4億円弱で、中学校13校の空調機が整備され、1校当たり約3,000万円で整備されたということでもございました。

天草市は、過疎債という有利な条件にあったこともありますが、大刀洗町においては補助などの条件を十分検討した上で、早急に進めるべきと思ったところです。そして、今回、現地調査をして初めて小中学校体育館の空調設備の大刀洗町における実現性を感じたものでございます。

さらに、本視察に教育委員会の方に同行してもらったことも、この9月定例会での空調機整備に係る補正に何らかの形で結びついてきたのではないかと考えております。

次に、8月26日に委員会を開催して、5月に実施した議会報告会での意見・回答を検討いたしました。総務文教厚生委員会のテーマであります公共交通と交通安全及び今村天主堂などの文化財について、その他、ごみの不法投棄「MEGURUSTATION」、こども・高齢者等に関するたくさんの御意見をいただいておりますので、それらの総務文教厚生委員会としての回答を検討したものでございます。

以上、簡単ではございますけれど、閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査等の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、建設経済委員会、古賀世章委員長、登壇して報告を願います。なお、古賀委員長は、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の委員長でもありますので、調査特別委員会につきましても続けて報告を願います。

○建設経済委員長（古賀 世章） 改めまして、おはようございます。建設経済委員会委員長の古賀世章でございます。私からは、閉会中の建設経済委員会所管事務に関します調査などにつきまして御報告を申し上げます。

1点目は、令和7年6月9日の午後1時半から協議会室におきまして、建設経済委員会を開催し、去る3月の25日付で大堰地区の洪水対策協議会、これは代表が山本浩さんということになっておりますが、この方から、協議会のほうに請願が出されまして、建設経済委員会へ付託され

たという点でございまして、説明を受け審査を行ったということでございます。

当委員会への出席者は、全委員と、紹介議員の平山さん、そして議会事務局からは、山田局長に出席をしていただきました。

請願の内容は、次の2点でございます。

第1点目が、小石原川、江戸橋下流左岸への堤防の設置。

2点目が、二又川河口への排水ポンプの設置でございました。

説明を受けた後、審査を行いました。まだ課題がございまして、引き続き調査するという事になったわけですが、3つございまして、1つは、小石原川、江戸橋下流左岸への堤防の設置というふうにはございますが、具体的なイメージがつかめない。現地の調査や確認が必要であろうということが第1点目でございます。第2点目の二又川の河口、これがどこかよくわからないというようなことから、これも現地の確認が必要ではないかということになりました。

3つ目は、執行部の説明や国交省築後川管理事務所からの御意見も聞く必要があるのではないかとということで、先ほど申し上げましたとおり継続審査としたわけでございます。

続いて、8月6日でございますけれども、午後1時半から建設経済委員会を開きまして、継続審査中の水害に関する請願、これにつきまして、現地にて執行部より説明を受けたということでございます。

大堰江戸橋から下流の状況を確認した後、二又川の河口合流地点を確認しました。そして国交省の方にもお越しいただきまして、堤防の現状や今後の計画などについても説明を受けたところでございます。

なお、国交省からは、宮ノ陣のほうから九州地方整備局築後川河川事務所の流域治水課ということで、3名の方、1人が金田課長、2人目が中村係長、そして担当の坂井さん。さらには、片ノ瀬出張所のほうから大島出張所長にもおいでいただきました。

今回の協議につきましては、この後、9月5日に委員会としての最終審査を予定しとるという状況でございます。

それから2つ目は、建設経済委員会の視察研修の件でございますが、去る7月30日から31日にかけて、熊本県の芦北町を訪問しまして、水害対策や防災道の駅などについて調査をしたところでございます。御承知のように芦北町は令和2年、ちょうど5年前になりますけれども、このときの豪雨で甚大な被害が発生し、その後の復旧、そして復興や防災への取組、そして地域の防災力向上などに取り組んでおられておりました。

特に、球磨川沿いでは、まだ復旧工事の最中でございまして、家屋のかさ上げでありますとか、河川の至るところで工事が行われとったという状況でございます。一日も早く復興することを本心に祈るばかりでございました。

それから視察の2日目は、国内では非常に珍しい防災機能を有した道の駅、名前を申しますと「たのうら」というところまでございまして、ちょうどここは国道3号線のそばにあるということにございましたので行ってまいりました。

ここは一般的な道の駅に加えまして、広域的な防災の拠点となる防災道の駅、これに令和3年の6月に選定されたということにございまして。情報提供施設であるとか、あるいは非常用発電施設、防災倉庫、避難施設などが備えられておったところでございます。大災害発生時にもすぐに対応が可能であるということに勉強させていただきました。

なお、このような防災道の駅は、お聞きしたところ、もう既に全国で79か所あるということで、将来的に大刀洗町もそういうことがあるならば、こういった防災の施設も一考すべきではないかというふうに考えたところでございます。

所見といたしましては、危機管理防災室の設置など組織体制の充実、強化の重要性が感じられました。また防災官、これ自衛隊を退職された方というふうにお聞きしたんですが、非常に前向きな方で各地を飛び回って、月に20回ぐらい飛び回っている、ということは毎日だろうというふうに思うんですけども、平時から、地域活動及び自主防災の重要性を地域に根づかせるというような活動、実効性のある行動・活動、これに関心をしたところでございます。当町としてもぜひ参考にしたいものだというふうに感じました。

今後も、防災減災対策や農村環境整備、そして道の駅事業などを含め、所管事務に係る調査や研究を進めてまいり所存でございます。当町といたしましても、ぜひ参考にしたいものだというふうに思いました。

以上、簡単ではございますけれども、建設経済委員会の報告を終わります。

続きまして、調査特別委員会の報告を行います。いわゆる百条委員会委員長の古賀でございます。閉会中の所管事務調査を報告いたします。

委員会の設置以降、本日までに16回の委員会を開きまして、参考人、そして証人として延べ20名の方をお呼びいたしました。また、調査に必要な資料の提出を要求し、書面を日々調査しているところでございます。

また、つい先日の8月24日には、町役場隣のドリームセンターにて住民との意見交換会、これを開きまして、町民ら約200名の方が会場を埋められ、百条委員会がこれまでの証人喚問や資料などで判明しました内容を説明したということにございます。

現在も百条委員会の調査事項は、公金の支出に関する2つの事務調査を行っております。

1つは、前の建設課長による出張宿泊証明書の自作による宿泊費の不正請求、受給の問題でございます。

それから2つ目が、地域振興課が組織的に運営する「大刀洗マルシェかてて」の不明瞭な会計

処理の問題でございます。

6月定例会の閉会以降後も、合計5名の職員の方や副町長並びに町長に証人喚問を行いまして、幅広くかつ丁寧に聞き取り調査などを行っておるところでございます。

それでは、今年の6月12日から現在まで、計6回の委員会を開催しましたので、特筆すべき事項などにつきまして御報告を申し上げます。

まず、最初は6月12日第11回目の証人喚問、対象者は、元役場職員1名でございます。大刀洗マルシェ「かてて」の前進であります「さくら市場」の立ち上げ当初から、長年にわたり御尽力をされてきた当時の責任者のお一人から証言をいただきました。

その証言ですが、立ち上がり当時は3名と人数も少なく、販売の手数料は自分たちスタッフで考え10%に設定した。それから物品の販売などに関しては、日々の売上げ帳簿や日報を作り、町の担当課にそのコピーを渡してきちんと報告をしておりました。

それから仕事に必要なだったので、自分の名義で携帯電話やタブレットを契約しました。携帯は出品者とのやり取りで使用したり、タブレットはPay Pay払いに使用いたしました。ただその支払いは、自分の口座から引き落とされていた金額を、後で係の担当から現金でもらっておったというようなことでございます。

そして最後に、自分たちができることは、自分たちで何でもやりましたということなどの御証言がされたところでございます。

続きまして、7月の10日、第12回の証人喚問ということで、これは町の職員係長1名でございました。

係長の証言によりますと、令和6年7月から現在の担当係になっておると。ただ、経験はまだ約1年であるというふうに述べられておりました。

その中で、担当する業務は、前任者がやっていたことをそのまま引き継いだので、受け継いだ業務そのものに違法性があるかどうかということは考えたことはなかったということでございます。さらに、帳簿と現金を合わせる日常的な金銭の管理はやってはいなかったという御発言でございます。そして、マルシェ「かてて」に関し、確定申告は行っておらず、税の処理について検討もされていなかった旨の証言をされております。

それから7月の17日でございますが、第13回の委員会を開きまして、調査事項の検証等に関して本委員会を進めるに当たり、調査のために税務相談を委任することを決定しております。この税理士の方は、元国税局職員の佐藤税理士、小郡在住というふうに聞いておりますが、この方を選任することに決定した次第でございます。

そして、7月の24日、第14回証人喚問で、町の課長1名でございます。この方は2月17日の証人喚問に続き、大刀洗マルシェ「かてて」に関して、平成23年から現在まで、地域

振興課に在籍されている現在の課長でございまして、この方の2回目の証人喚問を行ったということでございます。

証言された内容が幾つかあるんですが、一つは「かてて」の条例上の位置づけや運営の中身を要項などには定めていたことはなかったということです。それから4、5年前に監査から、一般会計で処理するほうがよいのではないかというような御指摘があったが、これは公益性が高いので、このまま行こうと、当時の現在の町長と自分で話が決まったというふうに記憶をしておるということでございます。

それから、消費税は売上高が1,000万円以下なので、納税対象にはならないし、自治体が行っている事業、ここでははっきり自治体が行っている事業というふうにおっしゃいましたけれども、公益性が高いものはインボイスの対象にはならないと考えておった。したがって納税もやっていないということでございます。預かっている消費税は、「かてて」の通帳に入っているなど御証言がありました。

そして、8月5日、第15回の証人喚問、このときは副町長と町長の2名の方にお尋ねをいたしました。

まず、副町長の御証言でございますが、平成28年から2年間、「かてて」の担当課である地域振興課の課長でありましたが、証人尋問では、自らの職務であったにもかかわらず、記憶にない、覚えていない、分かりませんといった答弁を繰り返されるばかりで、実質的な御証言はいただきませんでした。ただ、佐々木氏の疑惑の件に関しましては、先日、任命権者より分限懲戒審査委員会のほうに諮問がありましたので、調査する予定にしております旨の御証言もありました。

次に、町長の証言でございます。町長の証言はかなりありますので、1つずつ読み上げさせていただきます。

まず、百条委員会と役場の間で事実認識に違いがある。それから不正な経理などはあってはいないという認識でございます。そして、「かてて」は町が発足させたもので、当初から任意団体ですというふうにおっしゃっております。

そして、「かてて」の団体組織は、詳細自分は把握はしておらん。会計規則等は十分に整備をされていなかったと認識していると。それから会計監査については、具体的な方法は認識していないと。それから、販売代金は一般会計での処理になじまないことから、さくら市場として処理をしておったと。それから、「かてて」は町のインボイスを利用しているとの余地はなかったと。それから町長自身が「かてて」の代表者になっている認識もないと。

それから発足以来、内部規定の整備が十分ではなかった。証拠書類の領収書などの取扱いなどについて、明確な定めはしていなかった。さらに、さくら市場の経理処理の妥当性は、今後、第三者の調査委員会を立ち上げ検証していただく。そして百条委員会の進め方については疑義を感

じておると。などの御証言がされたところでございます。

証人は、「良心に基づいて真実を述べ、何事も隠さず、何事も付け加えないことを誓います」と宣言されたにもかかわらず、質問に正しく答えてもらえなかったり、関係のない御発言も多くありました。

百条委員会としましては、調査権限に基づく証言が得られなかった面もあり、再度中山町長を召喚し、同様の内容について尋問をすることを考えております。

次に、8月24日第16回目の百条委員会と住民との意見交換会を行いました。御案内のとおり、ドリームセンター2階にて法的助言者の馬奈木昭雄弁護士にも御同席をいただいたところでございます。午前10時から住民との意見交換会を行いました。

意見交換会の状況でございますが、150部ほどの資料を準備しておったんですが、予想を超える197名の皆様においていただきました。そして委員会側の説明時には静かに耳を傾けられておられましたが、意見交換会になると大声があちらこちらから発せられ、禁止しておりました拍手や罵声まで飛び交い、会場は騒然としました。そして最後は、とうとう退場者が出る状況でございました。

御参加いただいた方のアンケートは、現在、約45通ほど頂いております。御意見といたしましては、意見交換会の時間がやや少なかったや、怒号が飛び交う中で意見を述べるのに躊躇しました。大変怖い思いをしたとの御意見も多く寄せられておったところでございます。

所見といたしましては、若い参加者も多く、百条委員会に対する関心が大きいことの表れではなかったかと思われまます。御意見や御質問としては、調査内容に関するものよりも、大刀洗町のイメージダウンやテレビの報道についての御意見が非常に多かったように感じております。

今回会場の都合もあり、意見交換の時間が限られていたにもかかわらず、怒号が飛び交う異常な状態でスムーズな進行ができませんでした。先般、8月5日の中山町長尋問時にも同様なことが起こったので、今後の召喚時の傍聴の在り方も含め、見直しを行う予定でございます。

最後に、今後の予定でございますが、まず9月の本議会の最終日に、委員会としての中間報告をまとめ、公表する予定でございます。

今後も調査中の事業について、他にも不正な疑義が複数生じておりますので、下半期も調査を続けていく予定でございます。法律に基づく事業運営が正しくされておるかが問われております。今後も住民代表として法令に基づき調査を続けてまいります。

以上で、調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、議会広報委員会平山賢治委員長、登壇して報告を願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） 議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、大刀洗議会だよりの編集及び発行について。

第187号の作成に当たっては、6月2日に広報委員会、以降6月23日、7月1日、7日、11日、15日と6回の編集会議を開催し、7月25日に発行いたしました。なお、そのほかに、5月30日に正副委員長と事務局の打ち合わせ、6月19、20の両日に作業などを実施しております。中山町長はじめ行政職各位には、お忙しい中に原稿の確認・添削などに御協力いただき感謝申し上げます。

次号、188号の発行については、去る9月1日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。10月31日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。

フェイスブックページは、閉会中19件の記事を更新しております。内容は、本会議や委員会活動に関すること、モニターさんとの懇談に関すること、視察受入れ、その他であります。

また、議会ホームページのリニューアルに伴い、コンテンツの追加や整理を協議しているところでございます。

3、その他議会の広報に関する活動。

①視察受入れは閉会中に5件を受け入れました。宮崎県木城町議会、佐賀県神埼市議会、茨城県小美玉市議会、鳥取県伯耆町議会、熊本県山鹿市議会。

下半期においても多数のお申し込みをいただいています。今後も全国の議会の皆さんとお会いできることを楽しみにしています。

②9月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしたところであります。

③8月28日、全国町村議会議長会が主催する全国議会広報研修会が渋谷公会堂で開催され、全国183の町村議会から約900名の参加がありました。大刀洗町議会の広報委員長も講師の一人として招かれ、議会活性化と連動した広報紙づくりと題して1時間講演させていただきました。

当町議会の特徴としては、第一に、広報委員会が独自に頑張ってきたわけではなく、20年間の議会活性化の試みと連動して広報活動も充実を図ってきたということ。

第2に、広報委員会は広聴機能を所管せず、報告会やモニター懇談などの制度は議員全員が担っていること。

3、報告会やモニター懇談などを柱として、調査・提言・監視・検証の議会の政策サイクルに基づいた活動を目指していることなどが上げられます。当町の議会だよりは、こうした議会全体が積み上げてきた活動を丸ごと掲載し、併せて住民の皆さんにも登場していただくことで、より住民の皆さんの目に留まる住民の皆さんの政治参加を促すツールとしての機能を向上させたいと

の趣旨で報告をいたしました。

また、町村のような小規模自治体のほうが、議会と住民の距離が近く、地方自治の本市である住民自治が前進する条件が整っているのではないかと、それが広報活動を通じて実感できるということも経験を通じて申し上げました。

私どもの議会活動や広報活動はまだ発展途上でありますけれども、これまでの当町議会の取組が全国の議会の何らかの参考になれば幸いです。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、議会運営委員会安丸眞一郎委員長、登壇して報告をお願いします。

なお、安丸委員長は議会活性化特別委員会の委員長でもありますので、議会活性化特別委員会につきましても続けて報告をお願いします。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。

閉会中の所管事務調査の報告を行います。

令和7年6月17日火曜日、6月定例閉会後に委員会を開催し、6月議会の振り返り及び議会モニターとの意見懇談会日程の確認、第15回議会報告会意見に対する回答についてのスケジュール等について確認をしたところです。

次に、令和7年7月3日木曜日午後7時から、議会モニターさんと議員全員で6月定例会について意見交換会を行いました。

当日は8名全員のモニターさんに出席していただき、議会運営や一般質問、議会広報などについて御意見などをいただいたところです。

なお、9月定例会後の意見交換会は、10月1日水曜日午後7時から予定しているところです。簡単ですが、以上で議会運営会の委員長報告を終わります。

続いて、議会活性化特別委員会の委員長報告を行います。

全議員で構成する議会活性化特別委員会では、去る8月18日月曜日に愛知県半田市議会、翌19日火曜日に三重県いなべ市議会へ1泊2日の日程で先進地の視察研修を行いました。当日は、都合で1名の委員が欠席でしたので、委員11名と議会事務局2名随行のもと、両議会への視察研修を行ったところです。

視察事項は、議会として、施策評価や事務事業評価の取組について実施するに至った経緯や評価する事業の選定、評価の方法、評価後の取組等について研修を行いました。

半田市議会は、決算審査を予算につなげる仕組みづくりとして、平成23年度から事業評価の実施について先進地の視察や協議が重ねられ、平成24年3月議会基本条例の条文に決算と予算の連動について追加する一部改正を行い、平成24年度から事業評価を始められています。

具体的には、委員会ごとに6月中旬までに当該年度の事業の中から1つの事業を選定し、9月

定例会開期中に行う評価を実施するまでの間に、必要に応じて調査、その後議会全体での合意形成をし、評価結果を市長に通知するとともに、ホームページで公開されております。

評価結果に対する執行部の取組方針が11月をめどに、市長から報告され、報告内容は市議会だよりに掲載しているとのことでした。

また、いなべ市議会は、平成29年4月1日施行の議会基本条例の全文に、執行機関に対する監視及び評価機能を発揮するために、議員間で公平かつ適正な議論を尽くすと議会の果たすべき役割をうたい、常任委員会体制の見直しに合わせ、事業評価を開始されております。

評価対象は、議会で議決した総合計画に責任を持ち、計画の目標と事務の執行が合致しているかを検証するため、事務事業単位で評価せず、総合計画の施策単位での評価の中から選定することとのことでした。

視察後に提出いただいた視察報告書や、9月1日の全員協議会終了後に開催した視察振り返りの委員会では、両議会とも事業評価に当たり、年間スケジュールや進め方などがルール化されている。また、事業評価や予算決算審査、委員会の所管事務調査がすみ分けされており、それぞれ活発な活動が行われている。

事業評価を実施するに当たって、議会執行部ともに過度な業務量の増加にならないよう、配慮も必要ではないかななどの所感が出されたところでした。

以上で、議会活性化特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、委員会所管事務調査の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

報告第5号大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告についての報告書の内容につきましては、本日の本会議散会后、全員協議会を開き、説明を求めることにいたしております。

次に、一般質問の持ち時間の変更について御報告いたします。

これまで一般質問の持ち時間につきましては、答弁時間を含む60分としておりましたが、本定例会より答弁時間を含まない持ち時間制を導入し、一人1回につき30分といたします。

次に、発言の要求について申し上げます。

会議規則第51条において、会議において発言しようとする者は「挙手して議長と呼び、議長の許可を求めなければならない」と規定しております。執行部におかれましては、発言の際は必ず挙手して「議長」と呼ぶよう願います。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） おはようございます。議会定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和7年第11回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、8月9日からの大雨では、本県をはじめ全国各地で甚大な被害が生じてございます。被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられました皆様の御冥福と一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

これからも台風シーズンが続きます。町としては、これまでの災害の教訓も踏まえ、今後とも防災力の強化に取り組んでまいります。

今年は、九州北部の梅雨明けが6月27日頃と統計史上最も早く、その後は猛暑が続いてございます。今月に入りましても、しばらくは暑い日が続くと思われますので、町民の皆様には小まめな水分補給や適切なエアコンの使用など、熱中症対策をはじめ体調管理に十分御留意いただきますようお願いを申し上げます。

さて、10月12日に第51回の町民体育大会を開催いたします。今年度は、効率的かつより参加しやすい形へと改善を図る観点から、競技内容を見直し、これまでよりも短時間での開催を予定してございます。多くの皆様に御参加をいただき、スポーツの秋を楽しんでいただければと思います。

次に、令和6年度一般会計決算につきましては、歳入が10億5,128万円余、歳出が9億3,053万円余となり、実質収支額は6億6,913万円余の黒字、実質単年度収支は3,583万円余の黒字となっております。

歳入では、町税が定額減税により個人町民税が減収したものの、固定資産税や法人町民税などの増加に伴い0.4%の増、地方交付税が子ども・子育て政策に係る算定の見直しと、給与改定に係る追加交付に伴い6.4%増加した一方、ふるさと応援寄附金等の寄附金が14.5%、ため池しゅんせつや校区センター改修、床島地区排水施設整備等の大型事業に係る町債が57.7%それぞれ減少したことに伴い、歳入全体では5.2%の減となっております。

歳出では、人件費が給与改定や会計年度任用職員への勤勉手当支給開始等に伴い6.9%の増、扶助費が障害者自立支援費や私立保育所等への委託費、給付費等の増により10.4%増加した一方、普通建設事業が先ほど申し上げました大型事業の完了により39.8%減少したことに伴い、歳出全体では5.9%の減となっております。

特別会計事業会計も含め詳細につきましては、決算特別委員会において報告をさせていただきます。今後とも公共施設の老朽化に伴う改修や扶助費の増加等が見込まれることもあり、効率的な財政運営に努めてまいります。

さて、今議会には第3子以降の保育料無償化の対象拡大や、菊池学童保育所3新設工事の実施設計、小中学校体育館の空調設置の設計などに関連して必要な経費等を計上した一般会計補正予

算など、一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算4件、社会福祉協議会の経営状況の報告1件、人権擁護委員候補者の推薦1件、大刀洗町情報通信技術を活用した行政の推進等に係る条例の制定1件、大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定など、条例の一部改正4件、町道の認定・変更・廃止3件、令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに下水道事業会計決算の認定5件を提案してございます。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、昨年の12月議会において、地方自治法第100条等に基づき公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会、いわゆる百条委員会が設置されました。

3月議会の冒頭の挨拶でも申し上げましたが、百条委員会の調査権は常任委員会の所管事務調査とは異なり、罰則による強制力を付与された国会の国勢調査権に相当する非常に強力な議会の権限であり、100条調査の調査事項の議決に当たっては、一般的、包括的に町政全般にわたって調査をすることはできず、具体的な事件を掲げ議決する必要があると解されてございます。

また、100条調査では、選挙人その他関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる場合を、「特に必要があると認めるとき」に限るとされ、調査において選挙人等の出頭等を求めることができるのは、公益上の必要性和選挙人等の負担等を総合的に勘案し、公益が上回る場合とされているところ、公金の支出に関する事務について等の包括的な調査事項に関連して、委員会閉会中も突然多岐にわたる記録の提出やヒアリングを求め、関係職員を精神的に追い詰め、疲弊させ、通常業務に支障を生じさせるとともに、管理職員だけでなく一般職員や退職した販売スタッフまで証人として出頭させ、百条委員会の事実認定に沿った形での証言を促してきたこれまでの百条委員会の進め方は、委員会が主張する公益上の必要性和職員の負担が比較考慮されたとは思われず、委員会運営の適正性や中立性に疑問を感じます。

さらに、一連の議会とのやり取りの中で、精神的に追い詰められ病休中の職員に対し、再三証人出頭を求め、記憶違いの一証言を取り上げ、十分な確認をしないまま虚偽証言と認定し、刑事告発すべきと決定したことは適正手続を欠き、人権侵害にもつながり得ます。

また、議員の意に沿わない職員を標的としたかのような今回の百条委員会の在り方は、100条調査の調査に名を借りた職員へのハラスメント、人権侵害だと感じます。

○議長（高橋 直也） 中山町長、発言をとめてもらってよろしいでしょうか、ここで。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時26分

.....

再開 午前11時24分

○議長（高橋 直也） 先ほどは議事の進行上の問題がありましたから休憩を取りましたが、ただいまから議事を再開いたします。

町長の挨拶を続けて行っていただきたいと思います。よろしいでしょうか。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、挨拶を続けさせていただきます。

このため、今後、速やかに第三者調査委員会を設置し、これまでのかてて、旧さくら市場の経理処理の妥当性や、百条委員会による職員へのハラスメント、人権侵害の有無を含め検証をいただきたいと考えてございます。

あわせて、今月12日に百条委員会をテーマに町民の皆様との意見交換会を開催いたします。これまでの百条委員会からの指摘に対し町の考え方を説明した上で、いたずらに町民の皆様の対立と分断をあおる場とならないよう、未来志向の対話の場を目指してまいります。議員各位をはじめ町民の皆様の御参加をお願いを申し上げます。

今後とも、議会からの御指摘も踏まえ、改善すべきところは一つ一つ改善し、住民福祉の向上を目指して真摯に町政運営に取り組んでまいりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（高橋 直也） 日程第4、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） それでは、PDFにつきましては253ページをお開きください。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

氏名につきましては、熊丸康子さんでございます。

住所、生年月日は、記載のとおりでございます。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

次のページをお開きください。

熊丸さんの履歴書を添付しております。

生年月日、住所、最終学歴、職歴につきましては、記載のとおりでございます。

今年の7月から大刀洗町の福祉協力員をなさっております。

賞罰につきましては、ございません。

任期につきましては、令和8年1月1日から令和10年12月31日の3か年となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 本件につきましては、議会の意見を求めるという規定になっております。質疑、討論を省略いたします。

**日程第5. 議案第29号 大刀洗町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の
制定について**

○議長（高橋 直也） 日程第5、議案第29号大刀洗町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） おはようございます。企画財政課の松元です。

提案理由及び内容の説明をいたします。

タブレットで255ページとなっております。

議案第29号大刀洗町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定に基づき、行政手続等における利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、情報通信技術を利用する方法による手続等に関し、必要な事項を定める必要があるため。これが、この条例案を提出する理由でございます。

紙のページでは1枚おめくりいただきまして、タブレットでは256ページとなっております。

こちらのほう、目的、第1条といたしまして、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に関する関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって住民生活の向上に寄与することを目的といたしております。

次に、定義といたしまして、第2条、こちらでは第1号から第10号までは用語の意義を定めております。

次のページをお願いいたします。

電子情報処理組織による申請等の第3条から、次のページの電子情報処理組織による処分通知等の第4条、次に電磁的記録による縦覧等の第5条、次のページのタブレットで259ページの、

電磁的記録による作成等の第6条、3号から第6条までは手続等のオンラインの規定、署名等の代替の規定、手数料等のオンライン納付の規定、手続等の一部オンライン規定を定めております。

次に、適用除外の第7条では、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があること、情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものと、第2号で、他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法によって行うことが規定されているものということを定めております。

次に、添付書面等の省略、第8条につきましては、個人番号カードなどで書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、また参照することができる場合は、添付を要しないとすることができることを定めております。

次のページ、タブレットで260ページでございます。

情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表、第10条でございます。こちらのほうは、情報通信技術を活用した行政推進に関する状況の取りまとめ、これをインターネットを利用し、その他の方法により随時公開するものと定めております。

また、附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。これで1日目の質疑を終わります。

日程第6. 議案第30号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第6、議案第30号大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） それでは、提案理由及び内容を説明いたします。

議案第30号大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、標準準拠システムに実装される「住登外者宛名番号管理機能」を用いて行う事務が個人番号の独自利用事務に該当するため、当該条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

新旧対照表をご覧ください。タブレットでは270ページ、紙では9ページとなっております。

個人番号の利用範囲、第4条でございます。新しく第4項に「町長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機構であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。」というのを新設いたしております。

また、旧で4項にありましたものを5項にしております。

次に、別表第1でございます。

次のページをおめくりください。

別表第1の下のほうになりますので、タブレットでは272ページのところでございます。

こちらのほうは、第1表では独自利用事務を規定しておりますので、そちらのほうに10町長と12の教育委員会というもので、「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの」というのを追加をいたしております。

そして、今まで10だったところを11という形にしております。

また、別表第2と、別表第2から、タブレットでいいますと、272ページから283ページまでになりますが、2つの表では、特定個人情報の庁内連携を行う事務と、または町のほうから教育委員会に情報提供を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報に関する事務の追加を行っております。

前に戻っていただきまして、タブレットにしますと269ページ、紙では8ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7. 議案第31号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第7、議案第31号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） それでは、PDFにつきましては、284ページをお開きください。

議案第31号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例を改正する必要がある。これが、条例案を提出する理由でございます。

新旧対照表で中身を説明させていただきます。

PDFにおきましては、287ページをお開きください。紙媒体では3ページをお願いいたします。

右側に旧がございまして、今回、その3ページの一番下の部分でございます、第16条の部分休業の内容の変更でございまして、これが第1号部分休業の部分と、飛びまして次のページ、PDF288ページ、紙媒体では4ページになりますけれども、その下のほうでございますけれども、第2号部分休業の部分が新設されたものでございます。

要点を説明させていただきます。

まず、第1号部分休業と第2号部分休業での共通する部分でございますけれども、対象におきましては未就学児を養育する職員となっております。小学校に上がるまでのお子さんをお持ちの職員となっております。部分休業を取るに当たりまして、給与は減額されるものでございます。

第1号部分休業におきましては、1日のうち2時間の範囲内で、勤務時間の初め、または終わりに限らず取得が可能となっております。ですので、極端に言えば、お昼休みを挟んで1時間、1時間を取ることも可能だということになってきます。

続きまして、PDFの288、289ページのほうで、第2号の部分休業になってきますけれども、これにおきましては、289ページの第16条の4のところをお願いしたいと思っております。

この部分につきましては、1号としまして、非常勤職員以外の職員、いわゆる正規職員やフルタイム職員につきましては、1年間で77時間30分の取得が可能ということで、10日相当となっております。

非常勤職員、当該の非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間となっております。本町におきましては、7時間勤務となっておりますので、70時間が上限となっているものでございます。

これで、第1号部分休業、そして第2号部分休業ございますけども、取得する場合におきましては、年度当初にですけども、どちらかを選択しなければならないこととなっておりますので、第1号部分休業と第2号部分休業を併用しての活用はできないようになっているものでございます。

簡単ですけども、内容の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

失礼いたしました。附則が漏れておりました。PDFにおきましては286ページ、紙媒体では2ページになります。

附則、施行規則でございますが、この条例は令和7年10月1日から施行する。

経過措置、2、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の大刀洗町職員の育児休業等に関する条件第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるものは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるものは「5」とするものでございます。今年度中におきましては、5日間相当という内容となっているものでございます。

御審議のほどよろしく願います。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第8. 議案第32号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第8、議案第32号大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） PDFにおきましては、291ページをお開きください。

議案第32号大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例を改正する必要がある。これが、条例案を提出する理由でございます。

新旧対照表で説明させていただきます。

PDFにおきましては、294ページをお開きください。紙媒体は3ページとなります。

ページの一番下でございますけれども、「妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等」などを新設するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第17条の2、任命権者につきましては、次に掲げる措置を講じなければならないものとしております。

まず、一つ目としましては、出産時両立支援制度等につきましては、この事項を知らせるための措置を取らなければならないということ。続きまして、2番目に、申出職員の意向を確認しなければならないということ。3番目につきましては、職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認しなければならないものが任命権者はなっておるものでございます。

続きまして、下の第2項の部分でございますけれども、これは今度は3歳に満たない子を養育する職員の部分でございますけれども、内容につきましては、先ほどの妊娠、出産に関する職員のものと同じく3つを上げているものでございます。

簡単でございますけど、内容の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

失礼しました。附則でございます。戻りまして、PDFで293ページとなります。紙媒体で2ページとなっております。

附則。

施行期日、1、この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

経過措置でございます。2、任命権者は、この条例の施行日前においても、この条例による改正後の大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後に同項の規定により講じられるものとみなす、でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9. 議案第33号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第9、議案第33号大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 建設課の黒岩でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、タブレットページ297ページをお願いいたします。

議案第33号大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございますが、標準下水道条例の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

タブレットページの299ページをお願いいたします。

大刀洗町下水道条例新旧対照表でございます。右側が旧で、左側が新となります。

第2章、排水設備の設置等の第8条の下線の部分の「町長が特に認めた」との文言を、新のほうでは「次の各号に掲げる」という文言に変わり、（1）号、災害その他非常の場合において、町長が本町以外の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、本町以外の市町村の指定を受けた者が工事を行う。

次に、（2）号、前号に規定するもののほか、町長が特に認めた工事、と改正されているものでございます。

次に、1ページお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第10. 議案第34号 町道の認定について

○議長（高橋 直也） 日程第10、議案第34号町道の認定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） それでは、タブレットページ300ページをお願いいたします。

議案第34号町道の認定について。

道路法第8条第1項の規定により、町道路線を別紙のとおり認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由及び内容といたしまして、大刀洗町開発行為等の整備要綱に基づく私道の寄附等の手続の完了に伴い、町道路線の認定を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

今回提案する路線は1路線でございます。大刀洗町開発行為整備要綱に基づき開発区域内道路の協議を行い、完了検査の結果、道路の基準に適しているため、町に帰属させ、町道路線の認定を行うものでございます。

次のページをご覧ください。

こちらの表に記載しています路線が町道路線の概要になります。番号374号、路線名は本郷51号線、起終点は、起点が大刀洗町大字本郷字諏訪郷946番1地先から、大刀洗町大字本郷字諏訪郷946番4地先まで、延長52.8メートル、幅員が6から17.1メートルの路線でございます。

次のページをご覧ください。

位置図になります。こちらの場所は県道塔ノ瀬十字小郡線沿いで、南側に位置いたします。宅地分譲地に開発された箇所になります。位置的には、南本郷交差点の西側に位置いたします。

次のページをご覧ください。

平面図になります。図面の黄色い部分が町道路線の認定の提案する本郷51号線で、道路の幅員が6メートルから17.1メートル、路線の延長が52.8メートルの道路です。開発区域は令和7年5月27日に完了検査を実施しておりまして、道路が町道の基準に適しておりました。

参考までに、次のページに字図のほうを添付しております。

以上の経緯で、新規に374号の本郷51号線を町道として認定することを提案させていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11. 議案第35号 町道の変更について

日程第12. 議案第36号 町道の廃止について

○議長（高橋 直也） 日程第11、議案第35号町道の変更についてと議案第36号町道の廃止についての2件は関連がありますので、一括議題といたします。

それでは、日程第11から順次、提案理由及び内容の説明を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） それでは、タブレットページ305ページをお願いいたします。

議案第35号町道の変更について。

道路法第10条第2項の規定により、町道路線を別紙のとおり変更するため、同条3項に準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしましては、西大刀洗4号線と七反牟田2号線の重複部分の整理に伴い、西大刀洗4号線の終点の変更を行うものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページをご覧ください。

表に記載しておりますのが町道路線になります。上の表が変更前で、下の表が変更後となります。

番号が248号で、路線名は西大刀洗4号線です。上の変更前の終点が大刀洗町大字山隈字七反牟田1761番39地先までとなっておりますが、下の変更後の終点のほうが大刀洗町大字山隈字七反牟田1759番7地先までと変更するものでございます。終点の変更により、延長のほうで65.4メートルから98.4メートルになり、変更後の幅員が1.9から9メートルの路線となります。

次のページをご覧ください。

位置図でございます。変更前の路線が黒の矢印のある線で、65.4メートルでございます。変更後が赤の線で、98.4メートルのほうに路線変更となります。

参考までに、次のページに字図を添付しております。

以上で、248号、西大刀洗4号線の路線の変更することを提案させていただきます。

続きまして、議案第36号でございます。タブレットページ309ページをお願いいたします。

議案第36号町道の廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、町道路線を別紙のとおり廃止するため、同条第3項に準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしましては、七反牟田2号線と西大刀洗4号線の重複部分の整理に伴い、七反牟田2号線の廃止を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページをご覧ください。

表に記載しております路線が町道路線になります。番号が1328号で、路線名は七反牟田2号線です。起終点が大刀洗町大字山隈七反牟田1759番7地先から、大刀洗町大字山隈字七反牟田1759番2地先までです。道路の延長は98.4メートルで、平均幅員が2.2メートルの路線でございます。

次のページをご覧ください。

位置図になります。こちらの場所が、先ほど議案第35号で説明しました西大刀洗4号線と同じ路線で、重複しておりますので、町道の整理のため路線の廃止を行うものでございます。

参考までに、次のページに道路台帳を添付しております。

以上で、今回、1328号、七反牟田2号線を町道として廃止することを提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから順次質疑を行います。

日程第11、議案第35号町道の変更について、質疑ございませんか。6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 6番の安丸です。確認というか、町道の変更と廃止の関連もあるんですけども、重複しているということで、一方は、35号では終点の延長をして、98.4メートルにして、既存の七反牟田2号線については、廃止ということになっておりますけど、廃止するとか変更するという、実際、私なりにちょっと見たときに、36号は始点・終点現状のままですから、98.4メートルですから、そっちを残して、この西大刀洗4号線を廃止したほうが何か事務的には問題ないのかなというふうに感じたんですが、この路線の変更に当たっての優先順位とか、そういった何か基準的な部分があるのか、どうなのか、そこらあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 安丸議員の質問にお答えします。

基本的な優先順位というのは特にございませんが、廃止するほうの町道認定のほう昭和57年の12月に行っておりまして、西大刀洗4号線のほうが住宅の開発によって新たに町道として平成7年の3月に認定されている路線でございますので、新しいほうを優先として今回残すような形にする次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。はい。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、続きまして、日程第12、議案第36号町道の廃止についての質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第13. 議案第37号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 直也） 日程第13、議案第37号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） それでは、内容の説明をさせていただきます。

議案第37号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度大刀洗町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,262万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億9,705万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

予算に関する説明書のほうの歳出のほうから説明させていただきます。

タブレットページでいきますと、325ページとなっております。紙では6ページでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1節の報酬、第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費、第8節旅費につきましては、人件費でございまして、4月、7月の人事異動による補正を行っております。

こちらのほうは省略して、主なもののみ説明をさせていただきます。

1款1項1目議会費17節備品購入費でございます。こちらのほうは798万7,000円を増額いたしております。主なものといたしましては、議場映像等の設備機器の購入費でございます。

次のページです。タブレットで326ページをご覧ください。

2款1項18目ふるさと応援寄附金事業12節委託料でございます。企業版ふるさと納税の支援業務委託料といたしまして、110万円を計上させていただいております。

ページが飛びまして、328ページ、タブレット版、紙では9ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。18節の負担金・補助及び交付金でございます。こちらのほう139万8,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、社会福祉協議会への運営補助金という形になりまして、こちらのほうは福祉計画の策定業務分でございます。

次のページをご覧ください。329ページでございます。タブレットページです。

3款1項12目後期高齢者医療保険費でございます。18節の負担金・補助及び交付金に139万3,000円。こちらのほうは後期高齢者医療療養給付費の負担金でございます。

また、同じ27節で繰出金といたしまして、マイナスの681万3,000円。こちらのほうは事務費の繰出金の戻しという形になって、マイナスとなっております。

同じページで、16目地域福祉計画策定費でございます。12節の委託料のマイナスの150万3,000円でございます。先ほど、社協の委託分として計上いたしましたので、こちらの地域福祉計画策定業務委託料については減額いたしております。

次のページ、タブレットページで33ページ。

3款2項1目児童福祉総務費でございます。12節の委託料といたしまして188万4,000円。こちらのほうは、菊池学童保育所Ⅲの新築工事实施設設計業務の委託料でございます。

また、18節負担金・補助及び交付金のほうは12万3,000円でございますが、こちらのほうといたしましては、県のほうが行います保育料の第3子以降の保育料無償化事業の補助金といたしまして、55万4,000円を計上いたしております。すみません。こちら12万3,000円の計上でございます。

次が、ちょっと飛びまして、タブレットページで332ページ、紙で13ページでございます。

4款1項2目予防費でございます。19節の扶助費で144万7,000円。こちらのほうは、定期予防接種の償還払い分と、新型コロナ予防接種健康被害給付金といたしまして93万9,000円を計上いたしております。こちらのほうは、全額、国の補助という形になっております。

次のページをご覧ください。タブレットで333ページでございます。

5款1項4目農業振興費でございます。18節の負担金・補助及び交付金885万4,000円でございます。こちらは、大刀洗町農業用機械・施設等整備事業補助金のほうの増額分が200万円、水田農業DX推進事業費補助金は、1法人への補助金といたしまして480万4,000円、園芸農業DX推進事業費補助金といたしまして、農業者1名に対して205万円を計上いたしております。

その下、6目農業経営対策事業費でございます。18節負担金・補助及び交付金といたしまして、経営発展支援事業費補助金といたしまして600万円。

また、その下、10目農村環境整備費18節負担金・補助及び交付金といたしまして、農地等の災害復旧事業費補助金といたしまして200万円を計上いたしております。8月9日の大雨等で圃場等が被害に遭っている部分もございますので、そちらの分に対しての計上をいたしております。

13目農業集落排水事業費27節繰出金、下水道事業会計繰出金といたしまして89万円。次のページでございます。334ページでございます。

7款3項2目公共下水道費27節の繰出金といたしまして、下水道事業会計繰出金のほうは、こちらのほうはマイナスいたしております、マイナス1,806万円という形にしております。

次に、2つ飛びまして、8款1項4目災害対策費の12節の委託料でございます。こちらのほうは、全国瞬時警報システム新型受信機更新業務委託料といたしまして500万円を計上いたしております。

次のページ、タブレットで335ページでございます。

9款1項4目大刀洗町小中学校教育推進事業費の12節委託料でございます。891万円を計上いたしております。こちらのほうは、情報セキュリティポリシー策定業務委託料といたしまして99万円、屋内運動場空調設置設計業務委託料としまして792万円を計上いたしております。

9款2項1目一般管理費のほうで、14節工事請負費で1,109万3,000円を計上いたしております。こちらのほうは、主なものといたしましては、学習用ネットワークの環境改善工事に960万円、また大堰小・菊池小の高圧電気設備の改修工事に127万6,000円を計上いたしております。

次のページ、タブレットで336ページ。

9款3項1目一般管理費でございます。14節の工事請負費で452万8,000円。こちらのものの主なものといたしましては、小学校と同じく、中学校にも学習用ネットワーク環境改善工事を行いますので、そちらのほうで240万を計上いたしております。

その下、17節備品購入費では119万2,000円。こちらのほうは給食関連の冷凍庫等の購入でございます。

続きまして、歳入へと行きたいと思えます。

タブレットで322、紙ですと3ページのほうにお戻りください。タブレットで322ページでございます。

歳入、10款1項1目地方交付税1節地方交付税でございます。地方交付税といたしまして2億1,341万8,000円を計上いたしております。

次に、14款1項2目衛生費国庫負担金2節保健衛生費負担金といたしまして93万2,000円。これは支出で御説明しました、新型コロナウイルスの予防の被害給付金の負担でございます。

次に、14款2項6目教育費国庫補助金でございます。1節の小学校費補助金と2節の中学校費補助金といたしまして、両方ともでございますが、公立学校の情報機器活用支援体制整備補助金を使いまして、先ほど支出のほうで御説明いたしました、学習用のネットワーク環境工事を行うものでございます。

次のページをご覧ください。323ページ。

15款2項2目民生費県補助金でございます。5節の児童福祉費補助金423万7,000円でございます。こちらの主なものといたしましては、第3子以降の保育料の無償化が10月より始まりますので、その事業費補助金といたしまして、486万5,000円を計上いたしております。

次に、同じく4目農林水産業費県補助金でございます。1節の農業費補助金で1,105万2,000円。こちらのほうは、水田農業DX推進事業費補助金の分と、園芸農業DX推進事業費補助金、また経営発展支援事業費補助金の分でございます。

次に、17款1項1目一般寄附金2節ふるさと応援寄附金で、企業版ふるさと納税寄附金のほうを500万計上いたしております。

次のページでございます。

21款1項7目消防債の1節の消防債といたしまして、緊急防災・減災事業債のほうについて500万計上いたしております。

次に、第2表のほうに戻っていただきますようお願いいたします。

「第2表 地方債の補正」の追加でございます。

緊急防災・減災事業債のほうでございます。限度額は500万、起債の方法につきましては証書の借入れ、利率といたしましては5%以内、償還の方法については、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えることができる、となっております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 補正予算書の9款1項4目の関係です。335ページになりますけれども。12節の委託料の——失礼しました。その下、9款2項1目の14の工事請負費の関係で、これは小学校、中学校とも出ておりますけれども、学習用ネットワーク環境改善工事、小学校分が960万と、中学校分が240万ということで上げられておりますけれども、具体的なネットワーク環境の改善工事というのは、例えばWi-Fiの受信分を増やしていくのか、こういったことで改善を考えられているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

この工事につきましては、当初予算におきまして計上いたしておりましたネットワークアセスメントによる評価を行った後の工事になります。今回の工事につきましては、スイッチやルーターなどネットワーク機器の更新がこの評価により必要というふうに評価されましたので、この工事を全校でやっていくというところで予算を立てているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

**日程第14. 議案第38号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について**

○議長（高橋 直也） 日程第14、議案第38号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 健康課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第38号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度大刀洗町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

すみません。タブレットページで338ページですね、表紙になります。申し訳ありませんでした。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,948万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

予算に関する説明書のほうをご覧ください。タブレットページでは342ページになるかと思えます。予算に関する説明書の4ページ、タブレットページでは346ページになります。

まず、歳出のほうから説明させていただきます。

1款1項1目、総務管理費の一般管理費でございます。補正額4万1,000円。こちらは

4節の共済費、人件費に係る分でございます。4節の共済費、共済組合負担金のほうを4万1,000円計上しております。

次に、5款2項2目保健事業費でございます。8万1,000円の増額でございます。こちらにつきましては8節の旅費、内容といたしましては会計年度任用職員の通勤手当、費用弁償のほうは不足の見込みでございますので、8万1,000円を追加をしております。

以上で、歳出のほうの説明を終わります。

歳入のほうの説明に移ります。

予算に関する説明書の3ページ、タブレットページでは345ページになります。歳入のほうです。

4款1項1目保険給付費等交付金、補正額8万1,000円。内容といたしましては、2節の特別交付金といたしまして、保険者努力支援分といたしまして8万1,000円を計上しております。

次に、6款1項1目一般会計繰入金でございます。補正額4万1,000円。こちらは2節の職員給与費等繰入金でございます。職員給与費等繰入金で4万1,000円を計上させてもらっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

**日程第15. 議案第39号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第1号) について**

○議長（高橋 直也） 日程第15、議案第39号令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） それでは、議案第39号、タブレットページでは347ページをお開きください。提案理由並びに説明のほうを行いたいと思います。

議案第39号令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度大刀洗町の後期高齢者医療保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ577万4,000円を減額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,334万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、まず歳出のほうから説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページ、タブレットページでは355ページになるかと思います。

歳出からです。

1款1項1目一般管理費605万3,000円の減額でございます。こちらにつきましては、人事異動による職員の減によりまして、人件費のほうを減額しております。

続きまして、2款1項1目後期高齢者広域連合納付金でございます。8万1,000円の増額でございます。こちらは18節の負担金・補助及び交付金でございます。負担金の額のほうが確定いたしましたので、市町村事務負担金といたしまして8万1,000円を増額しております。

続きまして、3款1項1目保険料還付金でございます。19万8,000円の増額です。こちらは22節償還金・利子及び割引料といたしまして19万8,000円を増額しております。これは過誤納金の還付金として19万8,000円を計上しておるものでございます。

続きまして、歳入のほうに移ります。予算に関する説明書の3ページ、タブレットページでは354ページになります。

歳入でございます。

4款1項1目事務費繰入金でございます。補正額681万3,000円の減額でございます。こちらは1節の事務費繰入金といたしまして681万3,000円を減額するものでございます。

6款2項1目保険料還付金でございます。補正額19万8,000円の増。こちらは1節の保険料還付金といたしまして、保険料を還付する分といたしまして広域連合より歳入が——お金のほうが入ってまいりますので、19万8,000円を計上しております。

次に、6款3項1目雑入でございます。84万1,000円の増でございます。こちらは1節の雑入、こちらは過年度分の市町村事務費負担金決算剰余金の返還金のほうがございますので、84万1,000円を計上しておるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第16. 議案第40号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第1号）につ

いて

○議長（高橋 直也） 日程第16、議案第40号令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 建設課の黒岩です。よろしくお願いいたします。

タブレットページ356ページをお願いいたします。

議案第40号令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和7年度大刀洗町の下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入の部。

第1款下水道事業収益、6億6,161万円、1,586万8,000円の減、6億4,574万2,000円。

第2項営業外収益、3億9,433万1,000円、マイナス1,586万8,000円、3億7,846万3,000円でございます。

続きまして、支出。

第2款下水道事業費用、6億7,911万9,000円、マイナス1,584万9,000円、6億6,327万円。

第1項営業費用、6億1,788万4,000円、マイナス1,613万4,000円、6億175万円。

第2項営業外費用、6,053万5,000円、28万5,000円、6億82万円。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億2,258万1,000円」を「1億2,445万7,000円」、当年度分損益勘定留保資金「1億2,258万1,000円」を「1億2,445万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部。

第3款資本的収入、3億4,212万9,000円、マイナス130万2,000円、3億4,082万7,000円。

第3項補助金、2億1,983万3,000円、マイナス130万2,000円、2億1,853万1,000円。

支出。

第4款資本的支出、4億6,471万円、57万4,000円、4億6,528万4,000円。

第1項建設改良費、1億3,040万円、57万4,000円、1億3,097万4,000円。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給料費、3,119万7,000円、マイナス238万円、2,881万7,000円。
他会計からの補助金。

第5条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「2億5,277万6,000円」を「2億3,560万6,000円」に改める。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

今回の主な補正は、人件費の調整、県の前年度決算に伴う下水道処理で負担する維持管理費負担金の調整、町の前年度決算に伴う減価償却等の試算に関する費用の調整、大堰地区水処理センターのゲートの改築の分でございます。

次に、予算に関する説明として、タブレットページ363ページをお願いいたします。

下水道事業会計補正予算の事項別明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益として補正予算額1,586万8,000円の減。主なものといたしましては、1款2項2目の他会計補助金1,586万8,000円の減は、補正に伴い収益的の支出が減少したためでございます。

次のページをご覧ください。

支出、2款下水道事業費用として補正予算額1,584万9,000円の減。主なものといたしましては、2款1項4目の総係費238万円の減は、人件費の調整に係るものでございます。

次に、2款1項5目の流域下水道維持管理負担金1,601万2,000円の減は、県の前年度決算に伴い不足する維持管理負担金の額が確定したためでございます。

次に、2款1項6目の減価償却費187万6,000円の増は、令和6年度決算での下水道施設の固定資産整理により増加するものでございます。

次に、タブレットページ366ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入として、3款資本的収入、補正予算額130万2,000円の減。主なものといたしましては、3款3項3目他会計補助金130万2,000円の減は、減価償却

費の変動により、一般会計繰入金の算定の結果、減額するものでございます。

次のページをご覧ください。

支出、4款資本的支出、補正予算額57万4,000円の増。主なものといたしましては、4款1項2目処理場建設改良費57万4,000円の増は、大堰地区水処理センター場内の進入口ゲートを補修改築工事する費用でございます。現在、ゲートを開ける際、開閉に支障を来しており、本体破損の懸念が強くなっていることから、補修を行うものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 先ほど建設課長が提案しました議案第40号の表紙、タブレットでいきますと356ページの部分になります。紙ベースの1ページのところの一番下になります。第2款下水道事業費用の第2項営業外費用のところでございますけども、その一番右のところですね、補正予定額の最終的な金額でございます。その部分で6億82万円と説明しましたがけども、正しくは6,082万円でございますので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第17. 認定第1号 令和6年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第18. 認定第2号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19. 認定第3号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20. 認定第4号 令和6年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21. 認定第5号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計決算の認定について

○議長（高橋 直也） 日程第17、認定第1号令和6年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定から、日程第21、認定第5号令和6年度大刀洗町下水道事業会計決算の認定についてまで、以上5件につきましては関連がありますので、これを一括議題といたします。

各議案一括して、順次、提案理由及び内容の説明を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） それでは、説明させていただきます。

認定第1号令和6年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第5号令和6年度大刀洗

町下水道事業会計決算の認定についてまで、一括議題として続けて説明させていただきます。

内容は決算特別委員会で審議が予定されていますので、実質収支に関する調書のみ説明させていただきます。

それでは、タブレットで368ページをお願いいたします。

認定第1号令和6年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、タブレットで503ページ、紙では265ページをご覧ください。503ページでございます。

実質収支に関する調書。区分、金額と読み上げてまいります。

- 1、歳入総額101億5,128万4,171円。
- 2、歳出総額93億8,053万9,893円。
- 3、歳入歳出差引額7億7,074万4,278円。
- 4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額1億160万8,000円。
- 5、実質収支額6億6,913万6,278円。

これで、認定第1号の説明を終わります。

次に、続きましてタブレットで630ページをお願いいたします。

認定第2号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

タブレットページで647ページ、紙で31ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

- 1、歳入総額17億2,072万4,912円。
- 2、歳出総額17億544万9,357円。
- 3、歳入歳出差引額1,527万5,555円。
- 5、実質収支額1,527万5,555円。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

次に、タブレットページで657ページをお願いいたします。

認定第3号令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計

歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

タブレットページで666ページ、紙で15ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額2億8,044万7,285円。
- 2、歳出総額2億7,102万2,875円。
- 3、歳入歳出差引額942万4,410円。
- 5、実質収支額942万4,410円。

以上で、認定第3号の説明を終わります。

続きまして、タブレットで673ページをお願いいたします。

認定第4号令和6年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

次に、タブレットで680ページ、紙で11ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額473万1,255円。
- 2、歳出総額ゼロ円。
- 3、歳入歳出差引額473万1,255円。
- 5、実質収支額473万1,255円。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

続きまして、タブレットで681ページをお願いいたします。681ページ。

認定第5号令和6年度大刀洗町下水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度大刀洗町下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

タブレットで685ページ、紙では3枚めくっていただきまして、1ページ、2ページをお願いいたします。685ページと686ページをご覧ください。

- 1、収益的収入及び支出の収入、第1款下水道事業収益、決算額といたしまして6億5,292万3,549円。

次に、支出、第2款下水道事業費用といたしまして、決算額6億5,676万5,710円となっております。

次に、損益計算書となりますので、689ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。こちらの下のほうをご覧ください。

当年度純利益1,567万5,164円。

前年度繰越欠損金といたしまして267万9,076円。

当年度未処分利益剰余金といたしまして1,299万6,088円となっております。

1枚前に戻っていただきまして、タブレットでは687ページと688ページでございます。

2資本的収入及び支出の収入の第3款資本的収入の決算額が3億984万8,000円となっております。

支出、第4款資本的支出、決算額といたしまして4億3,102万4,322円、翌年度繰越額といたしまして2,470万円でございます。

タブレットページの687ページの下のほうの文章でございます。

資本的収入額から翌年度へ繰り越される支出財源に充当する額の2,700万を除きまして、資本的支出額に不足する額1億4,587万6,322円は、繰越工事資金2,124万4,000円、過年度損益勘定留保資金5,070万5,256円、当年度損益勘定留保資金7,392万7,066円で補填をいたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 直也） お諮りします。日程第17、認定第1号令和6年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第21、認定第5号令和6年度大刀洗町下水道事業会計決算の認定についてまで、以上5件につきましては、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、決算特別委員会は、9月8日午前9時30分より、協議会室で開催いたします。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後0時57分

令和7年 第11回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和7年9月16日 (火曜日)

議事日程 (第2号)

令和7年9月16日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1 番	松本 照行	2 番	古賀 世章
3 番	中村 竜博	4 番	平田 康雄
5 番	實藤 量徳	6 番	安丸眞一郎
7 番	平山 賢治	8 番	河野 政之
9 番	大石 純	10 番	白根 美穂
11 番	野瀬 繁隆	12 番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	重松 俊一
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	平田 栄一
企画財政課長	……………	松元 治美	税務課長	……………	棚町 瑞樹
福祉課長	……………	渡邊 章子	地域振興課長	……………	村田 まみ
農政課長	……………	矢永 孝治	こども課長	……………	早川 正一
健康課長	……………	田中 豊和	生涯学習課長	……………	西村 智道
建設課長	……………	黒岩 雄二	住民課長	……………	入江由香理
会計課長	……………	案納 明枝	財政係長	……………	福岡 信義
人事係長	……………	西隈 佳菜			

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。また、町民の皆様には早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和7年第11回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程表は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております4番、平田康雄議員、発言席からお願いいたします。平田議員。

4番 平田 康雄議員 質問事項

1. 不登校問題の解消について
2. 体育館への空調機の設置について
3. 保育園の副食費補助の増額について

○議員（4番 平田 康雄） おはようございます。議席番号4番、平田康雄です。私は、不登校対策と体育館への空調機の設置、保育園の副食費補助の増額の3件について質問します。

まず最初に、不登校対策について質問します。

文部科学省の2024年データによると、日本の不登校問題はかつてない規模で拡大しており、2024年の最新データもその深刻さを示しているとのことであります。不登校の増加傾向は11年連続で続いており、特に小中学生の不登校児童生徒数は過去最多を記録しているとのことであります。2023年度の不登校児童生徒数は、全国で34万6,000名、前年度から4万7,000名増加しているそうです。この数字は在籍する児童生徒1,000人当たりになると37.2名となるそうですが、本県では43.4名、つまり全国平均を6.2ポイント上回っているそうであります。

本町においては、元年度に中学生の不登校数が44名と生徒総数の10%となったのを捉え、令和4年9月議会で不登校問題について質問をいたしました。教育長の回答は、令和3年度の不登校数は小学生が11名で、前年度の16名から5名減少した、中学生は14名で元年度の44名をピークとして減少傾向にあるということでした。

また、不登校問題の解消を図るため、令和6年度に健康管理センターを改修し、こども総合支援拠点を設け、こどもとその家庭などを支援する。このため学校に行けない児童生徒が自由に利

用できる学習室を設ける計画である。支援員2名の配置も協議したいということでもございました。教育長の回答どおり、子どもたちが自由に利用できるこども自立サポートセンターが設置され、2名の指導員により適正な運営が行われているようですが、場所が非常に遠いということで、小学生の利用は困難ではないかと考えております。

そこで、不登校問題の解消に向けた教育委員会の考えや不登校児童生徒の状況、あるいは問題解決のための施策などについて質問いたします。

それでは質問します。まず、小中学生の不登校問題の解消について、教育委員会のお考えをお聞かせください。

次に、不登校児童生徒数についてであります。

令和4年9月議会で質問したときは、不登校数は減少傾向にあるとの回答でした。その後、3年程度経過しましたが、現状やその後の推移はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員御質問の、不登校問題の解消について答弁いたします。

まず、不登校問題の解消に向けた教育委員会の考えについての御質問です。

義務教育段階にある小中学校は、社会性の育成や生涯を通して学び続ける学力を育てるための学習の場として重要な意義、役割があります。子どもたちが将来の社会的自立に向けて成長していくためには、不登校の解消は教育委員会としても重要な課題だと認識しています。

本町では、福岡県教育委員会が策定した不登校児童生徒支援グランドデザイン等の趣旨を踏まえながら、個別支援の強化、家庭との連携支援、多様な学び場の確保等の方針で対応を現在進めているところでございます。具体的には、先ほど議員おっしゃいましたように、平成31年に中学校内に校内適応指導教室ラポールを設置し、また令和6年にはこども家庭センター内にこども自立サポートセンタードリームを設置し、不登校問題に対応しているところです。

教育委員会としましては、今後とも不登校の対応について様々な施策を積極的に講じていくとともに、学校や家庭、関係機関と連携を取りながら、不登校の早期解消に向けて努力する考えでございます。

次に、不登校数の現状やこれまでの推移についてですが、小学生の不登校児童数は議員おっしゃいましたように令和2年度が16名、令和3年度が11名でしたが、令和4年度以降、令和4年度が20名、令和5年度が21名、令和6年度が26名と現在増加傾向にあるところです。

また、中学生においては、令和2年度16名、令和3年度14名でしたが、令和4年度は8名、令和5年度は27名、令和6年度は12名と増減を繰り返している状況でございます。

以上で、平田議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問します。

前回、質問したときは、小中学生の不登校児童生徒数は減少傾向にあるということでしたけれども、最近やや増加傾向にあるようです。このこどもたちについて教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 平田議員の御質問にお答えいたします。

不登校には、いろいろなタイプがございます。指導等によりまして教室のほうに復帰できる児童生徒もいますけれども、何らかの心理的、身体的、社会的要因や家庭の問題などでどうしても復帰できない児童生徒が一定数いるのが現状でございます。教育委員会としましては、今後不登校数ゼロを目指して、いろんな施策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 確かにいろんな要因で不登校になるということで、対応というのは非常にやっぱり難しいだろうとは思っております。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問は、本町における不登校問題解決のための施策についてであります。

教育委員会では、これまで小中学生の不登校問題の解決に向け、どのような施策を講じられましたか。こども自立サポートセンター設置後に講じられた施策というのがありますか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員御質問の、この不登校問題解決のための施策などについて答弁をさせていただきます。

まず、問題解決のために講じてきた施策についてですが、教育委員会では不登校の解消を図るため、中学校に校内適応指導教室ラポールを設置いたしまして、小中学校にはスクールソーシャルワーカー等を配置するなどし、早期発見、そして対応に努めてまいりました。

さらに、先ほど申しましたように、昨年度にはこども家庭センター内に新たにこども自立サポートセンタードリームを設置し、取組を進めているところです。

次に、このこども自立サポートセンタードリーム設置後の施策としましては、当初からこども育成支援員2名を配置させていただいて取組を進めさせていただいています。また本年度からは中学校内のラポールにも教育支援センターの指導員ということで2名を配置させていただいてい

るところです。また、このラポールやドリームに来られた児童生徒については、中学校の校長のほうに連絡をさせながら出席扱いとしており、高校への進学などに向けた取組を行っているところでございます。

以上で、平田議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問します。

昨年、設置された子ども自立サポートセンタードリームの利用状況はいかがででしょうか。また、現在、何名の児童生徒が利用されていますか。

○議長（高橋 直也） 早川子ども課長。

○子ども課長（早川 正一） お答えいたします。

ドリームについては、令和6年度に設置しまして、現在2年目でございます。昨年度は小中学生が年間で延べで430名利用をされております。現在も7名の児童生徒が利用をしているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） じゃあ、このドリームでは具体的にどのような指導が行われているんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川子ども課長。

○子ども課長（早川 正一） お答えいたします。

ドリームでは、学習支援や教育相談、あるいは保護者への情報提供のほか農業や料理などの体験活動を行っているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） ドリームを設置後、既に1年が経過していますが、何らかの成果がありましたか。

○議長（高橋 直也） 早川子ども課長。

○子ども課長（早川 正一） この施設を利用して、活動を通しての子どもたちにつきましては、心の安定を図ることなどに努めた結果、自信を回復するなど、1名は希望の高校のほうに進学することができております。また2名は学校に登校することがベースになるなどの基本的な生活習慣の改善を図ることができるようになっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 結果が少しでも出ればいいから、ぜひしっかり指導していただきたいと思います。

それから、先ほど教育長のほうから、ラポールやドリームに出席したこどもたちを出席扱いにするということですが、これは誰でも出席扱いにできるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

ラポールやドリームに来ていた児童生徒につきましては、誰でも来ることができるんですけども、出席扱いにすることができるのは教育委員会に登録した児童生徒のみでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） ラポールとかドリームに、そこで出席で勉強すれば出席扱いになるというのは、ちょっと知りませんでしたけども、これはいい制度だと思います。ぜひ積極的に続けていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

3つ目の質問は、小学生の不登校問題についてであります。

近年、不登校となるこどもの低年齢化が進み、全国的には小学生の不登校児童生徒数が増加傾向にあるようです。特に注目すべきは、小学校のときに不登校となり、中学生になっても継続して不登校の状態を続ける生徒の増加というのが全国的には顕著ということであります。不登校児童生徒の解消に向けた対応は、やはり非常に難しいと思っておりますけども、やはり小学生のうちに何らかの対策を講じないと、中学生になってからでは遅くて、ますます対応が困難になるんじゃないかと思っております。

本町には、こどもたちが勉強の場として、ラポールとかドリームがあり、小学生もドリームには通うことができるということですが、この場所は遠いということで、現状では小学生が通うのはかなり難しいのかなと思います。今後、小学生が自分で通うことができる場の確保が必要じゃないかと思っております。

そこで、質問です。これまで小学生の不登校対策としてはどのような施策を講じましたか。また、新たな施策として、学校や校区センターなどに不登校状態にある小学生などが自由に勉強できる場を設ける考えはありませんか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員御質問の、小学生の不登校問題の解消に向けた新たな施策をについて、答弁させていただきたいと思います。

先ほど議員が申されましたように、全国的に小学生の不登校児童数が増加傾向にあることは教

育委員会としても危惧しているところでございます。

それでは、まず、これまでに講じられてきた施策についてですが、これについては先ほども御答弁いたしましたように、児童生徒が不登校となる背景にある要因や直接的なきっかけは様々であり、学校での対応をはじめとしてスクールソーシャルワーカーやこども支援ワーカーを設置しながら、個別にきめ細かな支援を実施してきているところでございます。

特に、小学校においては家庭訪問などによる児童の状況の把握やオンラインによる授業、あるいは放課後の学習支援を実施しているところです。また不登校状態にある小学生の心の安定と心のエネルギー回復に努め、自身の構築、基本的生活習慣の改善を図るとともに、社会的自立を目指してこども自立サポートセンタードリームを設置しており、現在3名の小学生が学習や読書、そして野菜栽培や調理などの体験活動を行っているところです。

次に、2点目、小学校や校区センターなどへの勉強の場の設置についてですが、こどもたちが何らかの理由により学校へ行けない、あるいはこども自立サポートセンタードリームへの送迎が難しい、こういった問題などもあり、もっと身近な場所での支援事業が必要であるとは考えているところです。実を言いますと、今回、福岡県が新たな事業を展開しておりまして、地域総がかりで行う不登校児童生徒支援事業、これにモデルケースとして、現在、大堰交流センターで実施する予定でございます。大堰交流センターなどでの現在意見をお聞きしながら、設置に向けた準備を進めさせていただいているところです。

一方、議員おっしゃいました、小学校でのこの空き教室の利用については、なかなか放課後の利用はできると思いますけども、1日を通しての利用は非常に難しいのではないかというふうに考えているところでございます。

以上で、平田議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 不登校児童を支援するための授業ですか、これ大堰交流センターでモデル的に行うということですが、実施時期はいつ頃をお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 大堰交流センターでの授業の実施につきましては、今年度設置を予定しております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 交流センターとか、あるいは区長さん、こういった地元との調整というのはできているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

北筑後教育事務所の担当の方にも地元の協議のほうに入らせていただきまして、事業の内容等の説明をしていただいてまして、地元との調整はほぼ終わっております。今後は設置に向けて準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 不登校児童を支援する事業ですけど、非常に期待したいなと思っておりますけども、具体的にはどのような事業なのでしょう。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

地域総がかりで行う不登校児童生徒支援事業でございますが、家から出ることができるが、通う場所がないなど、不登校児童生徒が気軽に立ち寄れる地域での居場所をつくり、地域住民の協力のもと、学習や体験活動等を通して社会的自立を促すとともに、保護者を支える地域の仕組みをつくることを目的とした事業でございます。

具体的には、地域のコミュニティセンターや公民館などを活用し、不登校児童生徒が立ち寄りたくなる居場所をつくり、スムーズに学習や活動が実施できるように運営スタッフを配置しまして、学習活動、スポーツ、料理などの体験活動、地域との交流などをサポートしていく事業となります。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 地域を巻き込んだ取組をしないと、学校だけでは難しいんじゃないかと思って、ある面ではその地域の中でやるということで非常に期待されるのかなと、関心して見ておきたいと思えます。

次に、学校の空き教室の利用についてですけれども、学校には勉強の場を設置する場所がなかなか確保できないということですが、将来はこどもの数が大幅に減少するということが考えられます。ここで、将来に向けて、学校の空き教室を利用した計画を立てると、そういうことはできないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 確かに将来につきましては、少子化等により、空き教室のほうが増えてくるかと思えますけれども、当分の間は、今、各学校、教室が十分に空いてない状況でございますので、当分の間は難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 先ほどから言っておりますように、不登校問題というのはなかなか、本人もそうでしょうし、家庭もそうでしょうし、地域としても、学校としても、非常に難しい問題だと思っています。この不登校問題を解決するためには、教育委員会では様々な施策を講じられているようですが、特に昨年度に設置されたこども自立サポートセンター、これには2名の支援員を配置されておりまして、不登校問題を解決するのにすばらしい施設となっているようでございます。またラポールにも指導員を配置されたということでありまして、非常に感謝したいと思っております。

現在、教育委員会では不登校児支援するための事業ですか、これを検討されているということでございますけれども、これは、やはり大堰交流センターだけではなくて、他の校区センターによっても積極的に実施して、不登校問題の解決、これに努めていただきたいと思えます。

それから、これは直接、不登校とは関係ないかもしれませんが、校区センターや地域の公民館ですね、これに不登校児もそうですけれども、そのこどもたちから自由に勉強できる場の設置につきましても、ぜひ検討を希望したいと思います。

最後になりましたけれども、聞くところによりますと、eスポーツクラブの導入によりまして、不登校児童生徒、大幅に減った事例があるというふうに聞いております。近年、eスポーツクラブを導入する学校が増加傾向にあるようでございます。

このeスポーツクラブというのは調べてみますと、どうもゲームを取り入れたクラブ活動のことだそうございまして、そういうことで、不登校の生徒が減るならば、ぜひ本町でも検討して、取り入れたらいいのかなというふうに思っております。ぜひ検討してください。

それじゃあ次の質問に移りたいと思えます。

2つ目の質問は、体育館への空調機の設置についてであります。

今月2日付の西日本新聞に、小中学校体育館に空調を特需という記事が掲載されておりました。空調機のメーカー各社が、小中学校体育館の空調機導入の特需に湧いているということでした。猛暑による熱中症予防が課題となる中、全国の体育館へのエアコン設置率は22.7%、本県は10.4%のことで、国が交付金を設けて導入を促している、そういった内容でした。ちなみに本町の体育館の空調機の設置率はゼロ%ということで、設置の事例はないということでもあります。

体育館の空調機の設置については、夏場における体育の授業の実施や避難所機能の充実を図る必要があるため、令和5年12月議会におきまして早急なる空調機の設置の要請をしたところ、教育委員会からは体育館に1か所、モデル的に空調機を設置整備するため設置費用とか断熱対策経費などを調査したいというふうな回答がっております。経費としては、避難所機能の充実を図るということで、緊急防災減災事業債を活用できるということでしたが、そういうことでした

から、私は勤労者体育センターですね、ここに空調機が設置されるんじゃないかと考えていたところでございます。しかしながら、最近の教育委員会の取組状況から判断すると、避難所機能の充実もありますけれども、主として体育の授業を行う場として学校体育会の空調機の設置を進める考えのように思われます。

そこで、空調機設置に向けた現在の教育委員会の考えとか調査状況などについてお尋ねしてきたいと思います。

それでは質問します。1つ目は、空調機設置についての教育委員会の考えなどについてであります。まず体育館などの空調機の設置について、教育委員会の基本的なお考えをお聞かせください。

次に、空調機設置についての具体的な計画などについてであります。

本町には6つの体育館と武道場合わせて7つの施設がありますが、空調機の設置計画はどのようになっていますか。設置時期はどうでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは平田議員御質問の、空調機の設置についての基本的な考え方などについて答弁させていただきたいと思います。

まず空調機に関する教育委員会の基本的な考えについての御質問です。

議員おっしゃいましたように、当初は避難所としてモデル的に1か所、勤労者体育館等々で空調機の設置ができないかというふうな考えではございましたけれども、先ほども御指摘のように、御紹介のように、近年の猛暑に伴い、小中学校での体育の授業は非常に困難な状況でございます。教育委員会としましては、まずは学校体育施設へ、体育館へ優先的に空調機を設置したいと考えているところです。

なお、本町には各小中学校体育館、武道場、勤労者体育センターがありますが、まずこの小中学校の体育館に空調機を設置していきたいというふうに考えています。

次に、空調機設置計画やこの設置の時期などについての御質問ですが、現在、具体的な計画内容は予算や国との調整が必要であるために、明確にいつというふうな実施工事が進めるということではできませんけれども、教育委員会では本年度中にまず実施計画を行い、来年度には小中学校体育館への空調機を設置したいというふうに考えているところです。

以上で、平田議員の質問に対する答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問をします。

まず最初に、小中学校体育館に空調機を設置するということですが、避難所についてはど

のようにお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

小中学校体育館も指定避難所のほうに指定をされておりますので、緊急の場合につきましては優先的に小中学校体育館のほうを利用したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 確かに空調機を設置すれば、避難所として機能はありますから、やっぱり優先的に利用するというのは非常にいいことだろうと思います。

学校の体育館に空調機を設置する場合は、国の補助を受ける必要があると思っています。しかし、そのためには断熱工事を行うということは義務づけられているようです。調査したところ、この断熱のための工事費というのは、空調機の導入よりも非常に高額になるというふうに、いろんな書類には書いてありました。これについてはどのように対応されるお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

議員おっしゃるように、今回の空調機を設置する補助金につきましては、断熱工事のほうが必要の条件となっているところでございます。この断熱工事につきましては、どの程度費用を抑えられるかというのが重要なところでございまして、効果的な断熱性能を持ち、なるべく経費がかからないような工法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 確かに最近、国のほうも空調対策を進めるということで、この断熱工事もかなり緩やかになっているのかなというような気がしております。

天草市ですけれども、2年間で30校に空調機を設置されたということですが、本町では武道館、武道場を含め7か所ですが、この断熱工事をいずれにしてもやらなきゃいかんということですから、長期間要するのではないかと思います。来年度に小中学校の体育館に空調機を設置するということですが、武道場とか勤労者体育センターの設置、これは何年度になるんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったように、小中学校の体育館につきましては来年度設置に向けて準備を進めたいというふうに考えております。武道場、勤労者体育センターについては、その後、

9年以降になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 昨日、勤労者体育センターでカトリック教会のレクリエーション大会がありましたけれども、出席者から、暑いと、どうかしてくれというふうな要望があつておりますので、いやーそりゃ、そうとう後になるんじゃないかと答えたけど、なるべく早くするように言ってくださいという要請を受けたところであります。

次の質問に移ります。

2つ目の質問は、体育館の空調の設置について、令和5年12月議会での教育委員会の回答というのが先ほど教育長からも言われましたように、その体育館に1か所、モデル的に空調機を整備する。設置費用や断熱材経費などを調査したいということでしたけれども、それがもう一つ、今年の6月議会でも實藤議員が質問されましたときに、空調機を設置されている市町村の状況を研究し、準備を進めたいというふうに回答されています。

そこで質問ですけれども、教育委員会では体育館の空調設置について、これまでどのように調査をされましたか。調査場所とか調査の内容、調査結果をお示してください。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員御質問の2点目、空調機設置状況調査場所や内容、調査結果などについて答弁させていただきたいと思えます。

議員おっしゃいましたように、天草市の視察を、教育委員会のほうも議員の皆さんと一緒にさせていただいたところです。それと併せて宮若市を視察させていただきました。設置された空調機の状況や導入経費、そして運営経費等について調査を実施したところです。また、設置された空調機の稼働状況についても確認をさせていただきました。

まず、天草市の調査ですが、これはの空調方式がガス式の自立型の空調と、それから電気式でスポットバズーカという空調機を設置した体育館の視察を行ったところです。設置費用やランニングコストの面から判断すると、この本町においては後者の電気式です、スポットバズーカの空調機による設置がいいのではないかというふうに思われます。スポットバズーカの費用ですが、1台当たり200万円程度とのことでしたが、現在、全国的に非常に需要が増しておりますので、価格が高騰しているようでございます。

なお、天草市では2年間で小中学校合わせて30校全ての体育館に空調機が設置されました。財源としては過疎債を活用されており、設置のための補助金は受けておらず、断熱工事は行われていませんでした。

次に、宮若市ですが、この工事費やランニングコストから宮若市のほうでは、この電気式の空

調機が選択され、中学校ではメンテナンス通路、よくありますけども、あの2階のほうに、その下側に設置されておいたり、あるいは中学校、小学校ではアリーナ内に未置き型の空調機が設置されていたところですよ。財源としては補助金を用いて設置されていますけども、当初は断熱確保の要件はなくて、断熱工事は実施していないということではございました。

以上で、平田議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問します。

体育館への空調機の設置については、機器導入経費のほかにも様々な難しい問題があるようです。実際、どのようなことが問題でしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

体育館の空調設備設置につきましては、金額が高額になるため国のほうから補助金のほうがあります。それは空調設備整備臨時特例交付金という補助を受けるものがございます。この補助を受けるためには、空調設置のほか、先ほどございました断熱工事に取り組むことが必須条件として付けられておまして、経費の高額化が予想されますので、どのような工事に取り組むかが、断熱工事について課題となっているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 断熱工事というのが、確かに問題となっているけども、この断熱工事費というのは大体1か所当たりどの程度の経費が必要なんでしょう。

○議長（高橋 直也） こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

断熱工事につきましては、文部科学省のほうから事例として出ておりますのが、屋根の遮熱塗装、天井の遮熱シート張り、窓の日射調整フィルム張りなどが事例として上がっているところでございます。ある種の状況ですけども、このうちの屋根の遮熱塗装、窓ガラスへの遮熱フィルムの施工で1か所当たり約3,600万円ほどの費用がかかるという試算がございます。本町におきましては、学校の体育館の場合、どのぐらいかかるかはちょっと分かりませんが、なるべく安価な方法でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） やっぱ3,600万円、結構かかるもんですね。

それで、国の補助金ですね、この補助率っていうのはどの程度でしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 補助率につきましては工事費の2分の1となっております。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 2分の1いただいても結構かかるということですが、先ほど空調機は1台200万円ということですが、この体育館は広いので、数台の空調機を設置する必要があるんじゃないかと思います。教育委員会で1か所当たりどの程度の費用がかかるとお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

空調機の設置費用につきましては、小学校と中学校の体育館の広さがちょっと違いますので一概には言えませんが、先ほど御紹介にありましたスポットバズーカを使った場合につきましては、1か所当たり2,000万円から3,000万円程度の費用ではないかと思っているところでございます。

なお、先ほど教育長のほうが答弁されたように、全国で今、空調機の設置が急激に進んでおりますので、空調機の価格が高騰しているというふうな情報を得ておりますので、実際にはもう少し高額になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 総務文教厚生委員会では、体育館への空調機の導入を本年度の調査研究のテーマに掲げまして調査を進めてまいりました。天草市における空調機導入の状況調査の結果では、GHP自立発電型とスポットバズーカ方式の調査を行いましたけれども、導入経費とランニングコストの面から思料すると、私もやはりこのスポットバズーカ方式の空調機を導入したほうがいいんじゃないかなと思ったところであります。実際に設置されている体育館にも行って、稼働状況を確認いたしましたけれども、まあ思った以上に涼しくてかなり効果あるのかなというふうに感じたところです。町でもスポットバズーカ方式を検討されているようですが、全国の市町村でも導入が検討されているようでございますので、国の補助金を確保するためにも、なるべく早く計画を確定して設置を進めていただくよう要請するものであります。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問は、保育園への副食費補助についてであります。

私は3月議会において、保育園の副食費の補助の増額について質問をいたしましたけれども、ここで教育長の回答というのは、物価高騰により値上げが必要になった場合は検討するというものでした。聞くところによると、副食費に要する経費は昨年よりもかなりアップしているようなの

で、当然、教育委員会としては補助の増額に向けた検討を進めておられるんじゃないかと思えます。

そこで、副食費に要する経費などの調査状況や副食費の補助の増額などについてお尋ねします。

それでは質問します。物価は昨年より大幅にアップしていますので、当然、教育委員会では副食費に要する経費などの状況について調査されたことと思います。調査の結果はどうでしたか。

次に、副食費補助の増額についてであります。

副食費補助として、現在、乳幼児1人当たり1,000円を助成されていますけども、これを小学生並みに増額できないものでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員御質問の、保育園等における副食費補助の増額について答弁させていただきたいと思えます。

まず、副食費に要する経費の調査結果等についてですが、議員おっしゃいましたように、保育園の副食費については、以前の議会でも御質問いただきました。物価高騰により経費が大幅に高騰し、保育園から副食費の値上げについて要請があった場合、補助金の増額について検討することとしていたところではございます。

ただ、現時点では、町内保育園からの副食費値上げの要請はございませんが、この副食費に要する経費は、具体的なちよっと金額は申し述べることはできませんけども、承知のように前年度に比べてかなり増えているのではないかというふうに想像できるところです。

次に、副食費補助の小学生並みの増額についてですが、この補助金の増額については予算の関係もありますので、現段階では具体的な回答はできませんけども、補助金を増額できるかどうか、どの程度の増額が必要か、検討を行うとともに、県の補助事業が出てきておりますので、その活用も含めて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で、平田議員の質問に対する答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 再質問します。

副食費に要する経費は前年度に比べてかなり増えているということですけども、どの程度上昇しているか、おおむねで結構ですけど、分かりませんか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

現時点で要請等が出ていないところですけども、前年に比べて約2割程度上昇しているというふうにお聞きをしたところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 2割アップということは、かなりアップしていると思います。

今年度から中学生は補助額が1,000円増額されて2,000円となっています。また小学生は600円増額され1,600円となっていますが、保育園においては増額されておらず1,000円のままであります。確かに予算の関係もあるので、教育委員会としては具体的な金額は提示できないんでしょうけども、私は小学生並みに600円程度増額すべきでないかと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 先ほど教育長のほうが申し上げましたとおり、現時点で保育園のほうから要請が来ておりませんので具体的な回答はできませんけども、現在の物価高騰の現状を踏まえたと、補助金を増額できるかどうかも含めて今後、検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 増額できるかどうか今後検討するということですが、この実施時期はどうでしょうか。本年度の実施に向けて検討というのはできないものでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 実施時期についても、補助金の増額と併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） この4月から、先ほど言いましたように、小中学校の給食費の補助というのが大幅に増額されましたけれども、保育園の副食費というのが増額されないままとなっております。私は非常に疑問に感じていたところであります。先ほど県の補助事業の活用も含めて、補助金の増額の検討するという事なので、少し私としては安心したところであります。ぜひ小学生並みに増額して、安心して保育ができるようにしていただくよう希望するものであります。

以上をもって質問を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で10時半から再開いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、2番、古賀世章議員、発言席からお願いいたします。古賀議員。

2番 古賀 世章議員 質問事項

1. 小口現金「おつり」の取扱いと管理について問う。
2. のりあい定額タクシー「ひばり号」の運行評価について問う。

○議員（2番 古賀 世章） 議席番号2番の古賀世章でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、住民主体の住みよい安全で安心なまちづくりを目指してという観点から、本日は以下2点につきまして質問をしたいと思います。

まず、第1点目でございますが、現在、町議会の百条委員会でも問題になっております大刀洗マルシェかてての不適切な経理処理の問題に関連をいたしまして、役場のほうから毎年新年度初めに支給され、そして年度末に回収をされております歳計外現金の小口現金、いわゆるお釣りでございますが、この管理とその取扱い、これらの規定と実際の状況はどうかということにつきましてお尋ねをするところでございます。

2つ目は、のりあい定額タクシー「ひばり号」についてでございます。

一昨年の7月から運行が開始されておまして、今日に至っております。町のほうの前向きな御努力もありまして、成果が上がっているものだというふうに認識をしているところでございます。今回は、町の公共交通計画の評価とその進捗度について質問をしたいと思います。

また、昨年は新たな試みといたしまして、9月から11月末までの3か月間、夜間の実証運行が実践されましたが、それらの結果や課題、そして今後の計画などにつきまして改めてお尋ねをするものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、質問は小項目ごとに行いたいと思います。

それでは、まず第1点目でございますが、現在の議会の百条委員会でも話題になっております大刀洗マルシェかてての不適切な経理処理の問題に関連しまして、役場のほうから毎年新年度初めに支給され、そして翌年の年度末に回収されております歳計外現金の小口現金、いわゆるお釣りでございますが、この取扱いに関しまして、町の取決めと実際の状況についてお尋ねをしたいというふうに考えております。

まず（1）番目でございますが、小口現金、お釣りの取扱いにつきまして、事務決裁規定でありますとか、あるいは財務規則など、具体的な取決め事項はあるのかどうかを確認したいと思います。もしあるのであれば、その具体的な内容等につきまして御答弁をお願いしたい。よければ

詳しく5W1Hでお願いをしたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、古賀議員御質問の小口現金、お釣りの取扱いと管理について答弁をいたします。

小口現金、お釣りの取扱いについて、規定や規約など具体的な取決め事項についての御質問でございます。

まず、お釣りとは、会計処理上、一般の会計とは別に、歳計外において釣銭として管理している現金のことと理解してございます。この点、小口現金や釣銭に限った規則や規約は制定してございませんが、事務処理の流れといたしましては、まず担当課から歳計外現金の支出命令書により会計管理者に請求があり、会計課において支出の内容確認後、担当課に現金を支払い、担当課の業務終了時に会計課へ精算入金し、業務が次年度にも継続する場合は年度末に精算し、新年度に歳出することとなっております。この際、お釣りにつきましては、他の小口現金とは異なりまして、基本的に金額の増減は生じない性質の現金であることや、常時釣銭が必要な部署におきましては釣銭現金の持ち出しが難しいことから、便宜的に、担当課におきまして、実際の現金の出し入れはせずに、帳表上で年度末の精算処理と年度初めの支出処理をしてきたものと理解してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございました。まず、この経理処理に必要な規約と申しますか、決済と申しますか、これがないというのはどういうことでしょうか。まずここを確認したいと思います。よろしくお願います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

市町村によっては釣銭の取扱い要領等を定めているところがございますけれども、本町においてはそのような定めがなされていなかったということでございます。また、釣銭につきましては、これは地方自治法等を含めて個別の法によって想定されていない、法では定められていない種類の現金でございまして、しかしながら全国全ての自治体、恐らく全てですけれども、必要に迫られてそれぞれ運用の中で運用されてきている現金だというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 先ほどの町長の御答弁では、法に定められていないからやらなくてもいいよというふうに聞こえたんですけれども、まず全国津々浦々市町村があろうかと思うんですけど、全体の中でどれくらいの市町村がされてどれくらいの、割合で結構ですけれども、市町村がされていないのか、この辺を把握されておるのかどうか、これをまずお願いをいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

まず要綱とか要領というのは、事務処理を進めるに当たって手順等を定めたものでございます。今、議員から御質問がございました全国の自治体において、では釣銭に関する要領、要綱をどの程度の割合の自治体が定められているかということについては、現時点で情報を持ち合わせておりません。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 現時点では把握していないという御答弁でございますが、今後も把握はしない予定ですか。そこをきちんとお答えをください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

全国的なレベルで把握できるかどうかというのはちょっと事務処理的に難しい面がございます。ただ、必要だというふうに判断すれば、当然他団体の状況も勉強させていただきながら、今後必要な要綱等の整備については検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 私の質問に的確にお答えをいただきたいと思うんですが、私はやる気があるのかどうかを問うところですよ。今の御答弁は、何かどうでもいいような御答弁やったように思いましたけれども、そこをもう一回きちんと答えてください。お願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

必要な要綱等の整備については、他団体の状況を調査した上で、制定する方向で検討をさせていただければと思います。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 申し訳ない、もう一回確認ですけど、何ですか、調査をする方向で検討するというふうに聞こえたんですけど、どういう意味ですか。調査をする方向で検討するのは、日本語にもなつとらんような気がしましたけど、いかがですか。そこをきちんとお答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

重複した答弁になって恐縮ではございますが、全国的な自治体の調査をするというのは、それは事務的にも大変難しい面がございますので、実際にそういう要綱を定められています幾つかの市町村の事例を参考に、整備をする方向で検討をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 何となく分かったような分からんような御答弁でございましたが、前向きに捉えてよろしいものかどうか。もしやるならいつ頃までに調査をされるのか、ここをお願いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 重複した回答になって恐縮ではございますが、全国的な調査をするというのは難しいと考えてございますので、既に制定をされている幾つかの自治体の状況を調査をいたしまして、これについては早急に整備をする方向で検討をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 若干前向きな答えになったかとも思うんですけど、早急にという言葉は非常に便利な日本語でございまして、私はいつ頃までにというふうにお尋ねしたやに理解しておりますけど、もう一度そこだけ御答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

重複した答弁ばかりになって恐縮でございますけども、調査をした上で早急に整備をしてまいりたいと思っております。めどとしましては、少なくとも12月議会までには制定をする方向で調査をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。一応12月ということはあと3か月後というふうに理解をしておりますので、それまでにはきちんと調査をされて、きちんとした制度と申しますか、規則といいますか、これを作成していただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。そこだけもう一回確認したいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

先ほど来答弁させていただいておりますとおり、早急に、12月議会までには整備をする方向で検討をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） これお約束ですよ。よろしく願いいたします。

ということで、ルールも何もないのに何か現在のお釣りの出し方、回収の仕方、これどうなっとなですかね。何も紙切れもないのに、何かこういうことをやっている。本当にそれが信用できるんですかね。その辺はどうお考えですか。よければ総務課長、御答弁ください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） その件につきましては、お釣りを出す部分の会計課を含めて、あとお釣りを取り扱う部署におきまして検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） お釣りを扱う部署というのはどこですか、御存じですか。そこをきちんとっていただいて、よければ、その担当の課長さんかどなたか責任者の方にちょっと御答弁していただかないと、示しがつかんのやないですか。いかがですか、総務課長。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 現在、お釣り、釣銭につきましては、住民課や税務課、あとは校区センターとかあと地域振興課ですね、それとあと建設課、農政課、あと生涯学習課などが釣銭を扱う部署となっておりますので、それを含めたところで協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 何かばたばたされた御答弁みたいでしたけれども。じゃあその担当の課長さんに具体的にどうやられとるのか、お釣銭について、御説明をいただいてよろしいでしょうか。いかがですか。1人ずつお願いします。まずは先に、誰やったかな、一等最初おっしゃったのが財政係長でしたかね。それから、順番に3人か4人かおっしゃいましたよね。そこを順番にお願いをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。案納会計課長。

○会計課長（案納 明枝） 古賀議員の御質問ですけれども、釣銭の取扱いについて、各課でどのようにされているかというところでございます。会計管理者をしておりますので、私のほうから回答させていただきます。

まず、書面等がないのではないかとこのところございましたけれども、歳計外の伝票がございます。支出命令書歳計外というものにおきまして、支出の依頼を各課から行っていただくということになっております。年度末におきましては収入通知書兼領収書・納付書でございますけれども、そういったものの納付をお願いしているところになってございます。こちらについては釣銭ですね。それぞれの担当課であります、先ほど言いました住民課、それから税務課、それから建設課、地域振興課、産業課等ですね。そういったところをそれぞれの担当課のほうにおきまして行っていただいているところになってございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。

ちょっと確認したいんですけど、案納課長。今御説明いただいたのは事務決裁規定から御説明いただいたのかどうか、そこをちょっと確認したいんですが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 案納会計課長。

○会計課長（案納 明枝） 事務決裁規定等は釣銭におきましてはございませんが、先ほど町長のほうからもありましたように、お金の取扱いでございますので、こちらの歳計外のお金となっておりますけれども、歳計内と同じような取扱いを当然にしていくべきという考えの下、年度においては年度での切替え、それから歳入歳出というような考え方のものをさせていただいているというところになってございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございますでしたが、ここに大刀洗町の事務決裁規定というのがございますけれども、ここに課長共通の専決事項というのがございます。恐らくこの中から、先ほど言われました1件当たり50万円以下が云々というふうに書いてありますけど、これを何らかの形で適用されたのかなど。これはあくまで私の理解ですけど。その辺何も無いのに課長が勝手にこういうことをやるということはないでしょうから。そこをもうちょっと詳しく、案納課長、お願いをいたします。

○議長（高橋 直也） 案納会計課長。

○会計課長（案納 明枝） 今、古賀議員のほうがおっしゃられた事務決裁規定といいますよりも、財務規則の運用という形になってくるかと思っております。財務規則のほうでは第8条のほうに出納員を置くというところになっております。出納員につきましては各課の担当課のほうの課長によって出納員を置くというふうになっておりますので、こういった一般の歳計内の事務処理を準用させていただいているというような考えでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございますけれども、やはり財務規則、このほうを適用せんと、さっき言われました事務決裁規定では適用できないように、何もルールがないもんですからね、町長もおっしゃいましたように。したがって、何か闇のまま内々でやっとなんかというのが実情じゃないかと思えます。1問目の質問はこれで一応終わります。

それから、2番目なんですけど、（2）番ですけど、各校区センターへ小口現金のお釣りとものを支給とそれから回収、これは毎年実施されているというふうに認識をしておりますが、実際のところはいかがかということで、各校区センターの担当と実際のやり取りが具体的にどのよ

うにされているのか、それから役場の担当の金額の確認等は誰がやっとなのか、それを指示するのは誰か、お金を受け取ったのは誰か、この辺のところを具体的に5W1Hで教えてください。よろしく願いをします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

校区センターへの小口現金、お釣りの支給と回収についての御質問でございます。

校区センターのお釣りにつきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、ほかの小口現金とは異なりまして、基本的に金額の増減は生じない性質の現金であることや常時釣銭が必要であることから、便宜的に、担当課において、実際の現金の出し入れはせずに、帳簿上で年度末の精算処理と年度初めの処理をしてきたものと理解してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 今の町長の御答弁はちょっと気になりますけれども、実際にお金は出し入れしていなくて帳簿上だけでやったというふうに御答弁されたやに理解しましたが、そんなんでもいいんですか。そこをお願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

重複した答弁になって大変恐縮ではございますが、このお釣りというのは基本的に金銭の増減は生じない性質の現金でございます。5,000円、校区センターのほうに年度当初にお配りをした5,000円は、ずっと5,000円のままということでございます。硬貨の種類とかは変わってまいりますけれども、お釣りなので、基本的に1年間増減はない種類の現金でございますので、また校区センターにおいても毎日毎日お釣りを出す必要がございますので、これまで一定の5,000円から変化がない現金でございますので、帳簿上で、要は年度末に回収しても年度初めにまた同じ5,000円を回収して持つてくることになるので、そこは便宜上、帳票上だけでこれまで処理をしてきたというふうに理解してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 非常に苦しい御答弁やに聞こえましたけれども、そんなんでもいいんですか。何か以前、私が財政課長と話したときは、「ちゃんと毎年お金はもらっています。そしてその後また支給しています」という御答弁やったように聞こえましたけれども、今の町長の話じゃ結果的には何もしとらんというだけですよね。それも金額が変わらんからしとらんって、じゃあ金額変わったらするのか。そういう話もすると今度は、いやルールがないから分かりませんなんて、すぐ逃げられてしまうような感じなんですけれども。そこをきちんとやらんと駄目じゃないですか。まず、何でその校区センターのお金を年度末に回収するというふうにさっき言われ

て、今度は年初にはまた支給するという話がされていないのか。そこをもうちょっときちっと説明してください、お願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

ほかの種類の小口現金というのは、支出する必要が生じたときにすぐに支出できるように、それぞれの担当課に幾ら幾らということで現金をあらかじめお渡しして、必要が生じたときにその小口現金の中からお支払いをする。ですから、当然毎日毎日増減が出てくるものでございます。なので、当然増減の結果について、一定期間ごとに会計課のほうに戻してまたもらうというふうな処理をしてございます。で、お釣りについては、先ほど来申し上げましておりますとおり、基本的に金額の増減は生じない性質の現金でございますので、そこがまたそれぞれ箇所によっては、お釣りは常に必要とされる箇所がないと支障が生じますので、そういうようなことから、便宜的にこれまで帳簿の中で処理をしてきたものと理解をしてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 何か非常に苦しい御答弁みたいでしたけれども、本当にそんなんでいいんですか。話を聞くと、きちんと毎年やっていますよということをおっしゃって、実際に詳しく尋ねると何もしとらん。何でと聞いたら、金額が変わってないからと、こんな答弁みたいですよ。そして、いよいよ挙げ句の果てには、そういうルールもありませんということみたいですけれども、本当にそんなんでいいのかなという気がいたします。ということで、2番目の問題は、とにかくやっていないということがはっきりしたということですね。

で、3番目に、ある校区センターの職員にこの件で確認を实はしたんですよ。小口現金、いわゆるお釣りは、今まで年度初めにもらって、次の年の3月末ですか、このときにきちんと戻しとるかどうかがやったんですけれども、全然お金をもらったこともないし返却してくれと言われたこともないということみたいでしたけれども、実際どうかということ、これは担当の課長にお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 校区センターのお釣りのやり取りの部分でございます。

校区センターが常時開館となったのが平成22年でございまして、そのときに職員が各校区センターのほうに配置され、使用料やセンターの事務室でのやり取りが始まっておるところでございます。出納員を拜命しております担当課長が現場の職員——現金取扱員といいますけど——により管理されているものというふうに思っております。現場の職員は、毎月、空調代、コピー代と施設使用料を現場の金庫で管理してございまして、この金庫には釣銭の5,000円、それと先ほどの空調代、コピー代、施設使用料が金庫の中に入っておるといふ事務処理でございます。

月初5,000円からスタートしまして、月末にはお預かりされた手数料等を精算されまして、金庫に5,000円を残し、役場のほうへ集金したものを持ってきていただいているというのが事務処理でございます。よって、年度末の精算につきましては、その年の3月末の精算時も同様に、金庫の中に5,000円を残し、精算されていることをもって毎年度精算としておりましたところでございます。これは、先ほど申し上げました平成22年にセンターに職員を配置された頃よりそのような手続で精算してきたものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 私の質問にお答えしていただきたいんですけどね。平成22年なんて別に私は尋ねとらんですけれども。どうなっとるんですかということですよ。職員さんに尋ねた結果、もらったこともない、それから戻してくださいということもなかったんで、自分たちは知りませんということです。それに対していかがかということをお尋ねしとんですけど、もう一回そこをきちんと答えてください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 実際どうだったかという御質問でございますが、先ほどと同じ答弁になるのですが、金庫に釣銭5,000円がございまして、その釣銭5,000円を残して、残りの現金の部分を役場のほうで毎月、やり取りした件数とともに精算していただいているというふうな事務処理となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 何回言っても同じですから、もうこの件は飛ばします。もう言っても一緒です。

それでは、5番目に行きます。

当該担当課長は何をもってこれを決裁されたのか、そこをきちんと教えてください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 決裁の根拠についての御質問でございます。

校区センターの釣銭につきましては、先ほど担当課長からも申しましたとおり、毎月の施設使用料等の精算時に、各校区センターの保管金庫で保管していただいております現金から釣銭分の5,000円を除いた現金を、施設使用件数とともに地域振興課窓口を持参をいただいているところございまして、それに基づき決裁をしているものと認識してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） すばらしい御答弁でありがとうございましたけれども、毎月

5,000円を残して、部屋の使用料とかエアコン代とか電話代とかを納めたというふうな御答弁でしたけど、私もこれ実際確認したんですけど、そういうことは全くないということでした。だから、その決裁をされたということが分らんわけですよ。だからどういうふうに決裁をされたかというのを確認をしとるところです。これは直接の担当課長のほうが詳しいだろうと思いますんで、もう一度そこは御答弁をお願いをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 御質問にお答えいたします。

担当課としましては、毎月の精算時に金庫の中に釣銭を5,000円残して精算されている、それが毎月毎月そういう事務処理のほうで続いているというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） またしても何か全然関係のないような御答弁でございましたけど、そういうことも実際職員はやっていないということです。それは担当課長が勝手に頭の中で考えられたことじゃないかと思いますが、もう一度そこをきちんと御答弁ください。

○議長（高橋 直也） 地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 先ほどの御質問でございます。

私の頭の中で勝手に考えたものではございません。まず、担当課のほうで各センターのほうに出向きまして、センター長と、集落支援員でございますが、そういうところと現場でお話等伺ったりしながら進めておるところでございますが、この釣銭に関しましては、金庫で各センター、管理されているところも把握しておりまして、その中に常に5,000円という釣銭が入っているというところは現場のほうでも把握しているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） それでは確認しますが、本当に釣銭というのは5,000円ではないんですね。そこは確認されておられるんですね。そこをきちんとお答えください。

○議長（高橋 直也） 地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 釣銭は5,000円です。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 本当にそれは確認されたのですか。そこを確認しないまま5,000円とおっしゃっているのか、確認した上で5,000円とおっしゃっているのか、そこを再度お答えください。

○議長（高橋 直也） 地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 各センターのほうに確認はさせていただいておるところです。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 各センターというのは、4つございますが、4つとも確認されたのでしょうか。もう一回確認したいと思います。

○議長（高橋 直也） 地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 釣銭をお渡ししているのは菊池校区センター以外の3センターでございます。そちらのほうに確認をさせていただいております。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） そうしますと、菊池校区センターを除く、ほかの3つのセンターには確認したとおっしゃるんですね。そこをきちんと答えてください。お願いします。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 御質問にお答えします。

3センターとも金庫の中に5,000円の釣銭があることを確認しております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） それはいつ確認されたのですか。よければ確認された日と、どなたに確認されたのか、あるいは自分が直接出向いて確認されたのか、そこを教えてください。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

各センターのほうには、担当のほうから電話や現場等で確認させてもらっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） じゃあはっきり言います。大刀洗校区センターでは担当のどなたがいつ確認されたのか、そこを教えてください。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 日時等明確に今ここでお答えはできませんが、担当のほうから現在の集落支援員のほうに確認させていただいておるところです。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 現在の集落支援員というのは、現在の大刀洗校区のセンター長でお

間違いございませんでしょうか。そうするともう一つは、担当はどなたでしょうか、そこを確認したいと思います。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 大刀洗校区センターの件でございます。

古賀議員おっしゃるとおり、現在の集落支援員、現在のセンター長のほうに確認を取らせていただいております。こちら協働推進係の2人、係長と係がおりますが、その担当職員と私のほうもその報告を一緒に受けておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 何かはっきりとおっしゃらないが、何か都合の悪いことでもあるのでしょうかね。もしよければ誰が確認したかぐらいは言えるんじゃないですか。私もこの点は確認していますから。集落支援員と申しますか、センター長のほうには。それでちょっとどっかで話が違ふといかんで確認をしようという状況なんですね。何か答えられん理由がなんかあるんですか。そこはどうなんですか、きちんと教えてください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 先ほど来お答えしておりますとおり、地域振興課の協働推進係長、それと担当の職員で確認をしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 協働推進係長のお名前はお伺いできないのでしょうか。何か都合の悪い理由があるのでしょうか、そこをお答えください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問に私のほうから御回答させていただきます。

担当係長、担当者については、当然確認していただければすぐ分かると思うんですけども、こういう議場のオープンな場で一般職員の個人名を出すことは控えさせていただければと思ってございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 町長からちょっとおかしいな御答弁があったやに今ありましたけど、それどっかで決まるとるんですか。そこをきちんとおっしゃってください。もしそのルールがあれば私も引っ込みますけど、何もないとにここだけで口先だけというわけにはまいりませんもんですからね。そこをきちんとお答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

ルール等は特にないのじゃないかなと思ってございます。ただ、職務の遂行してきた職員、担当係なり担当の職名をお話してございますけれども、個人名をここで出して御質疑いただく必要はないのではないかとということで、考えてそのように答弁をさせていただいてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 何か非常に苦しい御答弁ばかりが続いておりますけど、そんなに、このたった、たったと言うと怒られますけど、釣銭の件で、人の名前も言われん。そんなことでよろしいんですか、ルールもないというふうなことで。まあこれはちょっと今言われたので、協働推進係の係長ですから、後で分かるだろうというふうに思いますんで、確認をして、その方に本当にあなたはこういうことを確認したんですかぐらいの質問は私はしたいと思うんですが、そこは許容できますか。町長、お答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

議員のほうからそういう担当者に御質問があった場合は、担当者あるいは担当課長を含めてお答えするということになるかと思えます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） それでは、ありがとうございました。町長からやってもいいよという御答弁をいただきましたので、これが終わった後には担当課長、それから係長からその確認をさせていただきたいと思えます。私が確認した限りでは、大刀洗校区のセンター長も事務職員も全くそういうことはないというふうにおっしゃっておりますので、どこかに齟齬があるということがはっきり今ここでしたわけでございます。これはおいおい後日分かることだろうと思えますんで。

それで、先ほどから5,000円のどうのこうのという話があつとるんですけど、本当に5,000円でよろしいんでしょうか。その金額について今度はお尋ねをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

各校区センターにお渡ししている小口現金のお釣銭のことでございます。

菊池校区センターを除く、ほか3校区センターに対し、5,000円の釣銭ということになっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 渡しとる金額が菊池校区はたしか3万円だったやに理解しております

すけど、そのほかは5,000円ずつ、1万5,000円だったやに思いますが。それは渡しとるとあなたが思われとるんじゃないですか。現実に幾らで管理されとるかということは御存じないんですね。そこを振興課長、御答弁ください。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 町のほうから出しているお釣銭につきましては5,000円になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 町のほうから出しとるのは5,000円と言われましたけど、幾らで私は管理されとるのか御存じですかというふうに質問したように思いますが、そこを的確にお答えください。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 重複して申し訳ございませんが、5,000円です。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） あくまで5,000円ということは、現状を御存じないということだと思います。これは、今のセンター長も事務職員もきちんと知っておる金額でございまして、この5,000円ではお釣りにとはならんわけですよ、現実的には。そういうことを踏まえて、ちゃんと管理をしとるということで、今だに5,000円だ、5,000円だと言われてはいますが、本当にそれでよろしいんですか。本当に校区センターに行かれてチェックされたんですか、そこを確認したいから私は申し述べておるところですけど。そこをもう1回お願いします。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

各校区で集落支援員に扱っております利用料とつり銭の関係でございしますが、現場ではつり銭は5,000円を扱っているところがございます。足りているか足りていないかという意味でございましょうか。現金でしたら5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ちょっと質問をきちんと理解して御答弁していただきたいと思うんですけども、管理されておる金額は幾らか御存じですかというふうに私はお尋ねしておるところですけども、渡しとる金額なんて全然私は問うておりません。それを御存じないならば、結果的にはあなたは、あなたの課の担当も含めて確認していないということを自分から、自らおっしゃ

っているようなものですよ。ですから今、お尋ねをしておるところです。いかがですか。何か言いたいことがあればお願いします。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） こちらのほうで管理しておるつり銭は5,000円でございます。以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 分かりました。結果的には現場に行っていないということをおっしゃっているみたいなので、これはまた後で、おいおい担当の方を含めて確認をしたいと思います。

最後ですけど、今年の5月の30日の現在の出納検査資料ですか、この中で令和6年度の小口現金は、前日の繰越額がゼロ円で、差引残高がゼロ円。7年度の小口現金は、前日繰越額がマイナスの140万7,000円で、差引残高も同額のマイナス140万7,000円となっております。

先ほども申しましたけども、ある校区センターでは、これらをですね、これらの金額を受領した経緯もなく、また返却した事実もないのに、会計管理日報、日計表及び残高表では、既にそれらが実施されたものとして報告されております。この会計責任者は何をもってこのような資料を作成され、そして報告をされたのか、これを確認したいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

収支日計表についての御質問でございます。歳計外の会計につきましては、歳計内と同様に年度ごとの会計処理を行ってございまして、令和6年度の小口現金につきましては、年度末に精算を行い、新年度については、新たに小口現金を払い出しする処理を行っているところでございます。

具体的には、各担当課において確認を行い、令和6年度の歳計外納入通知により精算をいたし、歳計外支出命令書の決裁により処理を行っているところでございます。

この際、お釣りにつきましては、先ほど来答弁しておりますとおり、他の小口現金とは異なり、基本的に金額の増減は生じない性質の現金であることや常時、釣り銭が必要な部署におきましては、釣り銭現金の持ち出しができないため、手数料や使用料の入金の際など担当部署のタイミングで確認をしているものと理解してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） それでは、改めて確認をしたいと思います。そのお金の出し入れがないにもかかわらず、この会計管理日報、残高表ですか、これを作成されておるわけですね、既

に。印鑑も押してありましたけど、課長の印鑑が。この会計責任者だろうと思うんですけども、何をもってこのような資料を作成されたのか。事実と反したような資料だろうというふうに私は理解したんですけど、ここは会計管理者にお尋ねしたいと思います。いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。案納会計課長。

○会計課長（案納 明枝） 御質問にお答えします。

日計表につきましては、まずこれ一日一日のものとなっております。5月30日の日計表を見てあるのかと思いますけれども、これはその日の状況で小口現金のほうでゼロというところがございます、令和6年度につきましては。令和7年度につきましては140万7,000円というところでの日計表となっております。これにつきましては、先ほどから歳計外の伝票がございますというところでお話をしておりますけれども、その積み上げでございますので、その積み上げがこの5月30日時点でこういう状況であったというところがございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。やってもいないようなお金がこの中では、もうやったように記載されておるわけですね。これをお認めになった会計課長はどう考えられるのか、そこを問うとるんですけど、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 会計課長。

○会計課長（案納 明枝） 御質問にお答えします。

先ほどから町長のほうでも答弁ありますように、釣り銭につきましては、実際の現金の出し入れが難しいという状況がございます。例えば会計課でございますと、100万円程度の釣り銭がございます。これはセミセルフレジの中にお金が入ってまいりますので、そういったものを出して100万円を持ってくるというようなことは難しいことでございます。同様に校区センターのほうでもそういったことが起きてくるというふうに認識しておりますので、先ほどから地域振興課長のほうも言いましたように、確認をさせていただいたものというところでの伝票の決裁をさせていただいているというところになってございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。伝票がどこからか上がってくるわけですね。それを確認した上で、この書類はつくったというふうに御説明があったように思いますが、その伝票というのは何ですか。お金が上がってもきていないのに偽物の数字を書いた伝票になるんですか。そこはいかがですか、担当課とそれから会計課と、両方御答弁をください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。会計課長。

○会計課長（案納 明枝） 歳計外につきましては、まず御説明さしあげたいと思うんですけれども、歳計外につきましては、小口現金以外にも源泉税であったりとか、県税であったりとかいたします。これについては一般会計とのやり取りでございますが、こういったものについてはお金のやり取り、現金のもののやり取りというのはございません。そういったものと同じような考えでございますので、釣り銭についても現金のやり取りはなくとも処理をしていくというふうなことでございます。

以上でございます。（「担当課長もお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 釣り銭に関しましては、先ほど来、答弁させていただいておりますとおり、毎月毎月精算をもって5,000円という釣り銭の年度の処理をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。そうしますと、結局確認もせずに伝票だけ記入して会計のほうに回して、それでこういった書類ができたというふうなことになるのかなと思いますが、いかがですか。そこを再度、再三確認したいと思いますが、そこだけお願いをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。会計課長。

○会計課長（案納 明枝） 現金のやり取りにつきましては、先ほど町長のほうも一番最初のところで答弁いたしましたとおり、規則なりそういったところを作成していくというところになってございます。集落支援員の方たちとも、また監査委員さんとの意見も踏まえまして、今後のことについては検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。大分ぼろが見えてきましたので、ぜひ監査委員を含めて、そういうところはきちんとやっていただきますようお願いを申し上げます。

これで1点目の質問を終わります。

それでは、ちょっと時間もなくなってきましたので、2点目の質問に入りたいと思います。

町長の2期目のマニフェストの新たな挑戦5項目の一つとして、交通弱者対策がうたわれておったということでございます。自分で自動車やバイクなどを運転されない方々、特に御高齢の方々や学生さんたちにとりましては、買物や通院、通学などの移動手手段の確保は本当に切実な問題であります。

幸いに町のほうでは、町内全域で地域の特性や利用者のニーズに沿った持続可能でかつ効率的

な地域交通の在り方などについて検討がなされ、令和4年7月より現在ののりあい定額タクシー「ひばり号」の運行が行われております。

町の地域公共交通計画では、令和4年から5か年間にわたり年次の施策評価を行っておられますが、今回は直近の令和6年度の状況についてお尋ねをしたいと思います。

(1)番、「ひばり号」の運行から3年目となり、事業自体は定着してきたやに考えます。そこで、各指標の令和6年度目標に対する実績や達成率についてお尋ねをします。

1つは、のりあい定額タクシー1日当たりの乗車人員。

2つ目が、利用者1人当たりの町の負担金額、1人当たり幾らかということです。

それから3つ目が、自動車運転免許証の返却数、これは累計件数で結構でございます。

4つ目が、町公共交通に対する満足度、これは2.9から0.4ポイントというふうに目標が定められておりますが、個別に令和6年度の結果についてお答えをお願いをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、古賀議員御質問ののりあい定額タクシー「ひばり号」の運行評価について答弁をいたします。

6年度目標に対する実績や達成率についての御質問でございます。

まず、1日当たりの乗車人数についてでございますが、令和6年度の目標値16人に対し、実績値は20人となっております。

次に、利用者1人当たりの町負担金額についてでございますが、令和6年度の目標値900円に対し、実績値は1,005円となっております。これは令和6年度から新たに配車手数料を1便当たり300円支払うことや、令和6年10月の運賃改定に伴いまして、1.5キロメートルまでの初乗り料金が700円から780円へ、80円が加算されます距離が286メートルから255メートルへそれぞれ変更された影響と考えてございます。

次に、自動車運転免許返納数についてでございますが、令和6年度の目標値120件に対し、令和4年度47件、令和5年度58件、令和6年度46件であり、累計の実績値は151件となっております。

次に、町公共交通に対する満足度についてでございますが、これにつきましては、年度ごとの調査は実施してございませんので、6年度の満足度は把握できていないところでございます。この点、令和8年度に令和9年度改定予定の地域公共交通計画に向け、満足度を含め、町民アンケートを予定をしているところでございます。

また、令和5年度に「ひばり号」の登録者を対象に実施したアンケートでは、「ひばり号」に関する満足度は、「満足」、「やや満足」と回答した方の割合は59%で、実際に「ひばり号」を利用したことのある方の満足度は、「満足」、「やや満足」と回答した方が86%となつてご

ざいます。

また、同じ調査で、「満足」、「やや満足」と回答した方の割合は、運行時間が61%、運賃が71%と、満足度が比較的高くなっている一方で、運行エリアには27%と低くなっているところがございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 詳しく御説明いただきましてありがとうございました。今年も約半分が終わっておるんですけども、ただいま町長から御報告がありましたように、昨年度の実績を踏まえて目標が未達成でありました項目、特に利用者1人当たりの町負担金ですか、これが率にするとたしか90%かな、目標達成率として。何かいろいろと言いつはされておったみたいですけども、そうじゃなくて、これを今後目標に入れるためにはどうしたいかというのがポイントになろうかと思うんですけども。

まず、問題となっております利用者1人当たりの町負担金額を目標に入れるために、今年そして来年どうするのか、ということと。公共交通に対する満足度が、御説明のありましたように、令和4年、5年、6年、7年は評価がされないということになっております。なぜされないのか、この2点について御答弁をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

まず、利用者1人当たりの町負担金額でございますが、これは令和6年度の目標値900円に対し、実績値は1,005円となっております。この目標値の考え方でございますが、町負担額なので、負担額が少ないほうが望ましいというふうな理解でございます。

ただ一方で、先ほど答弁いたしましたとおり、タクシー料金の運賃改定等があった結果でございますので、この現状を踏まえて900円の中に収めるというのは難しいというふうに認識してございます。

2つ目のアンケート調査についてでございますけれども、アンケート調査を毎年度取ればいいというのは、それは議員が御指摘のとおりだろうと思いますが、一方でアンケート調査にはそれなりの予算あるいはスタッフの手間がかかりますので、これまで計画の策定期間に合わせてアンケート調査を実施してきたところであり、そのように行わせていただきたいと思います。と考えてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） まず1人当たりの町負担金が、目標が900円に対して1,005円ということで、105円のオーバーですかね、1人当たり。だからその理由は、いろいろあったということですけど、私はそれがあるのは当然だと思います。生活をすれば台風も来る、水も入ることですから、それを一々予期していたらどうしようもないということだろうと思うんで

すが、だからどうするの今後はということをお聞きしとるんですよ。だから今度ここを目標に入れるためにどうするのかというのは全然お答えいただいていないように感じました。

それからもう一つは、満足度については、言った最初の策定時の令和3年度は2.9というふうにあったけど、中は何もなくて、5年度、5年目の令和8年度に4にしますと。途中が何も分からんとにいきなり4にする、その根拠というんですか。これを分からんまま、ただ目標だけ上げてあると。見よるものは何をするとやる、とこうなるからですね。そこをもう少し的確にお答えください、お願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

重複した答弁になって恐縮でございますが、運賃等については、タクシー事業者の経営判断等に基づきまして、運輸局等の認可をいただきながら改定をされてきているところでございまして、これについて策定時点において、町がその分を予見した上で目標値を定めるというのは、なかなか難しかった点があるというふうに認識してございまして。ただ、既に運賃改定がなされたことを前提にしますと、この目標値の900円の中に収めるというのは難しいというふうに考えてございます。

また、アンケート調査については、言われるように毎年実施するのは望ましい、それは私も思うんですが、そこは予算等との兼ね合いから、今このようなアンケート調査の実施になっているところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） また堂々巡りになるのかなと思うんですけども、私が言っているのは900円に入れるための努力はどういうことをされるんですかということをお尋ねしよるところですよ。別に運賃が上がったから、もともとの900円を950円に上げますと言えば、それは逃げかもしれんけど一つの方法かなと。だからどう努力をされるかということをお尋ねしとるわけですよ。

本来なら来年度は幾らになるのかな。来年度も900円かな、たしか。あ、今年度も来年度も。だからそれは厳しいのは分かりますけど、だから全然何も対応はしませんよというのはおかしい話であって、こういうふうに今のところ10%目標から下がっておるわけですよ。だから1%でも2%でも上げるための努力をどういうことをされるんですかということをお聞きしよるところですよ。

それから、もう一つの満足度は、いきなり1年目と5年目じゃなくて、途中の2年目か3年目ぐらいの中間点で評価されたらどうですかということをお尋ねしとるんですよ。そこを最後にお答えください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

重複した答弁になって恐縮ではございますが、現時点において9000円の目標値に達成させるために少しでも金額を少なくなるような努力を何かしてはどうかというふうな御質問かと思えますけれども、これはなかなか行政だけでは難しいだろうというふうに思っております。のりあい定額タクシーなので、乗り合わせをしていただくように、それぞれの利用者の方に周知をすとか広報を行うとか、そういうことぐらいしかないのかなというふうに考えてございます。

また、アンケート調査につきましては、先ほど来、答弁しておりますとおり、予算との兼ね合いがございます。ただ、議員からの御指摘もございましたので、今後、次年度計画においては、じゃ、中間の評価のためにアンケートを取ったほうがいいのではないかな等については、また必要な予算査定あるいは交通関係の会議の中で検討をさせていただいて、どうするかというのは判断をさせていただきたいと思えます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） もう一つ質問したかったんですけども、時間が参りましたので、これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、古賀世章議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで昼の休憩をいたします。議場の時計で13時10分から再開いたします。

休憩 午前11時39分

.....

再開 午後1時10分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、9番、大石純議員、発言席からお願いいたします。大石議員。

9番 大石 純議員 質問事項

1. 大刀洗役場の人件費等の経費について
2. 町の自主財源確保や基金の投資の考え方について

○議員（9番 大石 純） 議席番号9番、大石純です。議長から許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

我が町大刀洗町、平野にあり九州自動車道、大分、長崎道の交点である鳥栖インターチェンジを近くに有し、まさに九州のへそという主要地にあり、町の総面積2,283ヘクタールの約半分以上1,200ヘクタールという広大な農地を有し、その素晴らしい田園環境に恵まれ、福岡

大都市圏には1時間以内でアクセスできる、九州でもトップクラスの立地条件に恵まれています。

2023年には大東建託のアンケートで、九州、沖縄地区幸福度ナンバーワンに選ばれたのも、この立地条件と恵まれた環境が大きく起因しているのは、間違いございません。

私は、仮に大刀洗町を会社と見なせば、これほど恵まれた会社はないと思います。多くの資産、基金を持ち、多くの誘致企業を有し、高大な農地という農業工場を有し、得の高い、温厚篤実な社員、町民の皆様に恵まれ、素晴らしい社長が町を高いリーダーシップで社員の安心、安全、幸福を追求し続ける会社であるべきと思います。

私は、本当にこの町、会社を愛してやまない社員の一人で、このポテンシャルをさらに消化させれば、この町、会社は日本でもトップクラスになることは間違いないと確信いたしております。

一方、本年度当初会計は、義務的経費のために虎の子の基金8億円を取り崩すという状況であります。このままいきますと10年も持たず、枯渇するという状況に陥ってしまいます。

私は、零細ではありますが、企業経営をこの町で35年間やってきました。企業で一番コストがかかるものが人件費であることは言うまでもありません。これは、町の経営の観点から全く同様なことを思っております。

そこで質問です。中山町政1期目発足時から5年8か月たった現在の役場の正規職員と会計年度職員数、そしてその増加数も合わせてお聞かせください。

それと2番、それに伴う人件費と経費の増加数をお聞かせください。また、質問事項には記載いたしておりませんが、最終的に何人を目標とされているかも、併せてお教えてください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、大石議員御質問の大刀洗町役場の人件費等の経費について答弁をさせていただきます。

1期目開始時と現在の正規職員数と会計年度職員数の合計数についての御質問でございます。

就任いたしました令和2年1月時点の正規職員は、再任用職員2名を含め85人で、会計年度任用職員は120人で、合計205人となっております。

また、令和7年9月現在の正規職員は、再任用職員2名を含め100名で、会計年度任用職員は130名であり、合計230名となっております。したがって、25名正規職員と会計年度職員の合計で増加をしております。

この点、総務省が公表しております最新の令和6年4月1日時点のデータにおける下水道、国保、介護保険、後期高齢者医療保険を除く普通会計の人口規模が類似しております団体での人口1万人当たりの職員数を比較しますと、類似団体の平均職員数95.14人に対し、大刀洗町は52.23人と類似団体の55%程度の職員数となっており、これは、類似団体の中では全国で一番少ない状況となっております。

続きまして、1期目開始時と現在の総人件費と増加額についての御質問でございます。

就任した年の令和元年度の総人件費は、8億8,095万円余でございます。令和7年度の当初予算では12億1,631万円であり、3億3,535万円余の増加となっております。これは、先ほどの職員数の増加に加えまして、職員給与のベースアップ、それから会計年度任用職員への勤勉手当の支給開始、正規職員への地域手当、及び会計年度任用職員への地域手当相当額の支給が総人件費の増加の主な要因となっております。

それから、将来的に職員数を何人としていくのかというふうなお尋ねがございました。これについては、年度年度のそれぞれの行政事業等を見極めて実施をしてみたいと考えてございます。いずれにしても、定数条例の枠内でしか職員配置できませんので、そういうところも含めて、執行体制が確保するという観点と総人件費の抑制の観点、両面を総合的に勘案しながら、今後、適切に対応してみたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 前安丸町政のときは、確か一番少ないときで80名程度であったと思います。それに比べると、やはり3億3,000万円増加しているということ。平均とか国が標準化しているところとかいうことじゃなくて、やっぱり企業経営の観点からすれば、本来は増員を可能な限り抑えるということが、私は理想じゃないかと思っております。

次に、現在65歳を超えて継続されて任用されている会計年度職員の数もあわせてお教えください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

65歳以上の会計年度任用職員数についての御質問でございます。令和7年9月1日現在で65才以上の会計年度任用職員数は21名となっております。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 民間の感覚からすれば、65歳というのは全て定年されるという歳だと思っております。人口が増えた分、仕事量が比例して増えるということも決してないはずで、要は、仕事自体を取捨選択することも、ある程度、必要ではないか。実際、6年前までは21名、もっと少なかったわけですし、コロナ禍は別として、災害時突発的な仕事の増加はあるかと思いますが、今までも実際、災害は発生してきているわけで、その人員で対応してきたということでございます。

ここで、DX化が進む中、職員数が増え続ける状態をどのようにお考えでしょうか。お教えください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

D X化を推進する中、職員を増加する理由についての御質問でございます。

大刀洗町では、近年、職員数は増加傾向にございますが、これは、先ほど答弁いたしましたとおり、類似団体の55%程度の少数の職員数で業務にこれまで当たってまいりましたが、先ほど、議員からも御紹介がありましたように、平成29年以降、2年間を除き大雨災害に襲われるとともに、コロナ禍への対策や物価高対策など災害対応や突発的な新規事業に取り組んできたこともあり、役場の執行体制を確保する観点から、職員を増員してきたところでございます。

この点、議員御指摘のように、D X化の進展に伴いまして、中長期的には、業務量の減少と職員負担が軽減することを期待してございますが、一方で、移行期におきましては、デジタルとアナログが両方共存することになり、一時的にはシステムの変更等に係る業務量の増加につながっているのが現状でございます。現時点で職員数を削減することは、難しいというのが状況でございます。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） そもそもD X化は最近から始まったということではなくて、もう数年前から実際行われてきたというふうに感じております。人件費の削減や効率化を目指すために行っている、それがD X化であると私は意識しております。

D X化したために逆に仕事が増えるとなると、本末転倒で全く意味をなしていないし、私どもの民間の仕事であれば、もう20年以上前からD X化は完了いたしております。D X化で人員を適切に配備し、今後の人件費削減というものにもぜひ努めていただきたいと思います。民間の間隔に近づけたい、近づけていただきたいと思いますということです。

最後に、会計年度職員の採用限度を65歳、先ほど言いましたように、実施するお考えはあるかどうかお尋ねします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

会計年度任用職員の採用限度年齢についての御質問でございます。

大刀洗町では、近年ベテラン職員の大量退職に伴いまして、若手職員の割合が増加してございまして、65歳以上の会計年度任用職員につきましては、役場内の執行体制確保の観点から、長年、嘱託職員、または会計年度任用職員として勤務され、当該業務に精通された方や役場の職員、OB、あるいは国や県等の他団体で勤務され、町職員では確保が難しい試験を有する方につきまして、担当課及び当該会計年度任用職員の意向を確認のうえ、任用をしているところでございます。

この点、地方公務員には適用はございませんが、少子高齢化が急速に進展し、人口が減少する

中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境の整備を目的として、70歳までの定年引上げや定年制の廃止などを主な内容として、高年齢者雇用安定法が改正され、労働施策総合推進法におきましても、募集採用において年齢を理由とした制限を設けることが禁止をされたところでございます。

現在、わが国では急速な少子高齢化と人口減少が進展する中、国、都道府県、市町村を問わず、技術系の職員を中心に新規採用職員の確保が困難な状況となっており、この傾向は少子化の進展に伴い、より深刻化することが予想されております。このため、大刀洗町では今後とも執行体制を確保する観点から、年齢を65歳に区切ることなく職務の遂行に必要な知識、及び経験を有する方につきましては、会計年度任用職員として任用してまいりたいと考えております。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 若手後継の有能な職員を育てるという意味においても、私は、年齢制限を設け、早期の退職を進めるべきと思います。専門的な知識をまだ持っていないからそのままに65歳の方を契約し続けるということではなく、職員に責任を持って育てるという観点が求められると思います。

私は、8年間サラリーマンを経験しましたが、入社2年後にはプロジェクトの責任者を命じられ、暗中模索の中、必死で職務を果たしてきた経験がございます。その体験がその後の業務執行の基礎となったことは言うまでもありません。

民間は、上司の能力で部下の実力を引き上げる、どれだけ有能な部下であっても上司の能力不足で実力を発揮できずに埋もれてしまい、せっかく有能な社員を採用してもその能力を上司が蓋をしてしまう。上司は、共に部下を育て上げることが求められていると思っています。これは、民間も役場も全く同じことであり、この感覚を町の経営に取り入れていただきたいと、強く思います。

それが、いずれは町の運営の活力になり、町の活性化につながっているものと確信いたしております。

ぜひこの考えを念頭に置いて、人件費の節減と職員のレベルアップにつなげていってほしいと思います。要は、民間の経営感覚を町政に導入する、一番コストの意識のない行政の間隔を民間と同一のコスト意識を持った職員レベルに持つていくこと、これからは、これこそが一番重要であり、無駄な経費を削減するという民間ではしごく当たり前の間隔を町政も持つていただきたいということでございます。

現在、大変厳しい中、民間が死に物狂いで経費削減に頑張っている状態からすると、余りにも万全とした町政経営ではないか。我々民間から見ると、そうにしか見えざるを得ません。

例として、前回の町民グラウンドの照明工事、民間感覚では2,500万円のできるところを予算では4倍、1億円を計上しております。こんなことは民間感覚ではあり得ません。

また、予備費を使い第三者委員会を立ち上げられるということも、その感覚から来ているとしか考えられません。そういうコスト意識が、やがては町民の理解を得ることもできず、それが町民の間隔を無視した行政につながっていく。コスト意識を常に念頭に置いた町政を続けられることをお願いしたいと思います。

何のために人を増やすのか、単純に職員数を増やすだけでその仕事量がこなせるのか、要は職員一人一人のパフォーマンスを上げていく、働く意欲を醸成していけば増やす必要は、私はないと思います。

ぜひ今訴えたことを強く意識され、今後の町政運営をお願いしたいと思い、1つ目の質問を終わります。

次に、町の自主財源確保についてです。

現在、町の自主財源は町民税、固定資産税、企業の地方法人税、たばこ税等、あとはふるさと納税が毎年5億円入ってきております。ただ、このふるさと納税に関しては、国の総務省の変更方針でいつなくなるか分からない。つい最近も、村上総務大臣がふるさと納税のネット販売を禁止するかのような発言も出てきております。また、企業様の都合により、今後も永続的に入っていく補償は全くございません。

実際、この3年間、ふるさと納税の推移を見ましても、金額こそ余り変わらないように思えますが、寄附件数自体は2022年が5万件、23年が4万件、24年に至っては3万件と、年々1万件単位で減少いたしております。要は、これはいつなくなってもおかしくない安定財源ではないかということでございます。

ここで、町長に今後自主財源確保のお考えがございましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、大石議員の御質問の、町の自主財源確保や基金の投資の考え方について答弁をいたします。

自主財源の確保についての基本的な考え方についての御質問でございます。

将来の大刀洗町の財政運営を考える際、自主財源を確保することは大変重要な課題であると認識しております。この点、企業誘致が一つの大きな柱となりますが、近年、大刀洗町では大雨被害が続いてございまして、農地の保水機能や湧水機能を勘案した場合、下流域を含めました河川整備や大規模な調節池等の整備なしには、大規模な土地利用の見直しは難しい状況にあり、大刀洗町は国や県に対し、河川改修を要望するとともに、流域水の観点から県による調節池の整備

等、町ではため池の浚渫に取り組んできたところでございます。

また、町税収入の確保の観点からは、移住定住等の人口減対策も重要でございます、今後とも子育て支援と教育環境の充実などの各種施策に取り組んでまいります。

併せまして、引き続き、町税の適正課税等、適切な徴収を行うとともに、各種寄附金の推進や町有財産の有効活用、受益者負担の原則に従った各種使用料の徴収により、自主財源の確保を図ってまいります。

特に、多くの御寄附をいただいておりますふるさと応援寄附金につきましては、今後も多くの皆様に御寄附をいただけるよう、町内業者からの返礼品の充実とPRに努めていくとともに、企業版ふるさと納税にも積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 自主財源を確保するという観点で、今まで大刀洗、誘致企業を非常に力強く進めてきたわけですが、私はそれよりも人口流入による税収増、納税額が大きい子育て世代の流入を促す、そのために子育て環境をほかの自治体より格差をつけて、何度も申し上げている給食費の完全無償化、2歳児までの保育料の無償化、18歳までの医療費完全無償化、やれることはいくらでもあると思います。

財源はあるわけで、例えば、兵庫県の明石市のように、子育て世代に多く投資をすることにより、子育て世代が流入し、市税が増大、またその結果、地域経済が活性化して、流入増による土地代の上昇により固定資産税の増大が実現できているわけです。すなわち、私、一番重要なのは、そうした投資だと思っております。

そこで、この町の現在の基金、約52億円、このような施策を実施する有効活用する、いわゆる先行投資をするというお考えはあるか、今一度、町長の認識をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、議員のほうから今、御指摘がございましたように、人口減少対策として、子育て世代のところに予算を重点的に振り向けて、そういう子育て世代層の誘致なりを図るというのを、そこは全く同感でございます、これまでもそういう観点からまちづくりを進めてきたところがございます。

縷々ここで申し上げることはございませんけれども、気持ちとしては同じ気持ちでやってきたというふうに認識してございます。

それから、今、基金を子育ての部分に投資してはどうかっていうふうな御質問だったかというふうに思うんですが、その投資という意味合いがちょっとよく分かりませんが、まず、基金を活

用して子育て施策に、あるいは教育環境の充実の施策をするということであれば、予算に計上させていただきます。やってきているところでございます。

また、その町がある基金をどういうふうに運用するかという意味で投資をして、投資で運用域を大きくして、それを子育てのところの施策に充ててはどうかという御質問とするならば、その意味で答弁させていただきますが、令和6年度末における積立基金、定額運用基金の残高は62億7,700万円余でございます。その管理は、預金が41億6,800万円余、国債等の有価証券が20億3,700万円余で、全基金のうち32%を有価証券として管理しているところでございます。

この点、地方自治法の241条の第2項におきまして、基金は条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならないと定められてございます。

この確実というのは、適切なリスク管理でございまして、1つは、財産の棄損リスクを少なくするという、それからその観点から地方公共団体の基金は、株式や外貨など、元本が変動する商品によって運用されるのは適切ではなく、国債、地方債、政府関係機関債などの公共債や財務状況の健全性が高い金融機関への預金によって運用されるべきものと考えてございます。

もう一つは、必要ときに必要が額の取崩しができるように、流動性の確保でございまして、大規模災害の発生等、不測の事態に備えまして、流動性の高い資金をどの程度、確保すべきかを考える必要がございます。

一方、効率的というのは収益性でございまして、同じような条件下で選択し得る運用手法がいくつある場合、例えば、預金と有価証券を比較して後者のほうが有利である場合、経済的に有利な手法を選ぶことと理解してございます。

しかしながら、一般的には、基金管理におけるこの確実と効率性は、言い換えますと、流動性と収益性はトレードオフの関係にございまして、不測の事態に備えることも含め、予想収益率と今後の資金需要を総合的に勘案のうえ、判断する必要があるものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 投資という意味の捉われ方がちょっと私どもが言っても大分違うと思います。何も株式投資とか国際とかで増やせということではなくて、基金を、町の発展、運営のために使って行ってくださいということです。そこのところは、まさに私、民間の経営感覚だと思います。

私が、今まで一般質問で訴え続けてきたことは、今のところゼロ回答で実施される気配もありません。基金をこれに活用する、民間の経営感覚とすると、しごく当たり前のことだと思います。お金を残し続けるという意味は、一体何なんですか。

こういう感覚から、投資ということについて、いま一度、積極財政という観点から考えていっ

てほしいなと思います。

例えば、給食費無償化などは、2年後か5年後か分かりませんが、いずれ国がやらなければならないことで、それまでのつなぎであって、そのためにほかの自治体から差別化を図るということは、これは一刻も早く実施すべきであると考えております。

近隣の多くの自治体、例えば、福岡市等をはじめどんどん今、それが実施されております。全ての自治体が当たり前のようにやっていけば差別化はできなくなってしまう。また、町の虎の子の基金が尽きる前に、一刻も早い御決断をお願いしたいと思っております。

一方、農業政策についてですが、政府は6月、今後の10年の方向性を示し、地方創生2.0、基本構想を閣議決定しました。政策の5本柱に、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創成、稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創成、人や企業の地方分散、新時代のインフラ整備とAI・デジタル、新技術の徹底活用、広域リージョンの連携等を示しております。

農業関連では、農林水産省の未来をつくるスマート技術の開発、復旧促進を上げ、2030年までに面積を50%にすることを目指すとしております。

また、課題解決に挑戦する意欲、能力のある民間の力を最大限に生かすこと、官民連携を強化していくことを前面に打ち出し、協力に進めていく、そのうち農業に関する主な施策としては、稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創成、多彩な農業、地域ポテンシャルを最大限に生かして、地方創出構想を推進する。

具体的には、農林水産業の未来をつくるスマート技術の開発、復旧促進、農地の大区画化、集約化、多収性、高温体制等を備えた品質の開発、AI・デジタル、衛星技術等の宇宙開発、宇宙技術などの先端活路を利用した高度な管理や出荷手法の導入うんぬんがございます。これは、近い将来、農業は労働から頭脳で働くということになっていくかと思っております。

ここで、今、騒がれております国民の主食、米の問題です。今年は、本来、災害等による保管している備蓄米を理解できない随契による放出により、一旦は下がったに関わらず、5キロ4,000円台後半で維持いたしております。今年の新米に関しては、既に5,000円以上、上回ると予想されております。一部ブランド米においては7,000円以上という価格もついております。

ただ、米農家経営の立場を考えれば、この米の高騰は逆に望まれるものです。米高騰の原因としては、中間流通業者やJA、国は責任を押し付けようとしていますが、実際は政府の減反施策の失敗ということは明らかです。そもそも日本は、1,400万トンの米生産能力があったんですが、現在は700万トンと半分に抑えられ、そのサプライロス、供給不足、また昭和14年に禁止された米の先物取引というのが復活されたことをきっかけとして、米の高騰が続いています。

そんな中で、今までは農家補償もなく、ほとんど利益度外視で先祖から受け継いだ田んぼを守

り続けるという義務感のみで作り続けてきた、そんな農家の平均年齢も70歳以上となり、このままの状況を放置すると確実に五、六年後は国産の米は食べられなくなる、不安定で危険な輸入米に頼らざるを得なくなると危惧いたしております。

国がこのような状況を放置するのであれば、そんなときだからこそ、自治体、町が確保する必要があると思います。

国旗と町旗をご覧ください。全く対等です。国が国民に対し、間違った政策をするのであれば、町はそれに対抗する権利が与えられてということでございます。国に従属する必要は全くないということです。

地方創生2.0基本構想に基づき、今後の大刀洗町の農業戦略についての概要をお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

地方創生2.0、基本構想に則った町の農業政策についての御質問でございます。

議員から御紹介がありましたとおり、本年6月13日に閣議決定されました地方創生2.0、基本構想では、農林水産業の未来をつくるスマート技術の開発、普及促進としまして、農林水産業の飛躍的な生産性の向上や環境負荷低減を実現するため、農地の大区画化、共同利用施設の再編、集約化、多種性、高温体制等を備えた品種の開発、導入に加え、気象や市況情報、生育予測プログラムなどの多様なAPIを活用したアプリやサービスの開発や衛星情報などの宇宙技術やAI技術を利用した高度な管理や出荷手法などの導入、生産者の労働負担を軽減するリモート監視やリモート調査を活用した労働力の外部化、具申化など、新たに策定した省力化投資促進プランに基づき、徹底的な効率化、省力化に向けたスマート農林水産技術の開発、及び普及を加速化する、併せて、こうした革新的な技術が効果的に活用されるよう、自動収穫機で収穫しやすい品種への転換をはじめとする新たな生産方式の導入やスマート農業教育の充実などの取組を進める。将来的には、農業者の指示でAIを掲載したロボット農機が様々な作業を行う姿を実現するとされたところでございます。

この点、今後、農家の高齢化に伴い、一層の農家の減少が想定される中、農地の大区画化や集落営農組織の合併の検討、あるいは水門のリモート監視やリモート操作などの省力化を図っていくことは、大変重要な課題であると考えてございます。

また、スマート農業につきましては、農家の作業負担の軽減や若者の新規就農を促進する観点からも重要な施策と考えてございますが、一方で、スマート農業関連の施設や資材の導入コストが高く、大きく普及が進んでいないのが現状でございます。

この点、近年、国や県のスマート農業に関します補助金制度が充実してきてまいっております

ので、農家の皆様からスマート農業について相談などがあった場合には、農家の皆様の要望に適した補助事業を紹介するなど、今後、福岡県をはじめ関係機関と連携をしながらスマート農業の普及に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 今、言われたこと、私が先ほど申し上げたことをそのまま繰り返して言われたような気がします。もっと具体的に何をやっていくかということが、私は重要だと思うんです。

幸いにも大刀洗は1,200ヘクタールの農地、いわゆる農業工場という財産がございます。仮にこの農地全てで米をつくると、反当り8俵で計算すると約5,800トン、米を算出することができます。仮に5,800トンを5キロ4,000円で販売すると46億円の売り上げになります。5,000円としますと58億円です。仮に1俵当たり3万5,000円で農家と町が直接契約したとして、5キロ4,000円で販売すると利益も10億円というものが見込まれることができます。

町民に必要な米ということを計算しますと、1人当たり60キロで約1,000トン、JAとの関連もございますので、目標としてこの1,000トン、約200ヘクタール、町がパイロットプラント水田を直接農家と契約してできた米を買上げ、仮に1俵3万5,000円で契約して、精米、袋詰めを考慮しても5キロ、3,500円で販売することができます。

この米にブランドをつけて、大刀洗米として販売したり、給食には無償供用、町民の皆さんに限り3,500円で供用することはできないか。その余った米は、本来なら道の駅、物産館等で販売が理想だが、大刀洗では現在ございませんので、ふるさと納税の返礼品とか、あるいはネットで直接販売する、ホームページ等で直販サイトを作って利益をもって販売するという事も考えていかれるかと思います。

その利益は自主財源として活用することができるわけで、これがある程度、経営の波に乗ってくれば増産していくということも考えられます。

今後は、政府がどのような農政をやっていくか分かりませんが、少なくとも我々町民が食べる米は、安心、安全な米を食べたいというわけでございます。町は、町民の命を守るためにも、ぜひこういった考えも実現に向けて考えてほしいと思います。

また、作り手側にとっても1俵3万5,000円以上という利益を取れる米作りが計画的に行われるとすれば、後継者や若手の農業参入も大いに期待でき、もうかる農業という観点からも、これはぜひ実現すべきではないかなと思っております。

今、申し上げた1,200ヘクタールの農地の一部を米作の向上として大刀洗町と農家が直接契約して町内に販売する、国内にも販売する、このような考えについて町長の所管をお聞かせく

ださい。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

農地の利活用、町と農家が一体となった農業経営についての御質問でございます。

現在、米不足と米の価格上昇に伴いまして、国民の米に関する関心はこれまでになく高まり、国におかれましても、米増産の取り組めるような新たな米政策への転換が検討されるなど、米を取り巻く調整は大きな転換期にあるものと認識してございます。

このような中、今、議員のほうからありました御質問が、町が農家から直接米を集荷して、町がブランド米として販売してはどうかという趣旨の御質問であるとするならば、各農家はJAであれ、民間の事業者であれ、農家の皆様とのこれまでの取引等の関係性やお米をより高く買ってくれる事業者と契約しているものと考えられますし、町には現状、お米の保管施設も販売ルートも持っていないことから、現状では、議員御提案のあったような形での町が直接集荷して販売するというのは難しいのではないかと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） いろんな問題はあると思います。ただ、精米とかいうのは、近くにも精米業者があるわけで、そういう業者を使ってやっていくことも十分可能ではないかと思えます。

要は、実現に向けて努力をするという姿勢が必要です。これだけ広大な農地を保有する町大刀洗の大きな財産である農地農業工場をフル稼働させて、いわゆる米工場という観点からこういった考えを導入していくのはどうかと思っております。

実際、大阪府の泉大津市が直接農家と契約して米を給食に使い、子育て世代に配り、金芽米というブランドを作って全国に販売、十分な利益を出しています。

泉大津は、ほとんど農地がないので、全国の農家と契約している状況、大刀洗は、それから比べると多大な農地を保有しているという圧倒的なメリットがあります。物流費が削減されるので、もっと大きな利益につながっていくと思えます。その意味では、こんな恵まれた町はないと思っております。

また、築上町では、シャンシャン米「環」というブランド名で農家と町民を支える循環型農業を実現しています。町の経営の観点でこのような大局的、俯瞰的な感覚で考えていくことが重要で、町の貴重な財産である大刀洗の広大な農地、この農業工場をフルに活用していく。それに対して、何か抵抗する状況があれば、それに対応していく、これが町の仕事ではないかなと思っております。

例えば、水利権とかいう問題を解決する方法として、現在では、新しい農法としてよりコスト

を削減できる節水型乾田直播栽培、マイコスDDSR、ドライダイレクトシーディングライス、カビの一種であるマイコス菌を米の趣旨にまぶすことで根を大きく張らせて、畑で米を取る技術。既に数年前から実績を上げている米の生産方法です。

また、乾田栽培はメタンの発生を抑え、非常にクリーンな米生産方法であると、現在、世界的にも注目されています。広大な農地を集中的に米栽培に活用することで、低農薬栽培、オーガニック農法の追及も可能であり、安全、安心な食材を必要とする給食や子どもたちの食育という観点から実現に目指すべきと思います。そして、町民に格安で販売、全てがリンクしていくのではないかと考えております。

やがて、それが子育て世代の流入につながり、人口増加を招き、税収も増える。最終的には、安心、安全な町へ昇華していく、こういった事業を町民の生活確保と健康維持のために実現に向けて、実現することはできないかと思っております。

この1,200ヘクタールの大刀洗の財産である農地をフルに活用して、今後の道の駅、物産館の実現をし、販売も向けて、さらには給食費の節減、これは、米だけではなく全ての、ほかの野菜の農産物にも活用できるわけで、大刀洗産の安全農産物で大刀洗ブランドをつくり、これで全て大刀洗のブランドが達成成就できるわけと思っております。

ブランドづくりという観点からは、我が町、地域振興課は十分に勉強してきていて、大きな発信力を持っていると、私は、高く評価しておりますが、今まで稼ぐという観点からは、評価はできないと思っております。これを町ぐるみで活性化させて、真剣に前向きに進めていくことができれば、やがては若者や子育て世代の流入を招きます。大刀洗町の自主財源確保の一つの助けになるのではないかと、私は確信いたしております。

こういった総合的なブランドづくりを含めた大刀洗のもうかる農業について、いま一度、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

ブランド農産物の開発ともうかる農業についての御質問でございます。

大刀洗町では、米、麦、大豆に加えレタスやハウレンソウなどの葉物野菜を中心にトウモロコシ、エダマメなど質のよい様々な農産物が生産されてございます。10周年を迎えました今年には6月にエダマメ収穫祭を開催し、エダマメに加えスイートコーンも販売したほか、3月には新たにレタスフェスタを開催し、大刀洗産の農産物のPRに努めてきたところでございます。

今後とも福岡県やJAをはじめ、関係機関とも連携しながら大刀洗町の農産物のブランド化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、議員のほうから御紹介がございました。乾いた田んぼに種もみを蒔いて育てる乾田

直播の栽培方法につきましては、従来の育苗したうえで水田に苗を植える一般的な農法に比べまして育苗や代かき等の手間が省け、省力化とコスト削減の観点から現在、注目されている農法と認識してございます。

一方で、現在のところ、雑草対策や栽培技術が十分に確立されていないことから、鳥の害のリスクや天候に左右されやすく、収量や品質が不安定になるリスクも指摘されてございまして、全国の米栽培面積に占める割合は近年増加傾向にはございますが、まだ1.5%程度とお聞きをしてございます。

いずれにしましても、乾田直播の栽培方法の普及につきましては、新たな機械導入や栽培技術の習得が必要でございまして、今後、福岡県をはじめ関係機関から情報収集をしてまいりたいと考えてございます。

また、農政一般については、基本的には国の農政の制度の大きな枠組みがありまして、それに基づいてブランド化については、各都道府県ごとにブランド化に取り組んでいるところでございます。

例えば、いろんなお米品種にしても果樹にしても野菜にしてもその新品種の開発というのは、県の総合試験場のほうで新品種の開発を行い、そこで開発された品種を県の普及センターが農家に普及を図っていく、指導していく、それに必要な資材なり基盤整備について農林事務所が補助をするというのが、現在の農政の在り方でございまして、その枠気味の中で、大刀洗にとって最も適した農産物等について、町も応援をしているというのが、現状であるというふうに認識してございます。

そういう面からしましても、先ほどの新しい直播の方法なりというのは、まず普及センターが技術指導をできる体制になることが必要ではないかと考えてございます。

マイコス米についても御指摘がございました。これについても全国の一部で取り組んである地域もあるというふうに聞いておりますけれども、これについては、まだまだ出てきたばかりのほうなので、取組を進めるためには、この九州、福岡の気候に合うかどうかなどの実証期間がまだまだ必要なんではないかというのが、県の普及センターの認識でございます。

いずれにしましても、そういう新しい省力化できる農法等につきましても、県なりから情報収集しながら今後、検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） ありがとうございます。本当に前向きに考えておられるということは、しっかりと受け止めました。ただ、やっぱり県とか国じゃなくて町のほうから積極的にこういった事業をやっていくということを、ぜひ念頭に置いて進めていっていただきたいなと思います。

基金の状況ですけれども、今のような状況で取り崩していくと、恐らく、私は、10年も待たず底を突いてしまうんじゃないか、非常に危惧いたしております。それを食い止める必要があるわけで、町の経営がいかに重要かであることは、火を見るよりも明らかです。そのためにも、私は投資をするべきであると。物産館や給食費、保育料、こどもの医療無償化、こういうのは投資であると私は思っております。基金は銀行に預けたり、国債を保有したりしてずっと持ち続けるということではなく、このような投資を行うことが重要で民間の設備投資と全く同じで、投資しなければ無駄に減り続けて気がついたらなくなってしまったということになってしまうんじゃないかと思えます。

商売も仕入れなければ売ることもできない、我々経営者は常に投資を続けているわけで、その同じ感覚を町政に求めていきたいと思えます。

ぜひその感性を持った調整経営というものを今後も進めていかれることを念じまして、2問目の質問を終わります。

最後に、現在の町の状況についての考え方を申し上げます。

そもそもこの百条委員会が立ち上がったのは、町長のリーダーシップが原因であると、私は考えております。やはり、町の経費の使い方には、きっちりとしたルールがあるのは当然で、そのルールを守らせるというのは町長の責任であるということは、言うまでもありません。今回の百条の立ち上げは、以前から指摘されていたことを放置し続けたことが原因であると思えます。ただ、職員の個人攻撃になってはならない。その点で今回の報道の在り方や実名の暴露は問題であったと思っております。その点は議会も深く反省をすべき点です。

ただ、百条は、最終的には議決が必要で、それを待たずして行われた今回の町長の第三者委員会立ち上げは、非常に残念です。

百条は、そもそも議会と町とのやり取りであるはずを、町と議会の対立構造に持っていかれようとされたこと、これでは本来、車の両輪であるはずの町と議会が対立して、前に進まないという状況に陥りかねないと思えます。

まず、まずは百条で指摘された点をきっちりと襟を正して、今後はお互い反省をしながら車を前に進めていくことが重要です。対立、分断の構造はそこには何も生まれません。12日に行われた町長と町民の対話集会は、非常に大きな気づきがありました。町民の方々のレベルの高さにただただ感銘を受けました。早くもとの状態に戻ってほしい、対立、分断はやめてほしいという意見が多くを占めました。

現在の世界情勢もそうですが、戦争は何も生まない。我が町、大刀洗も対立、分断はやめて、前に進めていくという形を作っていこうではありませんか。その点を祈念しまして、私の一般質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、大石純議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で14時15分から再開いたします。

休憩 午後2時02分

.....

再開 午後2時15分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、1番、松本照行議員、発言席からお願いいたします。松本議員。

1番 松本 照行議員 質問事項

1. 地域生活交通について

2. 大刀洗町の文化遺産等について

○議員（1番 松本 照行） 議席番号1番、松本照行でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、順次質問していきます。

質問は大項目として、大刀洗町公共機関への取組について及び文化歴史遺産について小項目ごとに質問いたします。

今回の質問は、御承知のとおり、令和7年度の議会報告会が令和7年の5月16日から各校区センターで延べ4回行われました。今年度は公共交通や交通安全について、そして地域経済の活性化について及び文化財の活用についての3つのテーマを中心として、町民の多くの方からいただきました様々な意見の中から、公共交通と文化歴史遺産を取り上げてお尋ねいたします。

まず、大項目の公共交通の取組です。

御存じのとおり、第5次大刀洗総合計画公共交通の整備において示されている現状課題、公共交通機関利用者の減少、交通弱者の増加に直面してきております。さらに、それに対する施策についてもなかなか思ったとおり成果が出てきていないのではないかとおぼざるを得ない状況と考えます。そのことが議会報告会での町民の声となって、西鉄甘木線の存続への危惧、あるいは定額タクシー「ひばり号」の利便性向上を望む意見として示されたものと思っております。

そこで最初の項目、西鉄甘木線や甘木鉄道などの公共機関の現状と展望についてでございます。

大刀洗町における公共交通の機関を成す西鉄甘木線や甘木鉄道の乗降客について、甘木鉄道はおおむね横ばいで推移しているものの、西鉄甘木線におきましては減少傾向が続いていると、そういう状況にあると先日開催されました地域生活交通検討会の資料に記載されておりました。さらに、西鉄甘木線においては、令和8年3月に三井中央高校が閉校になり、ますます乗降客が少なくなるものと考えられます。利用者の減少は当然、事業者としての財政に厳しいということから

路線の廃止という局面につながっていくことも考えられます。まさに沿線の住民の方はこのことを危惧されての意見であったと考えられます。また、当然のことながら、このことは大刀洗町だけの問題ではございません。いかに利用者を増やすかについて、関連する朝倉市、久留米市ともにどのような取組を行っているのかについて質問をしてみたいです。

そこで、質問ですが、1点目は西鉄甘木線及び甘木鉄道の乗降客の推移及び本郷・大堰駅・西大刀洗駅の推移はどうなっているのか。

2点目は、先ほど申し上げましたが、西鉄甘木線及び甘木鉄道の課題と乗降客減少の対策は町としてどのようなものがあるのか。

3点目は、公共交通機関の維持の具体的な取組についてはどうなっているのか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松本議員御質問の地域生活交通について答弁をいたします。

公共交通機関の現状と展望についての御質問でございます。まず、西鉄甘木線及び甘木鉄道の乗降客数の推移と大堰・本郷駅・西大刀洗駅の乗降客数の推移についてでございますが、1日当たりの乗降客数では、西鉄甘木線全線ではコロナ禍前の令和元年の8,669人に対しまして、令和2年が7,207人、令和3年が8,752人、令和4年が8,976人、令和5年が9,173人とコロナ禍前の水準を上回ってございます。また、甘木鉄道ではコロナ禍前の令和元年の3,926人に対しまして、令和2年が2,904人、令和3年が3,206人、令和4年が3,539人、令和5年が3,651人、令和6年が3,845人とほぼコロナ禍前の水準まで回復をしてきてございます。この点、大堰駅ではコロナ禍前の令和元年の359人に対しまして、令和2年が299人、令和3年が302人、令和4年が343人、令和5年が367人ございまして、本郷駅も令和元年の363人に対しまして、令和2年が339人、令和3年が345人、令和4年が392人、令和5年が377人とコロナ禍前の水準を上回ってございます。一方、西大刀洗駅では、令和元年の184人に対し、令和2年が135人、令和3年が140人、令和4年が143人、令和5年が159人、令和6年が143人とコロナ禍前の水準には回復できていないのが現状でございます。

次に、西鉄甘木線及び甘木鉄道の課題と、町としての施策についてでございますが、西鉄甘木線では自家用車の普及と沿線地域の人口減少や少子化に伴いまして乗降客数の長期的な減少が大きな課題ございまして、先ほど議員からも紹介がございましたとおり、令和8年3月には三井中央高校の廃校に伴い、定期券利用の減少が予測されるところでございます。このため、大刀洗町ではこれまで大堰駅のパーク&ライド駐車場の確保や、大堰駅・本郷駅に送迎車用待機場を整備するなど、利用環境の向上を図るとともに、えだまめ収穫祭やくらの細道などのイベントでも

連携して取り組んできたところでございます。また、交通事業者及び沿線自治体で利用促進に関する協議や連携を進め、本年3月には3市町同時に西鉄甘木線の特集を広報紙に掲載し、町民全体への甘木線の現状の周知と利用促進を図ったほか、今月28日には西鉄甘木線沿線自治体連携イベントとしまして、「西鉄甘木線で巡る余暇とこ探し」を新たに開催し、北野駅・本郷駅・甘木駅においてマルシェやシンポジウムを予定するなど、今後とも西鉄甘木線の利用促進に取り組んでまいります。一方、甘木鉄道では乗降客数は中長期的には微増傾向にございますが、車両や施設設備の老朽化とバリアフリーへの対応、運転士など職員の高齢化、交通系ICカードが使えないなどの課題がございまして、その改善のためにも中長期的に健全な財政状況を確保できるかが課題となっております。このため、甘木鉄道では昨年10月には消費税増税に係るものを除き、実に29年ぶりに運賃の値上改定を実施し、運賃収入は前年度比110.3%、コロナ禍前の令和元年度と比較しましても113.1%と増加してございます。併せまして、本年度から令和14年度まで8年間で毎年1台ずつ車両を更新するとともに、令和8年度から令和11年度の4年間をかけて基山駅・小郡駅にエレベーターを設置する予定としております。また、自社育成などによる運転士の確保を行うなど、人材確保対策に取り組んでいるところでございます。この点、大刀洗町では、これまで昨今の電気料や燃料価格高騰に対する財政支援を行ってきたほか、安全施設等整備に係る負担金の拠出と併せイベント広報への協力を行ってきたところでございまして、今後とも甘木鉄道の利用促進に取り組んでまいります。

次に、公共交通機関維持の具体的な取組についてでございますが、これまで答弁いたしました鉄道に対する施策のほか、西鉄路線バスには運行の欠損額の一部に対し路線バス運行補助金を交付し運行を支援してまいっております。また、のりあい定額タクシー「ひばり号」は、町内の御自宅などから公共交通機関の駅までの移動手段としての役割も担っているところでございます。併せまして、今年度は公共交通の利用促進と活性化を目的に、大刀洗町公共交通マップの作成に取り組んでいるところでございまして、6カ国語の翻訳版も作成し町の公共交通に関する分かりやすい情報提供を行うことで、外国人の皆様の利用促進にも努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、答弁いただきました。本当に丁寧に答弁いただいて感謝します。特に、乗降客に対しては、当然コロナ前は皆さん電車と一緒に乗るよとかいうことで、そこそこあったんですけど、コロナ中というのはやはり避けるというか、混みあったところを避けるとか、そういったことがあってやっぱり下がっていて、今また回復してきているということは喜ばしいことだと感じております。ただ、西鉄甘木線のやっぱり乗降客減少は著しいものとなっている。ピーク時からすれば半減しているような状況です。事業者としては、当然、乗降客が減れば

採算が取れないと。先ほど一緒になってということもございますけれど、少しだけ質問ですけど、こういうふうに減ったから路線廃止を暗に示唆するというか、会議とかでもうこれ以上減ったらもう廃止せざるを得ないよとか、そういったことを言われたり、そういったことで頑張っってねと、町一帯となって頑張っってねと言われたり、そういったことというのが実際にあったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをします。

西鉄甘木線の存続に関しまして、鉄道事業者は西鉄のほうから将来的な廃止等について何か話があったかというふうな御質問かと思えます。私自身は西鉄のほうからそういうような話を聞いたことはございません。ただ、長期的にやっぱり乗降客が減少傾向にありますので、甘木線を維持していくためにも沿線自治体と一緒に、どうしたら維持できるのかというのを一緒に考えていきたいと思いますというふうな趣旨の話は聞いております。具体的には担当課長レベルで協議を進めておりますので、担当課長から答弁をさせます。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） それでは、松本議員の御質問にお答えいたします。

西鉄甘木線の存続に関してでございますが、基本的には存続していくためにはという形で朝倉市・大刀洗町・久留米市と西鉄の皆様と、あと県のほうと入っていただいて、持続していくためにどうしていくべきかということをお会議等で話し合っているという形でございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今の質問したのは、私自身、昔ちょっと廃止に関わることで関係したことがございまして、採算が取れないのは事業者のせいではないんだ、使わなくなったあなたたちのせいなんだという理論が前面に出てくるわけですね。利用するようになれば問題なくまだまだ継続するよというのが、大体事業者の考え方と思えます。そういった中で、甘木線ということを見ると甘木線単独では、それはマイナスかもしれませんが、やっぱり事業者としてのこの福岡県を網羅する事業者としてはそのトータルでやはり考えていくべきではないかなというふうに考えております。

さて、乗降客の減少を食い止めるために、先ほど申されたように利便性の向上のために駐車場を整備してパーク&ライドの推進、えだまめ収穫祭など様々な機会を通して甘木線を利用推奨するなど、できることは積極的に取り組んでこられたと思えます。

そこで、先ほども答弁ございましたけれど、そのことが先ほど単に大刀洗だけの問題でなく、朝倉市、久留米市との協議されている中で、今後の利用客減少の具体的な食い止め対策は何かあ

るのか、それは先ほど沿線で29日に実施されるとかそういうイベント系というのが多いとは思いますが、そういった中で本当に決め手となるような利用者減の対策、そういったものは何かあるのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをします。

なかなか決め手と言われると難しゅうございます。ただ、西鉄のほうに聞きますと、やはりえだまめ収穫祭等イベントがあるときにはかなり乗降客が増えるというのは、この甘木線の特徴だというふうに言われてございます。ただ、どうしてもイベントというのは一過性でございまして、イベントを単発で増やしていても抜本的な解決にはならないというふうに考えてございまして、やはり沿線人口の人口をいかにして抑制していくのかというのが大きな課題になっていくのではないかなと思っております。いずれにしても、この甘木線があることがやっぱり大刀洗町にとって致命的に重要なことだというふうに認識してございまして、今後とも甘木線が維持できるように関係機関と協議しながら最大限努力してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今おっしゃったように全力で取り組まれている、このことは私自身も評価したいと思いますし、この甘木線そのものが100年以上も地域住民の足となっている甘木線は後世にやはりつないでいく必要、そういうのが重要ではないかと思っております。そして、この西鉄甘木線や甘木鉄道も利用しないと廃止の危機が訪れることも町民も十分承知してあると思います。しかし、最寄りの駅、そこまでの交通手段が問題であり、当然、高齢者はじめ多くの方が非常に困っている状況から町として地域公共交通「ひばり号」をいろんな施行を繰り返しながら実施してきたものだと思います。

そこで、2項目めの、のりあい定額タクシー「ひばり号」の質問に移らせていただきます。

この、「ひばり号」の運行の実績等につきましては、先ほど古賀議員から詳細な質問がございましたので細かい実績等の質問は除かせていただきますが、議会報告で出された意見、つまり、「ひばり号」の運行範囲を拡大してほしい、予約が取りにくい、登録が面倒である等の意見を中心に質問させていただきます。

まずは運行範囲を拡大してほしいという意見についてですが、先ほどの答弁でアンケートにエリアに対する運行エリアですけど満足度は27%という、結果的には多くの方が満足していないというのが言えるのではないかと思います。特に、その中でも多かったのは、通院等病院に関しての要望でございました。内容は現在の町外運行範囲を、名前で見ると神代病院、現在名前変わりましたが新古賀リハビリテーション病院みらいとなっておりますが、それに加えて中に出てきたのは小都市の病院、具体的には島田病院とか橋本眼科とかがありました。

次に、登録方法や利用方法が分からないとの意見ですが、現在は自家用車を利用しているのであまり気に留めてなかったけれど、免許証を返納したことを考えると「ひばり号」登録や利用の方法が分からない。また、本当に必要としている人に方法が伝わっていないのではないかと意見がありました。登録や利用方法については町の広報などでも周知されていることは分かっていますが、現実的には届いていないのではないのでしょうか。また、「ひばり号」対応のタクシー台数が少ないので、予約が取れないので使いにくいとの意見などがありました。

そこで、第2項目めの質問ですが、第1に「ひばり号」の運行範囲、拡大要望について町としてはどう受け止めているのか。

第2に、「ひばり号」の登録及び利用方法などの周知について、併せて予約が取れないということについてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

のりあい定額タクシー「ひばり号」についての御質問でございます。

まず、運行範囲の拡大要望についてでございますが、令和5年に実施しました、「ひばり号」の登録者アンケートでは、町外の病院や駅、買物施設等への運行を要望する意見をいただいているところでございます。また、先ほどアンケートでは、運行範囲に対する不満足の声が大きかったというのが事実でございます。この点、運行範囲の拡大は、一方で既存の鉄道等公共交通機関の利用に悪影響を及ぼすおそれもあるという、地域公共交通活性化協議会での議論を踏まえ、現在のところ町境から距離が比較的近い神代病院と新古賀リハビリテーション病院みらいの2か所を例外的に運行エリアとしているところでございます。また、町外への移動としましては、令和5年9月から町境からそのまま一般のタクシーとして利用できるということを広報等で周知してきたところでございます。

次に、登録方法の簡素化や予約の現状についてでございますが、「ひばり号」の登録は役場窓口や校区センターで受付できるほか、昨年度からはインターネットでの申請を開始し、手続の負担軽減を図るとともに、予約につきましても令和5年度から予約時間をそれまでの1時間前までから30分前までに改善をしたところでございます。一方で、御希望どおりの時間に予約ができなかったなどの声の一部寄せられてございます。現在、「ひばり号」の運行は専属車両を1台確保しているほかは通常のタクシー事業と並行して行ってございまして、予約の時間帯が重なると御希望に沿えない場合がございます。利用の皆様にはこの運行形態について御理解をいただきながら、早めに予約をお願いをしているところでございます。その上で、議員のほうから御質問がありましたように、もう少し予約が取れやすいような環境整備をしてはどうかというふうな御趣旨の御質問かと思っております。これにつきましては、例えば今、専属車両で1台借り上げているのを

2台借り上げるとか、そういう方向は交通事業者、タクシー事業者と協議することはできるのではないかと考えてございます。ただ一方で、そうなりますと運行経費が借上げになりますので、先ほどの古賀議員の御質問のところにありましたように、1人当たりの運行単価というのが、町の持ち出しの単価というのはかなり上がってまいります。そのバランスをどう考えるかということと、もう1点はタクシー事業者の供給側の人材不足というのが年々顕在化してございますので、その辺を含めてどう「ひばり号」を含めた地域公共交通を維持していくのかというのが今後の課題だと思っておりますので、これについては引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、答弁にありましたように、やっぱり運行の範囲については十分御認識されているということは十分分かるんですけど、この「ひばり号」が先ほども趣旨を、あまり広げたら一般の公共交通機関に影響を及ぼす、悪影響を及ぼすのではないかとということも十分分かっております。これ、「ひばり号」の運行が町民の足となって町内を相互に結ぶことを限定に、また、西鉄甘木線、甘木鉄道の公共交通機関のそういった大堰とか本郷とかそういう最寄りの駅までの利便性を向上させる、そういうことが公共交通機関の存続に結びつける重要な役目ということも十分私自身認識しております。しかしながら、特に緊急時や通院などの病院へ「ひばり号」が運行範囲の拡大は切実な要望と思います。その点に対して、例えば現在、指定されている町外病院の新古賀リハビリテーション病院みらいへなどが御承知のように移転すると、そういった話もあります。そこで質問ですが、そのような場合、単にそういう指定みたいなのを取り消すのか、新たにどこか指定する、どのようにそのあたりはお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 松本議員の御質問にお答えいたします。

神代病院と新古賀リハビリテーション病院の2つのところに行けるようにしたというのは、公共交通機関の間でありまして、町外ではありますけれどもそういったところに行けないということ、大刀洗町から比較的近いという2点で、2つの町外ではございますが、2つの病院には通えるという形で協議会の中で話し合っただけで決めたという形になっております。ですので、今後どちらかの病院が移転されたり等あって、違う形になるようであれば検討委員会なり協議会内で皆様の御意見をいただきながら決めていくような形になるかと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 端的に言えば、現在考えとらんということですね。その対策まで

は。それはよろしいんですけど、間近に迫ってくる問題だということはぜひ御認識をお願いしたいと思います。例えば小郡市内の病院までの範囲拡大については、当然、西鉄小郡駅とかそういったいろんな関係があり、事前に解決すべき問題が多いと思います。

次に、登録方法や利用方法については、やはり今後とも町民の皆さんへの周知を継続的に、そして機会あるごとに実施されるようお願いいたします。併せて「ひばり号」の予約がなかなかできないことということについても、利用できる台数が絶対的に少ない、物理的な要因もあります。すぐに解決するとは思いませんけれど、今後とも大刀洗町近隣のタクシー事業者との提携契約についてたゆまない努力をお願いしたいと思います。

それから、3項目めの「共創・Ma a Sの実証プロジェクト」についてお尋ねいたします。なお質問通告書では、Ma a Sの表記が間違っておりました。訂正いたします。通告にはM s s Sと記載していましたが、正しくはMa a Sです。

さて、令和6年度のりあい定額タクシーの事業として「共創・Ma a Sの実証プロジェクト」事業が行われましたが、予算時の使用施策説明に、目的として町内移動のニーズとサービス提供・体制を調査し分析し、持続可能な移動手段を確保するための効率的な使用を検討するとなっていました。その事業について質問します。

1点目は、実証プロジェクトの具体的な内容はどうであったのか。

2点目は、事業委託に対してどのようなことが分かったのか。

3点目は、結果をもとに今後どのように進めていくのか、進めるべきなのか。の3点についてお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

「共創・Ma a S実証プロジェクト」事業についての御質問でございます。まず、事業の具体的な内容についてでございますが、ライドシェアなどの導入の前提とされていましたが、交通空白地域の概念に時間帯の概念が導入されたことを踏まえまして、町内におけるタクシーに係る需要と供給を調査分析し、今後の持続可能な地域公共交通の在り方について検討するため、タクシー動向調査とアンケート調査を実施するとともに、夜間の需要を調査するために「ひばり号」の夜間実証運行に取り組んだところでございます。具体的には、タクシー動向調査では、8月から9月末まで大刀洗町内を営業区域としておりますタクシー会社5社の20台の車両にGPS端末を設置し、走行経路とアイドリング地点をリアルタイムで収集し、各車両の全運行時間に占める大刀洗町内を走行・待機した時間を示す町内滞留時間を把握するとともに、アンケート調査では、「ひばり号」の認知度や利用意向などをお尋ねしたところでございます。併せまして9月から11月の3カ月間、1台の車両を借上げ昼間の「ひばり号」の運行が終了する18時から24時

までの運行時間帯で「ひばり号」の夜間実証運行を実施したところでございます。

次に、結果についてでございます、「ひばり号」の夜間実証運行開始前の8月における状況を分析いたしましたところ、夜間帯は昼間の時間帯に比べまして、町内でのタクシーの走行や待機がゼロの日が11日間に上り、夜間に大刀洗町を走行・待機した時間を示す夜間滞留率は僅か1.22%でございます。一方、「ひばり号」の夜間実証運行では、夜間帯に平均して1台のタクシーを町内に待機させる仕組みを整えた結果、夜間滞留率は平均16.32%へと大幅に向上した一方で、実際に夜間に「ひばり号」を利用した方は9月が19便33人、10月が29便40人、11月が32便32人と1日当たりの乗車人員がそれぞれ1.1人、1.3人、1.4人の利用にとどまっております。夜間における潜在的な移動需要については十分には確認ができなかったところでございます。

次に、今後の展開についてでございますが、今回の結果を踏まえまして、他自治体で実施されております公共ライトシェアなどの取組が大刀洗町にあった形で実施をできないのか、引き続き先進事例の収集や近隣自治体の取組等について調査研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、Ma a Sの実績というか、どういう今後していくのか、それを踏まえてということをお尋ねしたところですけど、いずれにしても夜間についてはあまり利用率がそんなに伸びないということから、今年度は当然止めてあるということをお聞きしております。ちょっと足早ですけど、それでは、次の第4項目の質問に移ります。

以上、公共交通機関及び「ひばり号」についてお尋ねしてまいりましたが、最後に今後の公共交通への施策として、交通弱者等へのきめ細かい対策などについてお尋ねしていきます。

まず、大刀洗町は主要な公共交通機関である西鉄甘木線、甘木鉄道の存続なくして、やはり大刀洗町の将来の発展も展望もないと思います。まずは乗降客の維持拡大を図ることが重要なポイントとなり、その意味では沿線自治体が行うイベント、そのようなイベントでの呼び込みが実施されて、やっぱりある程度その実績も出てきているということをお聞きしましたけれど、しかし基本的には通勤・通学者の定期的な利用の絶対数を確保・増加させることが重要であります。一方、「ひばり号」につきましては、当初3社で運行されていたのが7年度から突然に2社になったということをお聞きしましたけれど、こういうことというのはやはり事業者としてやむを得ない事情としてなったので、町としても認めざるを得ない。そうすると、交通弱者への細やかな対策の1つ1つが失われていくのではと心配します。今後も「ひばり号」を継続してできる保障は何もありません。

そこで、公共交通機関及び「ひばり号」の今後の施策について質問します。

1点目は、西鉄甘木線及び甘木鉄道の定期券利用者への助成制度を創設したらどうか。利便性の高い車より魅力、よりお得な公共交通機関に乗り換えてもらうことです。

2点目は、「ひばり号」に加え、実証実験で巡回バス方式や大刀洗校区が校区単位で実施している校区巡回バスを複合した交通体系、例えば町内拠点間を巡回バスで回し、その他の区間を借上げタクシーで網羅していくなどの施策を実施したらどうかというものです。これらの施策は数多く解決すべき課題があると思いますが、公共交通機関の存続、交通弱者への細やかな対策として、以上、2点について町の見解をお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

今後の公共交通への施策についての御質問でございます。

交通弱者等へのきめ細かな施策についてでございますが、まず、交通弱者対策は町政の重要な柱だと認識してございます。現在、大刀洗町では大刀洗町福祉郵送運送等運営協議会を設置し、大刀洗町社会福祉協議会が独自の事業として、1人で公共交通機関を利用できない身体障害者の方や、介護が必要な方について個別輸送を行う、福祉郵送運送を実施しているところでございます。この点、交通弱者対策を含め、今後の公共交通施策の検討に当たりましては、地域住民の皆様様の移動ニーズを的確に把握し、公共交通サービスの質の向上を図ることが重要であり、地域の皆様からの声を丁寧に収集整理し、町内の交通課題の把握に努めるとともに、来年度改定予定の地域公共交通計画では、住民アンケートを実施し移動ニーズの調査や分析に取り組んでまいりたいと考えてございます。併せまして、地域全体の暮らしや活性化につながります公共交通の在り方を検討するため、引き続き交通事業者と定期的に情報交換を行うとともに、地域住民に寄り添った公共交通施策の実現に向け、運行状況やサービス向上について協議を進めてまいります。議員のほうから御質問がございました、定期利用者への助成や、「ひばり号」タクシーと巡回バスの組み合わせについては、担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） それでは、松元議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の定期利用者への助成でございます。

定期利用者への助成につきましては、鉄道関係の会議のほうでローカル線の維持とか活性化の事例といたしまして、えちぜん鉄道の利用者等への自治体からの補助金としての定額券の助成制度の紹介があり、そういったことを行っている事例については存じております。大刀洗町で実際に実施ができるのかどうかにつきましては、これから調査してまいりたいと思っております。あと、のりあい定額タクシーの「ひばり号」と巡回バスの組み合わせでの実証実験等についてでございます。まず、のりあい定額タクシー「ひばり号」という形になる前までには令和2年度から

試験運行をしたり、また令和3年度には第3段階において巡回バスと予約型のバスなど様々な形態で行って、こういった定額タクシー「ひばり号」として決まったということでございます。令和4年度から本格運行として現在ののりあい定額タクシー「ひばり号」を進めてまいりましたけれども、運行事業者の減少や運転手不足や高齢化など課題もございます。現在の運行で実施を行っていく予定ではございますが、巡回バスの併用については実施するのか、交通空白地帯の公共交通をどうしていくのかというのは、今後も地域生活交通検討会や公共交通活性化協議会の中で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、検討調査しますということなんですけれど、やはり車に勝つためには、やっぱりお金とかやっぱり相当のメリットがない限りは、やはりなかなか車、自分自身でもそう思いますけれど、やっぱり難しいのではないかとということで、そういう制度についてどうかと質問しておるところです。それから、実際、車なしでは大刀洗町生活できない、そういう実態と車に頼ってしまうということ、そういったことは実際に自動車から外れた、自由の利便性を失ったときに再認識されると思います。今後とも高齢者社会に向かう、そのとき必要な地域での足として「ひばり号」を確保・充実させることは大事なことだと、町としても頑張りたいと思います。

急ぎになりますけど、これで第1項目の1を終わって、大項目2の大刀洗町文化遺産等についての質問をさせていただきます。

大刀洗町には、国の指定を受けた今村天主堂、下高橋官衙遺跡などの未指定であっても次の世代まで残しておきたいという文化遺産、歴史がありますが、議会報告を通じて町民の皆さんが地元の校区の財産はよく御存じでも、他校区の遺産があまり知られていないなという印象を持ちました。そして、私自身も長年住んでいながら今回の議会報告を聞いて、意見を聞いて同じようにあまり詳しくは知らなかったんだなということを再認識したものです。やはり、町として文化財、歴史、資産、史跡遺産、総称して文化遺産ですけれど、文化遺産についてどのように町民に広く発信されているのか、また、小学校などの授業に取り上げられているかなどの思いから、第1項目めの質問をいたします。

1点目は、町の文化遺産はどのようなものがあるのか。それから、その文化遺産を町民にどのようにして知らせているのか。3点目は、今後それらの文化遺産を町民に知ってもらうような施策や進め方はどのように考えているのか。以上、3点についてお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、松本議員御質問の大刀洗町の文化遺産について答弁させてい

たきます。

まず1点目の、大刀洗町文化遺産はどのようなものがあるかについてです。

町内文化遺産には、有形、無形、指定、未指定のものがありますが、文化財保護法をはじめとする法律や条例に規定されているものとしては、先ほど議員から紹介がありましたように、国指定の重要文化財今村天主堂、国指定史跡下高橋官衙遺跡、福岡県指定文化財、西光寺にあります木造阿弥陀三尊像、大刀洗町指定文化財として邪宗門一件口書帳、大刀洗町指定文化財としてド・ロ版大版画（地獄）、この5件があります。

そのほかには、未指定のものには、床島堰関連の遺跡あるいは三原城址、大刀洗飛行場関連遺跡、様々な埋蔵文化財や物が現在あるところがございます。

また、様々な地域の行事、風習や芸能、芸術なども文化遺産といえるものもあり、地域の歴史や町民のアイデンティティーを含む上からも重要なものだというふうに考えているところです。

2点目の町民が文化遺産を認知、共有するための施策についての考え方ですが、町民の皆様が文化遺産を認知、共有していただくためには、まず文化遺産の存在とその価値を調査・研究し、その成果を様々な機会を捉えて周知していくことが重要だと考えています。

最後の、じゃ具体的にどのように進めていくかについてでございますけども、文化遺産を認知・共有していただくための施策については、現在、文化財マップやパンフレット等、刊行物の作成あるいは町のホームページでの紹介のほかに、郷土資料室の公開、発掘調査の現地説明会、公民館講座や小中学校との連携など、学校教育あるいは社会教育の場での紹介等を行っていくとともに、中長期の目標とはなりますけども、調査、研究、公開の拠点としての文化財調査事務所及び展示保管施設の整備を進めていくことが重要だと考えているところです。

以上で、松本議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、答弁にありましたどうやって知ってもらうかという点について、私調べたら立ち寄りどころやら、そういったものもあるし、シリーズ、歴史ビジョンなどもあったみたいで、いろんなところホームページなどで周知されていることは十分承知しております。しかし実際はあまり知られていないという現実があるのではないかとということが私感じております。

そこで前段にも言いましたけれど、小学校での文化遺産の授業、学習のカリキュラムがあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 文化遺産の保存についてのそれを学習する学校教育の場ということでございますけども、それぞれの学校において、それぞれの学年に応じて総合的な学習の時間が組ま

れておりますので、その中に位置づけられているところでございます。今回また後の質問でもお聞きになられる予定でございますから、その部分については今後とも継続して資料等を活用しながら、いろいろと資料が出ていますので、そういったものを活用しながら、学校教育において指導していくようには進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、学校の中ではある程度位置づけられてやられているということですけど、小学校の頃に習った、そういうことは割と記憶していると、記憶としてまた残ると思えます。さらに授業に加えて実際に見学とか、そういったこともやっぱり大切なことだと思っております。

郷土の文化や歴史を伝えるカリキュラムには、今後とも随時どんどん取り組んでいただきたいと思えます。そして、小学生の授業とか学習は、もとより町民にも対しても、広報のたちあらいだよりでの特集やパンフレット、されているのかもしれませんが、そういう文化講演会などをおっしゃいましたけれど、そういった情報を進めてもらいたいと思えます。

そこで、2問目の三原城址及び佐々木家住宅の質問に移ります。

令和6年度予算審議の中で三原城址及び佐々木家住宅の用地買収に絡む多くの意見が出され、その時は整備計画が明らかになっていないという等の意見から、結果的にその費用を削除し、予算案を可決した経緯があります。

それから1年半を経過しようとしております。三原城址及び佐々木家に関する情報は、少なくとも私のほうには何にも入ってきていません。予算案に上程して削減されてから、それで終わるというものではないと思えますし、当然次の準備をされているものと考えます。そこで現時点での考え方をお聞きしたいと思います。

第1点は、令和6年度予算審議で用地購入費が削除、修正議決されたが、用地購入について現時点でどのように考えているのか。2点目は、予算審議で問題となった利用計画は策定されているのか。3点目は、今後どのように進めていくのか。その3点についてお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、松本議員御質問の三原城址及び佐々木家住宅についての御質問について答弁させていただきます。

まず1点目、令和6年度予算審議で用地購入費が削除、修正議決されたが、用地購入については現時点でどのように考えているかについてでございます。

現在、教育委員会といたしましては、三原城址及び佐々木家住宅につきましては、双方とも文化財の内容とその価値について判断、材料を得るための調査を進めているところでございます。

教育委員会としましては、この調査の結果、そして文化財としての評価が定まり、その工程に沿って保存、活用策を検討する中で、文化財としての登録、指定や公有化の是非が判断されるものと考えているところでございます。

2点目、予算審議で問題となった利用計画は策定されているかについてですが、これは三原城址及び佐々木家住宅ともに調査を現在行っている最中ですので、保存・利活用の計画は調査が終わり、文化財的価値がある程度定まってから検討、策定を行っていく手順で進めたいと考えているところでございます。

そして最後の、今後どのように進めていくかについてですが、三原城址については、令和元年から保存を念頭に置いた発掘調査を続けており、今後も調査を継続して行う予定となっております。

佐々木家住宅につきましては、令和6年度から令和7年度にかけて、福岡県建築士会による建築調査を実施中であり、調査によって佐々木家住宅の文化財的価値が明らかになるものと考えています。その評価の工程に沿って、保護、活用策を検討していきたいと考えているところでございます。

また、三原城址も、調査により文化財的価値を明らかにした後に指定や登録及び購入など、将来の保護策を決めていくことになるというふうに考えておりますが、現在、外堀と内堀と呼ばれる箇所は目に見える形で存在し、大まかな範囲が分かる状態になっており、一定程度文化財的価値はあると認識しているところです。

いずれにしても、三原城址は本郷小学校の校歌に歌われているなど地域のアイデンティティとしてなっており、何らかの形で保護策を検討することが、私としても望ましいと考えているところでございます。

以上、松本議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今の答弁で、結論から言えば、今も調査していますよと。ただ、今後、文化価値、文化財的な価値がどうなるのか、それによって買収というか用地購入とか、そういったものを判断していきたいということだろうと思っております。全然やっていないというわけじゃないということだけは、十分認識させていただきました。

本郷校区の方々は、特に三原城址及び佐々木家住宅をおおむね、ぜひ残してほしいという御意見が多うございました。私は、この三原城址は約1.6ヘクタールだったと思いますが、そういう広さ、本郷の中心部にあって住宅に近接した貴重な大刀洗の文化遺産と思っていますので、様々な意見や事情あると思いますが、次の世代に大切に残してもらいたい、どうしたら残せるのか、町として十分な検討を進めていただくことを期待しております。

それでは、次の3項目め、文化遺産の保存について移ります。

1点目は、議会報告会の中で、床島堰、百間堰を残してほしい、水を通してほしいという意見がありました。私は、6年の12月21日に大堰交流センター主催で床島堰の視察に参加させていただきました。床島堰と思っていた、この堰が百間堰と呼ばれるのも視察で始めて知りました。そして百間堰は、私自身40年ぐらい前まで、たまに魚釣りで行っていた場所でもあります。

しかし、現地に行ってみて、記憶とのギャップ、びっくりしたものです。こどもの頃から堰を流れる水は、大刀洗で唯一残されたせせらぎを感じられる場所、多くの方が遊びに来られていた場所であったと今も記憶しております。聞くと朝倉水害で流れ出した土砂で埋められたということなのですけれど、全く堰の存在もなくなっていました。緊急事態の流出、土砂の仮置きならまだしも、先人の治水と用水の知恵から生まれたこの百間堰を大切に元に戻してもらいたいと思います。

また2点目は、限りある文化遺産をどのように保護、保存していくか。こういうことは、ある程度国の予算とかで保全とかそういったことはできますけれど、それ以外の文化遺産は、町のほうで調査とかしなければなりません。このことは財政にとって、ゆとりのない自治体ではなかなか難しく、どうしても後回しになる傾向があります。

そこで質問です。床島堰、百間堰は今後どうなるのか。依然のような姿に取り戻せるのか。

2点目は、文化遺産の保護や保存に町として今後どう取り組んでいくかの基本的な考え方はどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、松本議員の質問、大刀洗町の文化遺産について答弁いたします。

まず1点目、床島堰、百間堰の保存について、どのような進捗状況にあるのかという御質問だというふうに思います。この百間堰の保存につきましては、教育委員会としましては百間堰を含む床島堰の保存は、地域の歴史教育及び郷土学習の観点からも極めて意義深いものと認識しているところです。

令和7年1月には、交流センター会長及び校区長による床島堰2期工事の一部の変更と百間堰の可視化、保存を求める要望書が、町から県へ提出され、地域から保存への強い期待が寄せられており、本町では農政課が窓口となっているというふうに認識をしているところでございます。

教育委員会といたしましても、文化財担当課である生涯学習課に意見を求められましたので、できる限り残してほしい旨を伝えているところです。現時点では、床島堰2期工事との整合性を図りながら、百間堰の一部保存や構造上可視化が可能かどうか、それが技術的、財政的観点から

協議がなされており、まだ具体的な回答は得られていないということで認識しているところでございます。

次に、2点目の文化遺産の保護や保存に今後どのように取り組んでいくかについてでございますが、いわゆる恵利堰、床島堰、佐田堰を総称したこの床島堰は、筑後川中流域に築かれた歴史的なかんがい施設であり、江戸時代の宝永年間には地域の庄屋、住民の尽力によって築造された地域の水文化を象徴する貴重な土木遺産というふうに認識しているところです。中でも、この百間堰は、3つの堰の中核をなす構造物として地域の農業と暮らしを支えてきた重要な存在だというふうに私自身も認識をしているところです。

教育委員会としては、先ほど冒頭で松本議員が御質問になりましたけども、現在も取り組んでいます教育資源としての活用促進と、そして地域との共同による継承活動の推進の2点の取組を今後も継続していきたいというふうに考えているところです。

具体的には、教育資源として活用促進ですけども、床島堰の歴史的背景や築造の経緯については、地域団体「28水に学ぶ会」による「故郷おおぜき」3部作が刊行されております。

また、ふるさと案内人による紙芝居がインターネット上でも配信されております。町内小中学校における郷土学習や総合学習までの活用を進めたいというふうに考えているところです。

次の地域の協働による継承活動の推進ですが、現在も町内小学校、特に大堰小学校では、大堰交流センターや「28水に学ぶ会」への御協力を得ながら、床島堰に関わる先人の功績に関する伝承活動が実施されており、今後も教育課程に位置づけられるように、教育委員会としましては指導していきたいというふうに考えています。

次に、地域全体の今度は文化遺産の保護、保存に関してですけども、これにつきましては、平成31年の文化財保護法の改定により、福岡県は令和3年3月に、福岡県文化財大綱を制定しました。市町村の教育委員会は、この福岡県文化財大綱を勘案して、文化財の保存及び活用に関する総合的な計画、いわゆる文化財保存活用地域計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができるというふうになっております。

これにつきましては、中長期な目標とはなりますが、福岡県が定めました文化財大綱を勘案しながら、本町全域に及ぶ文化財保護、保存活用地域計画の策定を目指したいというふうに考えています。これを策定することによって、本町独自の保存、そして活用ビジョンを整理し、地域全体で未指定文化財も含めた地域の文化財を守り育てる総合的、一体的仕組みづくりが可能となると考えているところです。

以上で、松本議員の質問に対する答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今るる、いろいろ御説明いただきました。ただ時間がないので、も

う意見書について、何らかの形で国や県で受け止められていることを期待したいと思っております。

そのために今、用水路の整備の中では、元に復元することは現代の土木技術では不可能ではないと思いますので、町としては、とにかく強い意思を持って、地域の方々とともに、国、県、交渉に臨んでもらいたいと思います。

最後になりますけれど、例えば地域によって文化財、丸々を保存する会というのがございます。こういったものについても、やっぱり交流の場、こういう保存会と一緒に集まっていただいて、いろんな交流をやってもらうというような場が必要だと思っておりますけれど、それを町として、ぜひ支援していくことを求められると思っておりますので、その点についてどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） 松本議員の御質問にお答えいたします。

松本議員のおっしゃるとおり、地域にいろいろ保存会とか守る会とかそういうものがあります。今、教育委員会のほうでは十分そちら把握できておりませんで、おっしゃるとおり交流だとかそういう場を設けられておりませんので、今後そういうことに対しても力を入れるようにしていきたいと思っております。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 最後になりますけれど、文化遺産調査はきちっと調査して正しい評価を行っていただきたいと思っておりますし、遺産がなくなったらもう戻ってきません。遺産の記録も大切ですが、そのものを残していく。そして次の世代に責任を持って引き継いでもらいたいと思っております。

その意味で文化遺産を担当される部署は専門知識を要し大変であると認識しています。総合計画にある体制や条件の充実、併せて推進していただくことを強く求めて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、松本照行議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後3時21分

令和7年 第11回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和7年9月17日 (水曜日)

議事日程 (第3号)

令和7年9月17日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1 番	松本 照行	2 番	古賀 世章
3 番	中村 竜博	4 番	平田 康雄
5 番	實藤 量徳	6 番	安丸眞一郎
7 番	平山 賢治	8 番	河野 政之
9 番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	重松 俊一
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	平田 栄一
企画財政課長	……………	松元 治美	税務課長	……………	棚町 瑞樹
福祉課長	……………	渡邊 章子	地域振興課長	……………	村田 まみ
農政課長	……………	矢永 孝治	こども課長	……………	早川 正一
健康課長	……………	田中 豊和	生涯学習課長	……………	西村 智道
建設課長	……………	黒岩 雄二	住民課長	……………	入江由香理
会計課長	……………	案納 明枝	財政係長	……………	福岡 信義
人事係長	……………	西隈 佳菜			

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。また、町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和7年第11回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、議会広報委員会より、議場での写真撮影の申出がありましたので許可をしております。御了承ください。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております6番、安丸眞一郎議員、発言席からお願いいたします。

なお、安丸議員より資料の配付の申出がありましたので、許可をします。しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（高橋 直也） 配付が終わりましたので、6番、安丸眞一郎議員、お願いいたします。

6番 安丸眞一郎議員 質問事項

1. 安全・安心のまちづくりに向けた防災・減災対策、被災者への支援について
2. 町道（上町草分飛行場中央線）の菊池橋への歩道の設置について
3. 大刀洗町戦没者追悼式の現状と今後について

○議員（6番 安丸眞一郎） 改めましておはようございます。議席番号6番の安丸眞一郎でございます。

許可を得ましたので、通告のとおり、1点目が安全・安心のまちづくりに向けた防災・減災対策、被災者への支援について、2点目が町道（上町草分飛行場中央線）の菊池橋への歩道の設置について、3点目が大刀洗町戦没者追悼式の現状と今後について、以上3点について、それぞれ小項目ごとに質問を行ってまいりたいと思っております。

まず、大項目1点目は、安全・安心のまちづくりに向けた防災・減災対策、被災者への支援について問うものであります。

まず、小項目1点目ですけれども、農地等の宅地化等に伴って水田等が減少していることから、水路等排水機能が十分でないところは、道路の冠水や宅地への流れ込み等による被害が発生して

おります。防災・減災に向けた排水機能向上など、町の対策の考えについて問うものであります。

配付しております資料を少し説明させていただきたいと思えます。

質問の1点目のほうの資料になりますけども、一応、写真を貼り付けて現地の様子を表しておりますけれども、写真位置のほうから向かって先のほうが、土地が低くなった状況になっております。これは図面の太陽光パネル、ちょうど七反牟田4号線の途中から、宅地のほうに行っている道路のほうから写真を撮った状況です。

それから、写真にはグリーンで色づけしております電柱が立っているところ、これはもう以前、大刀洗北部の補助整備工事期間中に、大雨によってのり面が崩壊した現場でもあります。現在は、農林災害によって蛇籠等での土留め工事が現在としては行われております。

今回、上げておりますのは写真3になります。要は、ここが七反牟田4号線のほうから行きますと、やはり1メートル以上ぐらいの高低差がございます。

また、図面の中に表しております大刀洗北部補助整備地区、これは山隈になりますけども、それを境界をして西大刀洗区の住民の方になります。この高低差が、写真3で見ていただくと分かるように大体2メートル程度あるかという、実際の測量はしておりませんので、おおよその数値で申し訳ないんですけど、高低差がございます。

ということで、近年の宅地開発等によって、やはりこれまで農地であった地下浸透によって雨水が処理されてきた部分が、一斉に道路の表面を伝ってこの低い土地に流れ込んで、今回のような崩落事故が起きたというふうな現状であります。

そして、また下の補助整備区域内の農地のほうの用水のほうにブロック塀等が倒れ込んだというふうな現状があります。

そういう状況を踏まえて、小項目1点目、先ほど言いました排水機能の向上などについて、町の対策の考えについて、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員御質問の安全・安心のまちづくりに向けた防災・減災対策、被災者への支援について答弁をいたします。

防災・減災に向けた町の対策についての質問でございます。

近年、梅雨末期の大雨や台風に伴う線状降水帯の発生など、これまでの公共の排水能力では処理きれない降雨があり、地形の低い箇所は一時的に冠水などが発生している状態でございます。特に菊池校区では、治水機能や遊水機能を有した農地の宅地化が進み、排水路への負担が大きくなる一方、地形的に流末の排水先が限られていることなどから、道路の冠水や低い土地への浸水が生じてございます。

このため大刀洗町では、開発行為に際し、元の排水量を超える排水は民地内で処理するよう指

導を行うとともに、現在、流域治水を目的として、河川整備の加速化と1,000平米以上の宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある雨水浸透阻害行為などに対し、対策を義務づけられる特定都市河川への大刀洗川及び陣屋川の指定について、県と関係市町が協議をしているところでございます。

併せまして、国や県に対し、各種期成会や意見交換会の場など、機会を捉えまして河川整備を強く要望するとともに、現在、福岡県において大刀洗川と陣屋川に調節池の整備を進めていただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいま町長の答弁がございました、河川に対する流域治水の考え方、承知しております。今、紹介がありましたように、福岡県も特定都市河川流域内の宅地等以外の土地に対しての対策なりは許可申請がありますけれども、これについては残念ながら、政令指定都市と中核都市が中心になって、そのほかの県内については指定がないというふうに聞いておりますけれども、いずれにしても、やはり河川の改修も併せて、流域治水の考え方は重要になってくるだろうというふうに思っております。

今回、問題視しているのは、やはり農地からの転用等によつての宅地化、それに伴つての今までは自然雨水だった部分が、いわゆる宅地化によつて構造的に変わつてきている。雨量も、県の推測ではこれまでの雨量から1.1倍ぐらゐの雨量になってくるというふうな推計も出されておりますし、やはり西大刀洗区内のこの部分をとつても、資料に出しておりますように太陽光の開発であつたり、それから、先ほど紹介がありました1,000平米以上の開発であればそういった対策も可能なんですけれども、個別の宅地化、そのことによつて、家が建つたことによつてほとんどの家庭がアスファルトをしたり、コンクリートでいわゆる草が生えないような対策をしてありますから、直接、道路とか水路に流れ込むような状況になっております。

ですから、町長も言われましたように、これまでの排水機能では十分機能していないというのが、現状ではないかなというふうに思います。

河川については、先ほど紹介がありましたように、調節池の建設も県のほうでされておりますけれども、やはりこの町内の宅地化に伴つて、その排水機能の拡充というの、今後、町としても考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

具体的に申しますと、提案みたいになります、この図面で見ますと、グリーンで表しているところの土地が、今、畑になっておりますけれども、こういったところに一時的に雨水枡なり、調節機能を備えたいわゆる調節池みたいな、そういった設備の対策も、今後、やはり町として検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

実際、第5次総合計画の中でも、排水機能の向上については、今後、検討していくというふう

に書かれておりますし、それも2028年までの計画でございますから、もう既に何らかの計画は進んでいるかというふうに思っておりますけれども、そこら辺りはいかがでしょうか。排水機能の拡大に向けた担当内の検討、あるいは、町を挙げての検討というのが、具体的にされているとするなら御紹介いただきたいと思っております。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 安丸議員の質問にお答えします。

建設課のほうでは、道路拡幅事業及び水路環境整備事業という事業を持っております。

道路拡幅事業においては、基本的に幅員5メートルを基本として整備しておりますが、条件としては、町道であること、区間的な整備ができること、地権者の承諾等々の条件がございます。また、排水先が確保できるなどを基準として、道路拡幅事業は進めております。

水路環境整備事業については、水路等の整備や維持の工事を基本としておりますが、今回のような場所においては、やっぱり雨水が集まってくるということで、建設課としては、水路環境整備事業が適しているのではないかとこのころでございます。ただ、水路環境整備事業に関しましては、地元の負担金が1割程度必要になります。

また、今回のような狭い場所でありまして、議員が言われる調整池とかになると、用地の購入とかもございまして、地元のほうで地権者の用地を含めた承諾とか、そういったものが必要になってくると思っております。

毎年10月頃に行政区要望を行ってまいりますので、区長より建設課のほうに要望として上げていただけると、検討する材料とさせていただきますと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。いろいろ担当課長のほうから、道路拡張なり、水路環境整備事業の紹介がございました。

状況的には、水路環境整備事業を使つての整備がいいかというふうに私も思いますが、具体的に地元1割ということですけど、ほかの国・県の割合とか、そういったところは、事業内容は具体的にどういうふうになりますですかね。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 今回の部分にいたしましては、基本、町の単費事業として行うものでございますので、国とか県とかの補助的なものはございません。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。要は、地元1割負担の町単独事業という

ことで理解をしておきたいというふうに思います。これについては、地元の区長さんもかなり対策を急いでほしいという要望も聞いておりますので、これは町の窓口にもお見えになっているというふうに聞いておりますので、ぜひとも地元との連携を深めて、調整をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、このいずれにしても排水機能を向上させる取組というのは、今後も、特に高低差のある低いところに対してやはり水が集まってきますから、これまで以上の排水機能向上に向けた対応、対策が必要になってくるというふうに思っていますけれども、将来的にそういった計画なり、町としてお考えがあるのかどうか、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 安丸議員の質問にお答えいたします。

町としては、基本的な道路の整備は行って進めております。

基本的には、大刀洗町は道路網的にはある程度整備が進んでおりますが、どうしても集落の中の狭い道とか、そういったところがまだ狭い状態で、排水機能がないような状態でございますが、道路を拡幅する計画があれば、それに併せて道路整備とかも、側溝設置とか、そういったものも行っていきたいと思いますが、どうしても大刀洗町が平地でございますので、部分的な排水施設しかございませんので、大雨が降ったときは地域全体的につかってしまいますので、なかなか道路に排水機能をつけたから冠水しないかという、そういうわけでもございませんので、そこら辺も視野に入れたところで、今後、検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 今、道路拡幅等の考え方について答弁がございましたけれども、やはり排水路も、従来のサイズの側溝では用をなさないような現状になってきているのではないかなと。ましてや、流末になりに行くにしたがって、それだけ水量が増してくるわけですから、ぜひ、そこら辺りも考慮して、側溝の設計もしていただきたいというふうに思っております。

ここも図面に出していますように、太陽光パネル、七反牟田線のちょうど曲がり角になっているところなんですけど、ここも今、現状として救急車と緊急車両も入れないような狭隘道路の状況になっております。

この図面の赤丸から左手のほうに行くにしたがってここは拡幅されて、セットバック等でかなり幅員も広がっておりますから、そういったことも含めて排水機能向上と併せて、道路拡幅も併せて地元区長さんとの調整をぜひお願いしておきたいというふうに思っております。

小項目1点目は、以上で終わっていききたいと思います。

それから、小項目2点目のほうになりますけれども、被災者への支援の考えについてお尋ねをし

たいと思います。

御案内のとおり、8月9日から11日にかけて線状降水帯の発生などによって記録的な大雨で、県内においても多くの住宅への被害や農地、農作物などに被害が出ております。県は、農林業などの被災者への支援として、いち早く9月議会に、1億6,000万円の補正を上程するというふうな報道発表もあっておりました。県の素早い対応だというふうに思ったところです。

しかしながら、今回の西大刀洗区内の事例を見ますと、これはどうしても個人の宅地になりますから、なかなかそういう支援の手が行き届かないというか、いわゆる適用の条件に漏れてしまうような状況になります。

しかしながら、これはやはり先ほどから申し上げていますように、宅地開発等によって結果的に低い土地にある家屋といたしますか、土地内に流入してきた水によってやっぱりブロック塀が崩壊してしまった、ブロック塀そのものの強度的な課題もございますけども、やはり想定外の水量であったというふうに聞いております。

本当に近くの方は動画を撮られておりましたけども、やはり川が流れるようになっていたということで、本当に身の危険を感じるほどに心配されたということも聞いております。

ですから、ここら辺り、いわゆる適用条件に漏れる方へ町の支援というか、そういったことも場合によっては考えていく必要もあるんじゃないかなというふうに思っておりますけども、被災者への支援の考えについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

被災者への支援についての御質問でございます。

これは災害の規模にもよりますが、大刀洗町災害弔慰金の支給に関する条例に基づきまして、災害弔慰金、災害見舞金の支給や災害援護資金の貸付け、災害救助法が適用された場合に県から配分される災害義援金の支給のほか、社会福祉協議会におかれましても、ボランティアと協力した瓦礫撤去などの支援を行っているところでございます。

また、先ほど議員のほうからも御紹介がありましたが、農地や農業用施設等の被害に関しましては、国・県等により復旧への補助、あるいは住家等の被害に関しては、固定資産税や国民健康保険税が減免となる場合がございます。

詳細につきましては、担当課長からそれぞれ答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊 章子） それでは、私のほうから、災害弔慰金等の支給の制度について答弁をさせていただきます。

まず、これらの支援策については、災害弔慰金の支給に関する法律を根拠にして、災害救助法

が適用されるような災害の場合に、大刀洗町災害弔慰金の支給に関する条例に基づきまして、弔慰金、見舞金、災害援護資金貸付け、それらを行うものでございます。

具体的な内容としましては、災害弔慰金については、死亡された場合に生計中心者の場合は500万円、その他の方の場合が250万円といった内容になっております。

災害見舞金に関しては、災害により重度の障害を受けられた場合、その方が生計中心者の場合は250万円、その他の方の場合は125万円という形になっております。

そして、災害援護資金貸付けにつきましては、災害による被害を受けた世帯の生活の立て直しのための生活資金の貸付けということになっておりまして、貸付金額については、災害により当該世帯の被害の種類や程度に応じて、150万から350万円の範囲内で支給するものになっております。

被害の程度としましては、世帯主の1か月以上の負傷の場合、家財の3分の1以上の損害の場合、住居の半壊、住居の全壊、住居の全体が消失または流出といった形で、主に住居に関すること、一部家財に関してということになっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） 農地や農業施設の被害に関して、私のほうから御説明いたします。

事業費が40万円以上の経費を要する場所に関しましては、国の災害復旧事業で対応いたしますが、それ以下の5万円以上40万円未満の経費を要する場所に関しましては、大刀洗町農地等災害復旧単独事業補助金というのを令和5年に制定しております。

この趣旨としましては、国庫補助事業の対象とならない農地等災害復旧事業を実施した者に対し、農家の負担の軽減、農業経営基盤の安定及び耕作放棄地の増加の抑制を図るために補助金を交付するものとなっております。事業の補助率については、農地が100分の70以内、農業用施設が100分の80以内となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 私のほうからは、公共災害と農地災害の補助に乗る分、そちらのほうの説明をさせていただきます。

まず、公共災害は公共施設の災害になりますが、あくまで被害額が60万円以上の場合に適用されるもので、国からの補助としては3分の2が出る事業でございます。

あと、農地災害のほうは、40万円以上が国・県の補助があるものでございまして、農地災の場合は50%、農業用施設の場合は65%の補助が出る分でございます。農業系の災害のほうは、補助を外した残りの2分の1が受益者の負担となります。残りの分は町の負担となります。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいまそれぞれ担当課長のほうから答弁がございましたけども、これ、あくまでも災害救助法が基準のなった部分だろうというふうに理解しております。

大刀洗町規模で言いますと、やはり家の滅失が50世帯以上の場合がこの適用になりますから、今回の場合は適用基準に当てはまらないわけですね。ですから問題は、いろんな支援法の適用基準に漏れる方をどう支援していくかというのが課題ではないかなというふうに思います。

確かに民事的には214条の中で、高地から流れてくる水については受忍する義務があるというふうにうたってございますけども、やはりその中には、土盛り等で人工的に地形が変わったりした場合は、その受忍義務から外されるということにもなっておりますから、ぜひそこら辺りを踏まえて、町としても適用基準に漏れる方への支援をどうしていくのかというのも、今後、ぜひ考えていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますし、ぜひこの辺りを支援のいわゆる住民に寄り添った対応をお願いしたいというふうにこの場では申し上げて、次の質問に移っていきたいというふうに思っております。

それでは、大項目2点目の質問になります。

町道（上町草分飛行場中央線）の菊池橋への歩道の設置についてお尋ねをしたいと思います。

配付しております資料の裏面、質問2のほうになります。

御案内のとおり、大刀洗公園内を流れております大刀洗川の上流側に、町道（上町草分飛行場線）の途中に菊池橋というのがございます。御存じだと思います。ここはかなり通行量も、産業道路として設置されておりますし、供用を開始されております。そのことによって、かなりの大型トラック等の交通量が多いような状況になっております。

そういう中で、写真を見ていただくと分かりますように、菊池橋の前後については、公園整備に併せて歩道部分が整備されたというふうに認識しておりますけども、残念ながら、この橋梁部分に歩道が設置されていないということから、公園に行く人たちは一時的に車道側を通行して公園のほうに行くとか、そういうふうな状況にもなっておりますし、かなり歩行者にとっても危険な状況であります。

ましてや、最近は大刀洗公園の利用者がかなり増えております。先般の決算特別委員会の中でも、担当課のほうから説明がありましたけども、総合計画目標値の6万5,000人をはるかに上回る8万5,000以上の方が来園されている、利用されているという報告もあっています。

歩行者、歩きながら来る人は少ないかも分かりませんが、やはりそういう方が来園されて、要はここはゴムチップでウォーキングコースも整備されて、かなりウォーキングであったり、ジョギングであったり、朝夕の利用者がかなり増えております。

そういうことで、菊池橋の下流のほうに歩道部分の設置の考えはないかということについて、まず、お尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員御質問の菊池橋への歩道の設置について答弁をいたします。

菊池橋は、一級町道である上町草分飛行場中央線に架かる町道橋でございます。本郷校区から菊池校区を結ぶ重要な路線であります。また、本路線の一部は準工業地域に指定しており、路線周辺には多くの工場などが立ち並び、大型車の通行が多い路線でもございます。

御質問の菊池橋は、議員のほうから御紹介がありましたとおり、前後には歩道があり、大刀洗公園に隣接していることから、私自身も歩道の設置が望ましいと考えておりますが、歩道の設置に際しましては、福岡県との河川協議や補助事業の活用など財源の確保、他の事業との優先順位を含めた検討が必要でございまして、地元の意見も伺いながら、今後、調査研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいま町長の答弁がありましたように、やはり町長自身も歩道の必要性は認められているということです。

ぜひ、「認めておりますが」じゃなくて、「が」を除いてもらって、ぜひ設置に向けて、やはり県道整備事務所なり専用許可も必要になると思いますし、いろんな補助事業があろうかと思えます。

場合によっては健康づくりに関しての整備事業にも適用になるかも分かりませんし、そこら辺りは、専門的なところは執行部にお任せするとしても、やはり早急に設置していただくことが、より歩行者にとっても、また公園利用者にとっても、格段の利便性向上になるというふうに私は思っておりますし、これまでの議会報告会の中でも、やはり菊池校区の住民の方から、この菊池橋下流への歩道の設置については御意見を頂いておることもございますので、ぜひとも早急な対応をお願いしたいというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、3点目に移っていききたいと思います。

大項目3点目は、大刀洗町戦没者追悼式の現状と今後について問うものであります。

御案内のとおり、大刀洗町戦没者追悼式は、さきの第二次世界大戦で戦死された町内出身者の御霊に対して追悼の誠をささげるとともに、戦死者遺族、親族だけでなく多くの町民が、戦争は最大の人権侵害であると認識の下、平和を守ることを誓うものでなければならないと考えております。

大刀洗町においては、遺族会主催で行われていた戦没者慰霊祭を、平成20年度から大刀洗町

戦没者追悼式として町主催で行われるようになって、今日に至っているというふうに聞いております。

さて、先般、総務省が発表した昨年10月時点の人口推計によりますと、戦後生まれが88.8%になったということがございます。毎年1ポイントずつ増えているということの発表がございました。私も含めて戦争を知らない世代が、当たり前のように今日の平和な世の中を享受できているということが、過去の貴い命の犠牲の上にあるということのをこれは語り継ぐことが、私たちの責務ではないかというふうに考えておるところです。

遺族会としても、高齢化などによる会員の減少や次の世代への組織化など、会としての課題もあるかと思っておりますけれども、町として、平和の貴さを次の世代にまずは伝えるために、具体的な取組も重要になってくるというふうに考えておるところです。

そこで、まず、大刀洗町戦没者追悼式の現状と今後について、具体的に質問を行っていききたいというふうに思います。

小項目1点目ですけども、戦没者追悼式への過去5年間の参加状況及び現状について、まず、お尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員御質問の大刀洗町戦没者追悼式の現状と今後について答弁をいたします。

過去5年間の参加状況及び現状についての御質問でございます。

令和3年度、4年度は、コロナ禍のため規模を縮小して開催してございまして、令和3年度、4年度がそれぞれ15名で、うち遺族会の方が11名、令和5年度が100名、うち遺族会の方が47名、令和6年度が124名、うち遺族会の方が39名、令和7年度が112名、うち遺族会の方が31名、また、中学生10名、一般参列者7名となっておりまして、遺族会の会員数の減少に伴い、参列者全体に占める遺族会会員の割合が年々低下傾向にあるところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 戦没者追悼式の現状については、ただいま町長のほうから答弁があったとおりの状況に、年々、やはり当日の参加者、もちろん当然ながら会員も高齢の方になって、なかなか会場に足を運ばないというふうな方も増えてきているというのは承知しております。

そういった状況を踏まえて、小項目2点目の質問に移っていきますけども、戦後80年を経過して、戦争の悲惨さを知る人が年を追うごとに減っていく現状の中、次の世代に継承していくため、町や学校で、今後、どのように取り組んでいくのかについて、町長、教育長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

町や学校における今後の取組についての御質問でございます。

今年は戦後80年という節目の年を迎え、戦争の悲惨さ、平和の貴さを伝える人権講演会や人権朗読会、映画の上映会や図書館での展示に取り組むとともに、戦後80年が経過し、戦争の体験者が徐々に少なくなっている現状を踏まえ、今年は初めて戦没者追悼式に、次世代を担う大刀洗中学校の生徒会10名と引率の先生1名、校長先生に御参加をいただいたところであり、今後も継続的に中学生が参加できるよう、中学校との連携を図っていききたいと考えてございます。

併せまして、若い世代の参加が増えるような広報活動や内容の充実についても、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

教育委員会所管分については、教育長のほうから答弁をいただきます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、安丸議員御質問の次世代へ継承していくために、戦争の悲惨さを知る人がいなくなる中でということでございます。

学校で今後、どのように取り組んでいくのかということについて答弁させていただきたいと思っております。

戦後80年を迎え、戦争の悲惨さを直接体験された方々が年々少なくなる中、戦争の記憶を次世代へ継承することは、教育委員会としても極めて重要な課題であるというふうに認識しているところです。

先ほど、町長が答弁いたしましたように、本町ではこれまで戦没者慰霊祭や人権朗読会、そして講演会、図書館におけるパネル展などを通じて、戦争の記憶を共有する機会を設けてまいりました。教育委員会としても、今後はより教育的、そして継続的な取組が求められるというふうに考えているところです。

現在、学校においては平和に関する教育の一環として、各学年に応じて道徳科や歴史に関する教科学習を通して、計画実施しているところです。また、8月6日、広島原爆の日や9日、長崎原爆の日を迎えるに当たり、夏休み前やあるいは夏休み期間の出校日に、児童生徒の発達段階に合わせて、核兵器の脅威や平和を希求する心を育む学習の充実に取り組んできております。

今後もこういった取組を引き続き、継続をしていきたいというふうに思います。

そのほか大刀洗空襲の学習についても、小学校6年生の総合的な学習の時間に位置づけており、大刀洗飛行場跡やあるいは空爆の跡地などを巡るフィールドワークや大刀洗平和記念館の見学、また、被爆者からの体験等を聞く、これは長崎への修学旅行ででございますけれども、講和を聞く等の取組を通じて、戦争による惨禍への理解や平和な社会の形成する、参画する力を育成を図っているところでございます。

先ほど、町長申しましたように、今年初めて大刀洗中学校の生徒代表が大刀洗町戦没者追悼式に参加し、献花を行いました。

今後も、あらゆる機会を通じて、戦争の悲惨さと平和の貴さを継承していく必要があるというふうに考えておりますように取組を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、安丸議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいま、町長、教育長、それぞれ答弁いただきました。

先ほど、町長の答弁の中で、今後も中学生の参加については、中学校と調整していくということへの答弁がございました。ということは、今後も、開催時期は夏休み期間中での開催というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えします。

来年度以降の戦没者追悼式の開催時期につきましては、これはまた中学校のほうともよく協議させていただいて、また判断させていただきたいと考えてございます。

遺族会のほうからは、やはりあまり暑い時期じゃなくてももう少し前倒しできないかとか、あるいは私自身としては、可能であれば、3月27日の大刀洗空襲の日に行くのが一番いいのではないかというふうな考え方もございますが、これ、どうしても中学校側のいろんなスケジュールなりでございますので、なかなか町側の思いだけでは開催時期の決定ができませんので、今後も中学校の理解を得ながら、開催可能な時期に開催をしてみたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 時期は未確定ということですが、やはり次世代を担う中学生であったり、小学生が参加しやすい時期の検討も、ただ言われますように、遺族会としては少しでも涼しい時期がいいんでしょう、これまでは4月下旬でございましたから。

やはりそのときは前の教育長に対して質問を行ったんですけど、この戦没者追悼式に小・中学生の参加をということで申し上げたことが、おそらく6年ぐらい前だったというふうに思っておりますけども、その際も、先ほど答弁の中にありましたように、大刀洗空襲があった3月27日を町として平和の日として定めて、そこに戦没者追悼式なり、平和学習の日に持ってきたらどうかという提案をさせていただいたこともございます。

ぜひ、そういう時期も前向きに検討させていただいて、ただ一つは、3月27日になりますと年度末でございますから、学校も大変な時期だろうというふうに思いますけども、やはり開催時期も小・中学生が参加しやすい、次の世代が参加しやすい、そして町民も参加しやすいような時期

の検討をぜひしていただいて、次世代に語り継ぐ取組を進めていただきたいと思います。

先ほどありましたように、今回、中学生が10名、先生が2名ということで初めて参加されて、遺族会の代表も謝辞の中で、中学生の参加に対して感謝の言葉が述べられております。やはり戦争を知らない世代に継承していく具体的な取組じゃなかったかなというふうに思っているところ

です。ぜひ来年以降も、先ほど答弁がありましたように開催期間もぜひとも検討していただいて、できるだけ多くの町民も参加できるような、式典が終わってからの広報じゃなくて、式典前の戦没者追悼式の在り方について、ぜひ広報活動を強めていただきたいと思いますというふうに思っているところ

です。これからも住民の皆様が安心して生活できるためにも、安全・安心のまちづくり、併せて、悲惨な歴史を二度と繰り返さず平和の貴さを継承していくために、引き続き、平和発信のまちづくりに取り組んでいくことを申し上げて、本日の私の一般質問をこれで終わっていきたいと思います。

○議長（高橋 直也） これで、安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で10時30分から再開いたします。

休憩 午前10時16分

.....

再開 午前10時30分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、3番、中村竜博議員、発言席からお願いいたします。中村議員。

2番 中村 竜博議員 質問事項

1. 文化財の活用について

2. 地域経済活性化について

○議員（3番 中村 竜博） 議席番号3番、中村竜博です。議長により発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回の質問は、大項目で2つ、文化財の活用について、地域経済活性化についての2点を質問させていただきます。

まずは、1つ目の文化財の活用について、前回の議会報告会の中で文化財について多くの意見を頂き、今議会において今後の町の対応を伺いたかったのですが、昨日の松本議員が質問された内容が、私の伺いたかった内容と重複する部分が多く、同じような内容になるかとは思いますが、

確認の意味も含めて簡単に質問させていただきます。

1つ目、本町が文化財として価値を見出しているものの保存するに至っていない史跡等がありますか。質問です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、中村議員御質問の文化財の活用について答弁させていただきますと思います。

まず、1点目、本町が文化財として価値を見出しているものの保存するに至っていない史跡はあるかについてでございます。

町内には様々な文化財があり、それぞれに独自の価値を持っております。また、文化財の保存、そして活用にもいろいろな方策があり、その方策の1つとして、昨日もちょっと説明させていただきましたけど、町、そして県、国の文化財への指定、公有化、あるいは保存整備などがあります。

昨日の松本議員の御質問に答弁いたしました、現在、今、文化財として指定されているものに、今村教会堂や下高橋官衙遺跡などの国文化財への指定や、実際に保存に向けて整備工事を行っているものに対して、床島堰あるいは三原城跡、佐々木家住宅、大刀洗飛行場関連遺跡などは、まだ文化財指定には至っておりません。

これらのものについては、教育委員会としましても、地域の重要な文化遺産として保護を図っていくべきものだという認識をしているところでございます。

以上で、中村議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） 前向きな御返答ありがとうございます。私個人としても、可能な限り本町にある文化財は残していきたいものと考えておりますが、費用面と次世代に負の遺産として残る可能性があるのであれば、そこには皆様の納得のいくまでの議論が必要かと思っております。

三原城跡につきましては、以前、住民協議会にて議題となったことは承知しておりますが、そうではなく、各区長や〇〇保存会、〇〇を守る会など、そういった団体も含めた参加者を広く募った議論の場も、対話が得意な本町では実現できると思っておりますがいかがでしょうか。質問です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員御指摘のお話、今後、保存をしていくために町民の具体的な話合いといえますか、そういった対話の場を設ける必要があるのではないかなというふうに、御指摘だというふうに思っているところでございます。

先ほど議員おっしゃいましたように、この佐々木家住宅及び三原城跡の利活用については、令

和4年度から5年度にかけて開催されました自分ごと会議において、町民による多角的な議論が行われまして、この会議では両文化遺跡を保存するだけでなく、使いながら残す、そういった視点が重視され、以下のような具体的な活用が示されています。

1つ目は、地域学習の場としての活用。例えば、こどもたちが歴史や建築を体験的に学ぶ場として、教育的活用ができないかということです。

2点目は、観光資源としての位置づけができないかということ。

3点目は、コミュニティーの拠点として、いつでも町民の皆様がその場集って、いわゆるコミュニティーを深めるといようなことは利用はできないか、そういった拠点としての利用はできないかといったことです。

ただ、この辺はあくまで町民による提案段階であり、現時点では正式な利用計画には至っておりません。

教育委員会としては、まずは佐々木家住宅、三原城跡等も文化指定を進めるためにも、段階的にプロセスを踏む必要があると考えているところです。

先ほど議員おっしゃいましたように、その段階の1つとして地元の方々、保存会もあつたりします。それぞれの、この佐々木家住宅だけではなくて、それぞれに守ろうと努力されている方がいますし、地域団体の方々もおられますので、そういった方々の御意見をお聞きしながら、保存をどういうふうに進めていくのかということについての計画なり、今後の保存整備等について進めていく必要は非常にあるのではないかなというふうと考えているところでございます。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） こちらもまた、前向きな返答ありがとうございます。私も、住民協議会の中身は資料等を確認させていただきまして、活用についてはいろいろと議論があつたとは思いますが、一番大事なのは先ほど私質問の中で言わせていただきましたけど、やはり費用面等の負の遺産となる可能性、やっぱりここを重点的に考えるべきなのかなと。

気持ちとしてはやはり残したい、それが当たり前だと思うんです。でも、残していくためには、これだけの犠牲を伴う、そこもきちんと提示した上で、今後どうしていくか、どのように扱っていくかということ、もう少し中身を突込んだ形で各当事者の方たち、また地域の方たちのお声を聞いていただけたら、非常に有意義な時間になるのではないかなというふうに思いました。ぜひ、前向きに御検討よろしくお願ひいたします。

続きまして、2つ目の質問になります。

議会報告会の結果、地域ごとに残してほしいと言われる文化財が多数見受けられましたが、今後の対応について教えてください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、中村議員御質問2点目、地域ごとに残してほしいと言われる文化財が多数見受けられるが、今後の対応についてということで答弁させていただきたいと思えます。

本町では、地域ごとに異なる歴史的背景や文化的特色が存在しており、各校区ごとに保存を望む文化財が確認されております。

元年度から令和10年度までを計画期間とする第5次大刀洗町総合計画において、校区別の構想が策定されており、各校が目指す姿の中に、この文化資源の保全とそして活用が位置づけられているところです。

これは昨日も申し述べましたけども、地域のいわゆるアイデンティティーを形成する重要な資源であり、その価値を教育委員会としても十分認識をしているところでございます。

今後の対応として、地域に散在する様々な文化財については、その所在や内容を調査し、その文化財の状況や地域の歴史、文化における重要度を鑑みながら保護を図ってまいりたいというふうに考えているところです。

いずれにしても、教育委員会としては、地域の文化財を単なる過去の遺産としてだけではなく、未来のまちづくりに生かす生きた資源として位置づけ、校区ごとの特色を尊重した保存・活用を丁寧に進めることが重要だというふうに考えているところです。

以上で、中村議員の質問に対する答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） これからも、まだまだ慎重に進めていきたいという気持ちは十分に察することができました。

私は、本郷小学校出身なので、三原城跡につきましては少し思い入れがある身分でありますので、三原城跡に関してお話を聞かせてほしいんですけど、まずは昨日の答弁の中でも、まずは文化財の価値が決まり次第、またどのような活用をしていくか考えていくというような旨の答弁をされていたと思いますが、まず現時点で調査の内容、報告といいますか、内容を教えてください。

○議長（高橋 直也） 西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） 中村議員の質問にお答えいたします。

三原城跡につきましては、現在、目視で確認できる内堀、外堀跡が、主に今分かるところですが、令和元年から保存前提とした発掘調査というのを行っております。今、調査はまだ途中です。

そこまでの成果というのは、前年度末、報告書として一応上がっておりますけれども、まだ十分に三原城の内容というか、それを証明できるような試料はまだ得られておりませんので、今後

も発掘調査等が続けていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ありがとうございます。史跡としてのどれだけの価値があるのか、まだ見えない中で、確か令和9年度まで、発掘調査というのをするというふうには伺っておりますが、仮にこの調査の中で文化財としての価値が見つかり、仮に国の指定文化財となった際には、それこそ下高橋官衙遺跡のように、国管理の下、何もつくることができなくなり、維持費だけが生じる可能性もありますが、そちらはどのようにお考えですか。質問です。

○議長（高橋 直也） 西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） それでは、御質問にお答えします。

現状では、何とも申し上げられません。確かに国指定史跡ということに指定されれば、現状変更についてはかなり厳しい制限が加えられることは確かです。

ただ、三原城について文化財的な価値が定まって、保存していこうとなった場合に、まず国指定史跡になるのか、県指定になるのか、その他の形で保存するのかというのは、その段階で議論されることですので、まずは調査を進めていくことが肝要というふうに考えております。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） 調査を進めないと分からないということが、答弁の中でおっしゃられたことかなと思います。

個人的な、ここから私の見解にはなるんですけど、今回の土地の購入につきましても、本来、こどもが増加傾向にある本郷校区にて、史跡としての価値を残しつつ、地域の憩いの場であったり、こどもたちが安心して遊べる場所となる公園をつくるなどの目的を当初から言われておりましたら、議会の中での捉え方も随分と変わってきたと思います。今さらではありますが、購入の目的が定まっていないものに、多額の支出を拒まれるのは当然の話かとも思います。

また、百間堰につきましても、昨日の教育長の答弁にて、極めて意義深く、残していきたいと述べられつつも、現在も協議中との回答でした。残していきたいとの思いがあるのであれば、現在の協議内容など、地域住民への報告をしっかりと行ってください。

文化財の取扱いについては、もっともっとたくさんの町民の声に耳を傾け、必要とされるところに必要な措置を施していただきたい切に願っております。人を納得させるのは、言葉よりも行動だと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、大項目、2つ目の地域経済活性化に移らせていただきます。

町民の所得向上についてですが、私の前回の質問でも取り上げさせていただきました。これから必ず来るであろう大刀洗町の人口の減少ですが、その中でも財源の確保のために、町民の所得

向上は緊急課題の1つと考えます。

そこで質問です。町民の所得向上が必要と考えるが、町の見解は。現在、町民の所得向上に向けた町の取組はありますか。以上、質問です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、中村議員御質問の地域経済の活性化について、答弁をいたします。

町民の所得向上についての御質問でございます。

まず、町の見解についてでございますが、町民の所得向上が望ましいことはもちろんであり、これまでも雇用の場の確保や地場産業の振興、住民の皆様の起業などを応援してきたところですが、町民の皆様の個々の所得につきましては、一義的には個人に起因することございまして、町にできることには一定の限界があるものと承知をいたしてございます。

次に、町の取組についてでございますが、大刀洗町では農業分野では農業者の所得向上に向け、県やJAなど関係機関とも連携しながら、北部地区圃場整備事業や暗渠排水事業、国・県の施設機械導入の補助事業に加え、町単独の機械施設導入補助事業を実施するなど、様々な支援を行ってきたところでございます。

また、高齢者の皆様の生きがいつくりや町民の皆様の創業支援を目的にさくら市場を立ち上げ、本年度からは大刀洗町地域経済活性化協議会に移行し、女性や高齢者、障害者など、多様な人材の社会参画を促し、小さな経済づくりと新たな起業への挑戦を応援しているところでございます。

さらに、地域住民の起業スタートアップを支援するため、商工会と連携し創業塾を開催するとともに、昨年度から創業新事業展開支援補助金を創設し、企業や新事業展開に必要な経費の一部を補助しているところでございます。

このほか、企業誘致奨励条例に基づき、新たに従業員を雇用することを要件に、事業所の新設や増設の際の固定資産税の一部課税免除や、町内事業所の雇用促進と町内での就業を希望する方をサポートするため、町内の求人情報を役場庁舎、町ホームページ、図書館などで掲載する求人情報等掲載事業にも取り組んでいます。

併せまして、近年、大刀洗町では、子育て支援と教育環境の充実に力を入れてきたところであり、この学力向上の取組が中長期的には、町民の皆様の所得向上に寄与することを期待をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ありがとうございます。今の答弁の中で、行政として、やはり大きな支援というのはなかなか難しいというか、多分、前例がなかなかないんでしょうけど、その中でもできることとして、そういう小さな施策を幾つか散りばめて行っているということで、認

識的にはいいんでしょうけど。

ただ、どうしても私個人としては、いろんなそういう支援をやられているのですが、厳しい言い方をすれば、結果が全然まだ見えてこないなところ、すごく疑問を感じているところでもあります。こういう問題は、できる限り早期に見える形で効果を出す必要があると思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、町民の方の所得の向上については、所得の向上が達成できるか達成できないかというのは、その要因は様々ございまして、因果関係、多々ございます。その中で、町が行う政策・事業で個人個人の所得が向上するというのは、非常に難しい面があるというふうに私自身は認識してございます。

これは、先ほども答弁いたしましたように、それぞれの個人がどのようにそれぞれの生業に取り組んでいくかということが一番大きな要因でございまして、町としては町ができる範囲内のサポートをしていくということで、これまでやってきたところでございます。

議員が御指摘のように、そうであったとしても、やっぱり町民の皆様の所得向上に向けて、もっと成果が上がるような施策に注力すべきではないかというような御趣旨の御質問かと思いますが、なかなか現実的に町民の皆さんお一人お一人状況が違う中で、そのお一人お一人が所得向上に即効性がある、つながるような施策を町単独で打っていくというのは難しいのではないかなと思ってございまして、なかなかそこは議員の御指摘どおりにはなっていないのが現状ではないかと思ってございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ありがとうございます。全体をまんべんなくというふうに捉えると、やはり難しい部分がたくさん出てくると思うんです。例えば、先ほども言われた農作物のブランド化であったりとか、従業員の、社員の所得が高い大企業なんかを誘致するというようなのが、行政の中ではまだできる施策の一つだというふうには考えております。

もちろん、その中にいろんな障害がありつつ、難しい面も十分あるとは承知しておりますが、私は勝手ながら中山町長は本当に優秀な町長だと思っていますので、他の自治体ではできないような思い切った大胆な施策も推し進めていけるというふうに感じております。

私からの一つの意見としまして、今後も町の住民の幸福であったり、物心ともに幸福を高めていくような施策を力強く前に進めていただきたいなというふうに意見をさせていただきます。

そして、続きまして、次の2問目に入らせていただきます。

地域ブランド創出事業です。

特に、香港事業にはなりますが、前回の私の一般質問の答弁では、農作物は運送費が障害となり、苦戦を強いられているという旨の答弁がありましたが、その結論が出ているにもかかわらず、今なお事業を継続しているということは、費用対効果の面からいっても理解に苦しむところがあります。

そこで、改めて質問です。

これまでの事業の進展と町長の見解と具体的な今後の目標はあるか、答弁をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、中村議員の御質問にお答えをいたします。

地域ブランド創出事業についての御質問でございます。

まず、これまでの事業の進展と見解についてでございますが、大刀洗地域ブランド推進事業は、町産品のPRと大刀洗町の知名度向上を目的に実施をしてきたものでございます。

これは、ふるさと応援寄附金に限らず、町産品のブランド化や定住人口や関係人口の増加のためには、まずは大刀洗の知名度を向上させ、大刀洗に関心や愛着を持っている人を増やしていくことが大切だと考え、実施をしてきたものでございます。

この点、これまでのPR事業などを通じまして、大刀洗応援大使に932名、大刀洗応援店舗に20店舗が就任いただいたのをはじめ、香港等で運用してございます多言語でのFacebookページのフォロワーが4,100名を超えたほか、日本酒等の流通が定着するとともに、大刀洗のよさについても、先ほどの応援店舗等へ輸出するルートが確保できたほか、福岡県香港事務所をはじめ、現地の日本料理店や日本語教室、新出企業等、現地で培った関係から、大刀洗町のえだまめ収穫祭に会場されたり、社員旅行で大刀洗町を訪問いただくなど、関係人口の拡大にもつながるとともに、このような海外での取組はマスコミ等にも取り上げられ、大刀洗町の知名度向上に一定程度寄与してきたものと考えてございます。

次に、今後の目標についてでございますが、本年7月に閣議決定されました地方創生2.0基本構想におきましても、関係人口の量的拡大、質的向上として、関係人口を可視化する仕組み、ふるさと住民登録制度の創設や関係人口に対する行政サービスの在り方など、制度面についても検討を行い、必要な措置を講じていくとされたところでございまして、今後の関係人口に係る国の制度設計を見据えながら、これまで取り組んでまいりました大刀洗応援大使や大刀洗応援店舗の在り方を検討してまいりたいと考えてございます。

いずれにしましても、今後とも大刀洗の知名度向上と大刀洗に関心や愛着を持つ人を増やしていくよう、取り組んでまいりたいと考えてございます。

これまでの事業展開の詳細については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） これまでの事業の進展につきまして御説明さしあげます。

昨年度を参考に答弁させていただきます。

令和6年度につきましては、国内外で大刀洗町の知名度向上のためにPR活動を実施しております。国内外合わせて7回イベントを開催しております、多方面で活躍する人材とのネットワーク等を構築しております。延べ500名以上が参加ということで、場所は香港でございましたり、スペインのバルセロナでございましたり、そういったところでのイベント開催時、食材提供などでPRをさせていただいております。

実際、職員が一緒についていなくても、その場でPRができるような人間関係等の構築できてきているというふうに考えております。紹介した町産品は高評価を得ておりまして、香港での直接的な販売や国内に対するPRが行われているものでございます。

また、地域イベントの実施としまして、えだまめ収穫祭のほうも、こちらの事業で行っているものでございます。

また、都市部での連携PRとしまして、福岡市内での月例の野菜マルシェ等を実施しておりますとともに、東京都市圏でもイベントを定期的に、年に1度開催させていただいております。

また、SNSの情報発信としまして、広東語のSNSページを継続的に運営させてもらっており、フォロワー数は約4,000件以上を記録しておりますところでございます。動画コンテンツによる認知拡大を推進しております、様々な動画を発信しておりますところでございます。

令和6年度での香港でも行いましたえだまめ収穫祭の様子は、時事通信等により世界配信をされておるなどの例もございまして、PRに関しましては一定の効果があるものだというふうに感じております。

なお、大刀洗ブランドを確立させて、町産品の商品価値を高めていくとともに、販路拡大を目指し、町内事業者や町民の所得向上を目指すものでございます。

また、様々なPR活動の手法を検討して、町の認知度を高めていくとともに、町に縁や愛着を持っていただく方、関係人口を増加させていくことも目的としておりまして、現在、大刀洗町を応援してくださる応援大使の皆様は932名に上っております。また、大刀洗町の特産品を共にPRをしてくださる応援店舗につきましては、現在20店舗が加盟しておりますところでございます。

また、様々、各種SNSフォロワーの方々にも、町のPRの一端を担ってもらっているところがございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） まず、町長から継続していきたいという気持ちいただきましたが、

また、その中で今回の地域ブランド創出事業は、広くPRの一環を担っている部分もあり、なかなか事業として切り分けるのが難しいところもあるんでしょうけど、私はすごく疑問を生じているのは、香港事業のところ、そこになってくるんですけど、例えば、目的がちょっと明確に、いまだに私が理解できていないんですよ。この2年間見させていただく中で。

目的が何なのだというのを、全協の場でも何度となく他の議員さんたちも確認はしていたんですけど、やはりそこに対して町のPRというような答えになるんですけど、目的というのはPRが目的っていう、そういうことを聞いたことがなくて、本当だったらPRをすることによって、例えば直接町に足を運んでいただいて町の産品を買っていただく、そのためのPRだっていうんであればまだ分かるんですけど、なんとなく知ってもらうことが目的ですっていうふうなことで、そこに公金をどれほど投じていいのかというと、疑問が生じてくるっていうことにはなるんです。

なので、本来、必要なものはそこに対して、じゃあ効果としてどれだけの目標値があり、そこに対して今現状どの程度達成できているのか、そして最終的にどこを目指しているのか、やはりその目的の部分と目標設定っていうところを明確にやっていただきたいんですが、今後対応はどうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重なるところがあって恐縮でございますけれども、この地域ブランド創出事業と申しますのは、まずは大刀洗の知名度を向上させ、大刀洗に関心や愛着を持つ人を増やしていく、そういうことで今後のふるさと応援寄附金に限らず、町産品のブランド化や定住人口や関係人口に寄与していくということを目的にやっているものでございます。

町の第5次大刀洗町総合計画の中では、32番目の施策として、地域ブランド力の向上とタウンプロモーションの推進として、施策の展開としては大刀洗町への誇りの醸成、それから関係人口の増加、それから町産品のPRと大刀洗町の知名度向上に向けて取り組んでいくということとしてございます。

また、成果指標につきましては、策定時、現状値が大刀洗応援大使の人数で測ることにしております、現状値330に対し、目標値500ということでしてございましたが、先ほども答弁しましたとおり現在900名を超える方に応援大使になっていただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） 町のPRに関しては、本当に私もすごい、別に何か意見を言いたいわけでも何でもないんです。むしろ、私も若かりし頃といいますか、20年前とか、その頃はまだ、出身はどこですかと聞かれるときに、大刀洗町って答えて、ほとんどの人たちが、福岡市内のほうの人たちなんて、大刀洗町何そこ、どこっていうふうにやっぱり言われるぐらい知名度が

低かったものが、今、結構どこ行っても大刀洗町って言ったら、ああ、あの町ねって言うだけでいいところまでは来ているなど、そこに関してはやっぱりこれまで継続してきた結果であろうというふうには考えております。

その中でも、やっぱり公金を使った上での町をもっとよくしていくためのところに、やっぱり必要な金を落として行ってほしい、使って行ってほしいという思いの中、限定的なところでその効果がないものに関しては、一旦効果もう見えてこないもの、ちょっと分かりにくいものに関しては、一旦そこを歩みを止めてみて、そこからもう一度効果検証をしてみて、そこでやはり少し知名度が下がったとか、そういったことがあった際に、また改めて継続的に行うとかいうようなことをしないと、結局、販促費って使えるんやったらたくさん使ったほうが本当はいいんですよ。でも、使える金額っていうのは、やっぱり限りがあると思いますので、その中で極力効果の高いところに投資してほしいですし、もっと言えば、今回で香港というふうにはずっとこだわってあるような形になっていますけど、結局、中国の人口が、今、世界一になっていて、その一つの足掛かりになればという思いも、多分、裏にはあるような話をチラッと聞いたこともあるんですが、それであれば最初からもう有名な中国人のインフルエンサーに町をPRしてくださいって言って、一発お金を払ったら、多分ものすごい反響あって、多分、明日から大刀洗町にはたくさんの中国人がやってくるっていうようなことも、事実できると思うんです。

なので、やり方、本当にどこを目指しているのかっていうところを含めた上で、今後も考えていっていただきたいなというふうに思っております。

ちょっとインバウンドの件とかがあったので、次に行かせていただきます。

続きまして、3番の道の駅（物産館）の構想について、町民の所得向上に向けて、これまで以上に町内で経済を循環させる仕組みづくりは必要不可欠と考えています。その中で、町内の産品を販売できる実店舗は、農業、商工業の皆様への売り上げ向上の大きなチャンスになると考えます。

また、近年では、インバウンドの増加や筑後小郡インター近辺のコストコのオープンなどもあり、県内のみならず県外広域から人が集まる仕組みができており、道の駅や物産館への集客力はこれまで以上に高まっていると考えます。

そこで質問です。現在の道の駅構想の進捗状況を教えてください。また、町単体では時間がかかるのであれば、民間や近隣自治体との連携なども考えられるが、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

道の駅についての御質問でございます。

まず、進捗状況についてでございますが、道の駅の整備を目的として昨年9月に新たに建設課

に設置した道の駅推進係では、道の駅整備に向けた各種検討をはじめ、国及び県事業の調整や各種期成会など、国及び福岡県に関係する様々な業務に取り組んでいるところでございます。

道の駅につきましては、設置場所や施設規模、運営形態、販売品目、集荷体制など、非常に多くの検討事項がございまして、現在、大刀洗町がおかれている立地条件をはじめ、様々な条件面から必要とされる持続可能な道の駅はどのようなものなのか、その在り方を調査研究している状況でございます。

また、道の駅の整備に際しましては、多額の事業費が想定されることから、国及び福岡県の補助金の活用はもちろん、可能であれば国や県に一部を整備していただけないのか、今後、協議をしてみたいと考えてございます。

いずれにしましても、今後必要とされる様々な検討を行った上で基本構想、基本計画、実施計画を策定し、国及び福岡県と協力して事業を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、民間や近隣自治体との連携への見解についてでございますが、民間との連携については、既存施設の活用など、連携の在り方は様々ございます。今後の検討の中で、あらゆる可能性について検討してみたいと考えてございます。

次に、近隣自治体との連携については、今後の久留米北地区の3JAの合併を見据え、場所、運営、販売品目並びに集荷体制等の面で、様々な可能性があるものと考えてございます。

一方で、近隣自治体の多くは、既に道の駅を整備していることや設置場所や費用負担等をはじめ、自治体間の合意形成により多くの時間を要することが想定されるなど、近隣自治体との連携には課題もあるものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ありがとうございます。まず、やっぱり町長としては前に進めたいという気持ちがあるんだなっていうのは安心できましたが、なかなか障害が多いというか問題もたくさんある中で、考えるべきところがたくさんありすぎて、なかなか手がかからないというようなことなのかなというふうに勝手に思っておりますが。

私たち、7月末に建設経済委員会にて、熊本県芦北町へ道の駅の視察に行かせていただいたんですけど、この芦北町、3つの道の駅があつて、なかなか人口規模等が変わらないぐらい、土地の面積は10倍ぐらい広いんですけど、そういったところで道の駅が3つも存在しているということで、ちょっとどういった活用されているのかということも含め見に行ったんですけど。

そこで担当の、当時、道の駅たのうら、こちらをオープンの担当を行った職員の方からお話を聞いたんですが、道の駅たのうらは構想からオープンまで2年、用地の買収も含めて2年でできた。

ただ、もちろんその間は非常に大変でしたと、そのことばかりにつきっきりで、すごく大変で

したけど、2年でできましたよというような意見を頂きまして、やはりやると決めてしまえば、なんだかんだいって、その他の問題はその他であって、前に進めるべきことを進めていけば可能なんだなというふうに、私個人的にはすごく理解できたことではあったんですが。

現状の町長の答弁からもそうなんですけど、ちょっと言い方は失礼ですけど、本気度が見えてこないというところになっております。確実に建設する気はあるのでしょうか、改めて質問です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えします。

先ほどの地域ブランド事業等の関連でもあるんですけども、大刀洗町でいろいろ各種PRを行っておりますけれども、やっぱり一番の課題は、そうやってPRした際に、実際にインバウンドにしても、国内の方にしても、福岡都市圏の方にしてもそうなんですけれども、実際に大刀洗町でお金を落としてもらうところがあまりないと。宿泊施設、あるいは飲食施設を含めて。

だから、大刀洗の野菜がおいしいというのはすごく分かるけれども、どこに行ったら買えるんですかっていうふうなお問合せを、本当に福岡でマルシェをやっている、あるいはえだまめ収穫祭等でも、そういうお声をいただいているところでございます。

先ほどの町民所得の向上の御質問もありましたが、そういう面からでも大刀洗の農家の方がすぐに出せるような場所、あるいは農業を主な生業としてなくても、それぞれ作られている方はいらっしゃいます。あるいは、農産物に限らず、かてて等でいろんな手芸品等を作られている方もございますけれども、そういうのがどこかに行けば買えるという場所があるというのは大きなことじゃないかなと思っておりますので、それについては、ぜひ、作りたいというふうに私自身は考えてございます。

ただ、先ほど来答弁しておりますとおり、どうしても事業費等かかってまいりますので、それは極力町の持ち出しが少ない形でできないかということで、もちろん全部単費でやれというのであれば、早急にできることはあるのかもしれないんですけども、やっぱりそこは国・県の補助を頂きながら、あるいは道の駅の整備の部分については、可能であればそういう国・県の方で整備していただけないかも含めて協議をしてまいりたいと考えてございますので、議員のお気持ちは分かりますが、なかなか時間を要しているところでございます。

私としては、道の駅については、先ほど議員のほうからコストコのお話もありましたが、今がやっぱりチャンスだし、今この時点で町内にそういうふうな道の駅ができることが、将来にわたって、大刀洗を持続可能にするためにも、いい投資になるのではないかなというふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） すばらしい答弁でした。ありがとうございました。投資額が大きく、

絶対に失敗できないために慎重にならざるを得ないところは十分に承知しておりますが、農業・商工業の数が、実際減少傾向にある中で、一刻も早く建設に向けた取組を進めていただきたいと私は思っております。

また、民間や近隣地帯との連携につきましては、例えば物産館について、JAが運営するファーマーズマーケットに道の駅を併設した形なども考えられるのではないかと。有名なところで言えば、糸島の伊都菜彩とかですね、ああいうような施設と道の駅を合併させるっていうようなことも正直できなくはないと思うんですけど、こういった協議等を正式にJAなんかとされたことはあるのでしょうか、質問です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、JAのほうがそういう物産館的なところを整備いただくというのは、それは一番望ましいんだろうと思ってございます。ただやっぱり、JAにはJAの経営判断がございまして、なかなかJAが主体となって、いわゆる道の駅の物産館部分を新たに大刀洗に造るってことについては、まだ合意のほうは頂いてないところでございます。正式にJAの皆さんと協議をしたことはございませんけれども、非公式にお話を伺う中では、なかなかJA単独でそういう物産館を大刀洗町内に新たに造るっていうのは、なかなか現時点では厳しいのではないかと、いうふうなお考えのように私は受け止めてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） それこそが、私、タウンプロモーションなのかなっていうふうに思うんですけど、大刀洗町にこれだけの人たちが集まる準備ができております。そこにももちろんコストコなんかもあって人が集まってくる。もう下準備がここまでできてます。で、そこに対して建設、企業誘致っていうような形で誘致することによって、多少は、もちろんその今一時の非課税であったりとかっていうようなこともしなければいけないかもしれませんが、そうなってくれば、民間としても投資するに値する土俵に乗れる可能性が出てくるわけですので、そういうあらゆる可能性を模索して、本当に真剣にそこには取り組んでいただきたいなというのが私の思うところではございます。

ルールとか前例などに縛られて、なかなか身動きが取りづらいのも分かりますが、本当に先ほども述べたとおり、町長は本当に優秀な人材ですし、どのような手順を組めば前進できるのかを十分に御承知だと思います。

私は一町民として、ほかの自治体には不可能な事業だとしても、大刀洗町では情熱があれば実現可能な町であっていただきたいと切に願っております。ぜひ町長の本気を見せてください。

続きまして、4つ目の質問に移ります。

外国人観光客インバウンドの取組についてであります。

近年、外国人観光客の来日者数が増加の一途をたどり、人気観光地では大きな経済効果に寄与しているが、一方で文化の違いから様々なトラブルも起こっております。

本町では、まだそのような影響は少ないように見受けられますが、それらの事柄について質問になります。

外国人観光客誘致について町長の見解を教えてください。また、技能実習生などと本町へ外国人観光客を誘致するためのPRを考える機会などを作ってはどうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

インバウンドの取組についての御質問でございます。

まず、外国人観光客の誘致についてでございますが、インバウンドは昨年度にはコロナ禍の落ち込みから大きく回復し、訪日外国人旅行客数は3,687万人、訪日外国人旅行消費額は8.1兆円と、いずれも過去最高を記録してございます。また、地域の食や景観、文化、芸術、スポーツなどの地域資源に対する海外からの評価は着実に高まっており、地方を訪れる外国人が増加をしてございます。

この点、大刀洗町には、これまで宿泊施設や観光施設がなく、インバウンドの受入れは進んでおりませんでした。現在、大刀洗グリーンツーリズム協議会が活動されており、昨年度は台湾、シンガポール、マレーシア、香港、中国から5圏35名を受入れされたとお聞きをしております。

また現在、菊池校区において59室、定員118名のビジネスホテルも建設中でありまして、今後大刀洗町が誇る新鮮な農作物をはじめ、豊かな食や、耳納連山や筑後川、広い空と緑の農地の中、地平線近くから昇る朝日と地平線近くに沈む夕日などの景観、そして住む人の温かさやコミュニティのぬくもりを感じていただけるような大刀洗らしい形での受入れが推進できないものかと考えているところでございます。

次に、技能実習生との連携についてでございますが、大刀洗町では近年、外国人の技能実習生等は増加傾向にございまして、令和6年度末の外国人の技能実習生と特定技能従事者の合計は482人と外国人全体の7割を超えてございます。

しかしながら、在住外国人との交流につきましては、町民体育祭やドリーム祭りなど町のイベントへの参加や昨年度初めて開催しました町内の福祉施設で働く外国人福祉ワーカー交流会、あるいはMEGURU STATIONの活用に関する外国人研修生向け企業説明、地域おこし研究員の企業訪問をきっかけとしたフットサル大会や大刀洗みらい研究所の研究員による調査研究によるテーブル世界旅行などの交流イベントなど、一部にとどまっているのが現状でございます。

このため議員御提案の外国人観光客を誘致するためのPRを考える機会につきましては、今後、在住外国人との交流を深める中で検討してまいりたいと考えますが、まずは町民体育祭やドリーム祭りなど、町のイベントへの参加を促すとともに、外国人研修生との交流促進に関して雇用者側の理解が得られるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） 前向きな返答で大変よかったです。本町の経済成長のためにインバウンドは大変有効な手段だと私は考えております。福岡空港を利用し、九州各県を観光している外国人観光客は決して少なくありません。その観光客が九州各県に観光に行く際に、大刀洗近辺を通り、各観光先に向かわれておりますが、私はそこに勝機があると考えております。せっかく九州に観光に来たのだから、ついでに様々な体験を得ることができるのであれば、観光客の皆さんは本町にも足を運んでいただけないかとも考えております。

もちろん足を運んでいただくためのPRは難しくもありますが、凝り固まった私たちの考えだけではなく、実際に大刀洗町で暮らす外国人実習生と事業やPR等を考える機会是非常に有効だと考えますので、タウンプロモーションのみならず、こういったところでも費用のかからない形でのPRがまたできると思いますので、検討していただきたいです。いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えします。

議論すること自体は否定をしているわけではなくて、それは今後検討してまいりたいと思っておりますが、まずは在留外国人の皆様との交流の機会を増やす。そして雇用されている側の事業者の皆様を理解を得ることが、その前提になってくると思いますので、まずはそちらに力を入れていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） 承知しました。ぜひよろしく申し上げます。

それでは、続きまして、5つ目の質問に移らせていただきます。

ふるさと応援寄附金の活用について質問させていただきます。

近年、本町のふるさと応援寄附金は近隣市町村に比べ好調だと伺っておりましたが、令和6年度から寄附額が減少傾向にあると伺いました。本町にとって、色のついていないお金、すなわち自由財源であるふるさと納税の寄附額を増やす努力は怠ることはできないと考えておりますが、そこで質問です。

寄附金を増やすために現在行っているものはありますか。また、コンサル等の専門家と町が契約して返礼品を出店している事業所や新規出店者の支援をしてみたいかでしょうか質問です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

ふるさと応援寄附金の活用についての御質問でございます。

まず、寄附金増加に向けた現在の取組についてでございますが、さとふるやレッドホース社などの中間事業者と毎月ミーティングを実施し、寄附金増加に向けた施策を検討しているほか、新規事業者の開拓や返礼品の登録促進、魅力向上、PRを行うとともに町民の皆様にも広報でふるさと納税にかかる出品を促進する周知活動を行っているところでございます。

次に、コンサル等の専門家の活用についてでございますが、これは令和5年10月からコンサル等にかかる費用につきましても5割以内の経費に含まれるよう制度が変更されたところでございます。このため、コンサル等の活用にかかる経費を上げるということは、イコール寄附額というか、返礼品の値上げにつながる面がございまして、以前に比べてコンサルの活用というのは、そういう面からも難しい状況がございまして、このため、現在、副業クラウド制度を活用しまして、本年6月11日から半年間、ふるさと納税戦略アドバイザーとして委嘱し、大刀洗町の現状分析を行っていただき、必要な施策案を検討していただいているところでございます。

具体的には、本年8月には副業クラウドアドバイザーと町内事業者を訪問し、写真の撮り直しや返礼品の魅力を伝える文言、ページの改修など、寄附者への訴求力を高め、寄附増加を目指した意見交換を行ったところでございます。また、令和9年度まで3年間延長されました企業版ふるさと納税につきましても、副業クラウドアドバイザーの活用を行っており、現在戦略アドバイザーの助言を受けながら寄附の拡大に向けて取り組み、今回の補正予算でも500万円の増額補正をお願いしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ちょっと私もふるさと応援寄附金のところに関して、いろいろと勉強させてもらった経緯もあるんですが、コンサルのまず費用が、もう返礼品の50%のところに含まれてしまうということだと私もその話は伺ってはいるんですけど、実際、もうちょっと前の話に戻りますけど、タウンプロモーションのところを使っているところの、正直、削れるところを削ってしまって、その分でタウンプロモーションとして町がコンサルを雇って、その中の業務の一部として行っていただくというのは、これは白か黒かで言うとグレーになるんでしょうけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○議員（3番 中村 竜博） 中村議員の御質問にお答えします。

以前はですね、議員が言われたような手法でやられている自治体も多数あったというふうに認識してございます。ただ、議員が今御紹介があったように、非常にグレーな部分になってまいりますので、そこは総務省がどう判断されるかでございますので、今言われたような手法を胸を張

って行うということは、なかなか難しいというふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ですね。まあ、そのような返事が来るとは思っておりましたが、私の浅い知識なんかじゃなくて、執行部の皆さん、本当にしっかり考えていただければ分かっていたかと思うんですけど、今回の委託業者も入札により決まったんですかね、このレッドホース社というふうに伺っております。また移行したばかりで、なかなかそこでなんか業績がちょっと難しいところもあるというふうにも伺っておりますが、実際に行政を得意とした、そのような業者だけではなくて、本当に民間の中でマーケティングに対して物すごく強い、全国的に有名なコンサル会社はたくさんあります。やっぱりそういうところと手を組んでも、正直私が知っている金額で行くなら、随分今町が使っている金額に比べれば安いもんです。なので、そういったところと意見を交わしていくっていうのも、これもあったほうがいいのかなどというふうに思い、私質問させていただきました。

またちょっと最後にはなりますけど、ちょっと私の言いたいことを言わせていただきます。

本当にはまだまだたくさんの課題があると思いますが、全てを一度に対応することは物理的に不可能ではないかと危惧しております。だからこそ今必要な行政のかじ取りは新たな事業への挑戦の歩みを少し抑えて、でもこれまでの歩みの中で生じた課題への対応を優先する必要があると思っております。もちろん本町はほかの自治体が羨むような施策など積極的に取り入れ、邁進する姿は大変評価しておりますが、現在ある社会課題解決へ本当に必要なものか疑問が生じるのも見受けられるのも事実です。職員のやりたいことへの挑戦を支援していきたいのであれば、なおのこと、一つずつ明確な目標設定と評価検証などを行っていかなければ、言葉が悪いですが、全てがとっ散らかってしまい、どれもこれも中途半端になります。それでは働く側の職員も迷いが生じますし、何よりも業務負担ばかりが増していつているのではないのでしょうか。だからこそ優先順位をつける必要があると考えます。

第5次総合計画を見ても、他方面で高評価を得るためには有効的な施策と考えておりますが、それは職員数も財政規模も大きな自治体では実現可能ですが、大刀洗町は小規模自治体です。民間では大企業と同じ土俵で中小零細企業が戦うと、あっという間に淘汰されてしまいます。だからこそ小規模自治体の最大の武器である機動力と独自性で町のかじ取りを行ってほしいと切に願っています。

対話の町も大切ではありますが、まずは町長の考える理想の大刀洗町を具体的に掲げ、それを目指し職員と町民が一体となって邁進する、それだけで皆さんの士気は今以上に上がり、高いパフォーマンスへとつながると確信しています。

くどういようですが、今後も現在ある社会課題へ優先順位をつけ、大刀洗町にとって真に必要な

施策に全力を投入し、一つずつ課題を解決していくことが今の大刀洗町に必要と強く感じております。未来の大刀洗町が幸福な町であり続けるために、これまで大刀洗町の発展に寄与されてきました全ての方々に感謝しつつ、今必要なかじ取りを今後も全力で取り組んでいただきたくお願い申し上げます、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここでお昼の休憩をいたします。議場の時計で13時10分から再開いたします。

休憩 午前11時35分

.....

再開 午後1時10分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願いいたします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. マイナ保険証について
2. 法に基づく行政運営を求めることについて
3. 財政や今後の事業について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従って順次質問させていただきます。発言の持ち時間の片道制度は生まれて初めてでございますので、不慣れですけどよろしく願いいたします。

1、マイナ保険証について。

前回も少し質問させていただきました。政府が紙の保険証廃止を強行した結果、医療現場では混乱が広がっています。システムトラブルでマイナ保険証が使えなかったり、医療情報の人違いや、さらに今年はマイナンバーカードの期限切れに伴う保険証の失効などが報告されており、その結果、速やかに保険証が使えなかったり、人違いの医療情報がひもづけられては住民の生命や健康に関わる重大な問題です。そうした混乱を踏まえ、政府の答弁も一定の柔軟な対応を認める方向に変化が見られるようです。前回以降の変化も踏まえて再度質問させていただきます。

次のことについて当町の対応や今後の方針はいかがでしょうか。

- 1、紙の保険証を来年3月まで認めるという方針。6月27日厚労省についての周知。
- 2、マイナ保険証は義務ではないという周知。
- 3、マイナ保険証の解除方法についての周知。
- 4、国保税の滞納への対応。これは、日本共産党の田村質問主意書に対する内閣の答弁書、

8月18日報道であります。

5、被保険者の生命や健康を守る立場から政府への要請。

以上、5点につきよろしくお願いたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問のマイナ保険証について答弁をいたします。

まず、マイナ保険証は義務ではないという趣旨についてでございますが、マイナ保険証は義務ではございませんが、令和6年12月2日以降はマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したところでございます。この点、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登録をされていない方には申請によらず資格確認書が交付され、これまでどおり医療機関等を受診していただけます。このことにつきましてはホームページで掲載するとともに、国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者の方には7月の資格確認書、それから資格情報のお知らせの一斉更新時に合わせてパンフレット等を同封し周知しているところでございます。

次に、紙の保険証を来年3月まで認める方針の周知についてでございますが、この方針は医療機関に持参した健康保険証が有効期限切れであってもオンライン資格確認システムで資格が確認できれば令和8年3月末までは従来の負担割合で受診可能とするものでございます。これは、医療機関窓口の混乱を回避するための、あくまでも暫定的な措置であり、マイナ保険証を有していない方については資格確認書の利用をお願いしたいと考えてございます。

次に、マイナ保険証の解除方法についての周知についてでございますが、マイナ保険証の利用登録を解除するには、加入されている医療保険者への申請が必要でございまして、解除を希望される方は加入している医療保険者に解除申請書を提出し、申請を受け付けた各医療保険者が解除のデータ登録を行い、おおむねひと月からふた月程度でマイナポータル上の健康保険証利用登録の申込状況画面に反映され解除となります。この点、現在ホームページにおいてマイナ保険証を解除したい場合には加入されている医療保険者へお問合せいただくよう御案内をしているところでございます。

次に、国保税への滞納への対応についてでございますが、8月18日の赤旗において国民健康保険料の滞納で窓口10割負担となった世帯への対応について、自己負担が困難だとの申出があれば市町村の判断で窓口負担3割にすることができるとする答弁書を閣議決定した旨が報道されてございますが、これまでのところ、この件に関しまして国からの情報提供はなく、正確な内容を把握できていないところです。この点、滞納者への対応につきましては、滞納世帯の収支状況などを丁寧に聞き取り、国保税への納付が困難である特別な事情の有無の把握を適切に行うことや、納付相談の機会を確保することなどが重要であると考えており、今後とも滞納者に対し窓口での納付相談や個別訪問などにより実態把握を行うとともに滞納者が相談しやすい環境づくりに

留意してまいりたいと考えてございます。

次に、政府への要請についてでございますが、全国町村会が本年7月に実施した令和8年度政府予算編成及び施策に関する要望に際しまして、医療保険制度の安定運営の確保として厚生労働省、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、財務省に対しましてマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行により、現在の健康保険証が使用できなくなるが、住民が混乱なく安心して保険診療を受けることができるよう、国の責任において国民及び医療機関等に対し丁寧な説明及び周知を図るとともに、守られるべき保険診療の機会が損なわれることのないよう、十分な対策を行うよう要請を行ったところでございます。

この点、福岡県町村会におきましても、10月21日に開催予定の知事、県幹部と福岡県町村会理事との協議の場において、改めて福岡県知事に対し同様の趣旨の要請を行うよう調整をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 順次、再質問させていただきます。

今、5点目におっしゃった政府への要請は全くごもっともなことだと思います。同時に、政府の責任においてきちんと医療が受けられるようにすることと併せて、前回は述べましたが保険者である町が独自にできることが多くあると思っています。それが今回申し上げている5つのことでありますが、政府はこれまで税金を2兆円以上も使ってマイナンバーカードやマイナ保険証を推進しているにも関わらず、マイナ保険証の実際の利用は3割程度にとどまっているとされます。そもそも自治体の問題言いますと、紙保険証の廃止前から自治体によってはマイナ保険証がまるで義務であるかのように誘導する自治体と、マイナ保険証を作らなくても、なくても大丈夫ですから御安心くださいと案内する自治体に二極化されているように思います。当町はどちらかというところではなかったでしょうか。その後、例えば解除方法について周知している自治体はたくさんありますが、残念ながら当町の国保においては解除方法、解除申請の方法というページが見当たらないようであります。解除の手続自体はものの数分で終わるシンプルなものと思いますが、実務的にはどうですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平山議員の御質問にお答えいたします。

平山議員がおっしゃるとおり、解除の手続についてはそんなに難しいものではございません。窓口のほうに来ていただいて解除申請書のほうを書いていただければ手続のほうは終了いたしまして、遅滞なく資格確認書のほうを発行させてもらっているような次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 広報、紙媒体、それからネット等で解除の方法を分かりやすく周知している自治体がたくさんございます。見ていただければ分かると思います。一方、それが大刀洗においては引っかからないんですけど、こういう解除方法の周知を今から実施することはすぐに可能と思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平山議員の御質問にお答えいたします。

本町におきましてホームページのほうではございますけれども、マイナ保険証を解除したい場合にはお問合せくださいということで周知はしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これについてはより、他自治体のより分かりやすい周知方法等もよくありますので、そこは御検討いただきたいと思います。

4点目の滞納に関する問題です。短期保険証の廃止に伴い滞納による10割負担からの離脱がより苛酷になる制度設計となっております。この8月15日の政府答弁書によれば、国保税の対応によって医療費が全額自己負担となった世帯への対応について、自己負担が困難との申出があれば市町村の判断で窓口負担を3割にできるとしています。これは、答弁書はネットでもすぐ見れます。町内で頑張る自営業者の方からは仕入れの高騰や不況による売上げ減などで、払いたくても払えないという声がたくさん寄せられています。

こうした声に寄り添い、必要であれば福祉や他の方法も模索しながら今後ともできる限り10割負担が発生しないよう答弁書に基づく運営をお願いしたいがどうですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平山議員の質問にお答えいたします。

新聞赤旗において報道されている内容については、こちらのほうも把握しております。ただ、国からの詳細な通知がまだ来ておりませんので、把握ができていない状況でございますけれども、先ほど町長のほうも答弁しましたとおり、滞納者の方、個々の状況というのがそれぞれ違うかと思しますので、そこは丁寧に聞き取りながら本当に生活に困窮してあるのかどうか、そこを十分見極めながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 過去から申し上げますが、国保というのは他の税と違って悪質な滞納者というのは極めて少ない。誰もが医療は受けたいわけですから、国保は真っ先に払いたい。にもかかわらず、あまりの税負担の重さに、払いたくても払えないという方々が多数発生してい

ます。被保険者の皆さんの生命と健康を守る立場で、全ての被保険者への資格確認書送付も早急な検討を求めながら、大きな1問目の質問を終わります。

大きな2点目です。

法に基づく行政運営を求めることについてです。

当町の事業を評価するとき、大きく2つの点を検証する必要があると思います。1つは法令に基づく制度設計ができているか。2つ目に事業目的や事業効果が適切なのか。これは他の議員からも何かの度に出されている、議会全体が共通の認識として持っている課題ではないかと思えます。しかし、部署や事業によってはそのどちらもできていない。すなわち、制度設計もなければ事業効果も曖昧で不透明なままの事業がまま見受けられます。かててについても、福祉なのか収益事業なのか、または事業主体は誰なのか、答弁がその都度バラバラで意味が分かりません。これでは現場で頑張る職員や出品者の皆さん、御協力いただいている住民の皆さんに対しても極めて失礼な話ではないでしょうか。そこでお尋ねいたします。

1、大刀洗マルシェかててについて。第1に、町長さんや副町長さん方がかててを任意団体と言い出したのはいつからでしょうか。

2、その時期から言い出したのはなぜでしょうか。

3、それまでの各種文章や町長マニフェスト、事業補助金、議会や委員会の発言などでは町はかててをどのような団体と主張していますでしょうか。

4、町長以下、管理職の皆さんの職責は何でしょうか。

(2)です。町が設置されるとするとされる第三者委員会について。

①委員会の詳細と予算額はどのようなものでしょうか。

②設置に際し、町は自らどのような調査を行った上で委員会に調査を委任するものでありましょうか。

(3)です。内部通報制度について。昨年の12月議会以降、毎回の定例会で一日も早い整備を求めています、その後も具体的な回答が得られていません。6月議会の答弁に対して追跡制度を行使しましたが、現在も国や他自治体の制度を調査中と毎回同じ、木で鼻をくくったような回答が1年近く続いています。その理由と今後の対応はいかがでしょうか。

(4)一般会計における消費税の取扱いについて、現状や見解はいかがでしょうか。

以上、大きく4点について御答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは平山議員御質問の、法に基づく行政運営について答弁をいたします。

まず、かててについてですが、かてて、旧さくら市場につきましては、設立当初から町が主導

して立ち上げた任意団体との認識でございます。町長マニフェストでは、地域で経済が循環する仕組みとして道の駅の検討と町直営移動マルシェかててを応援と記載しておりますが、これは町が主導して立ち上げ、その販売スタッフの件費などを町の予算から支出して、その運営を応援している団体という意味で町直営という言葉を使ったものですが、実態としては設立当初から町が主導して立ち上げた任意団体との認識に変わりはなく、百条委員会の御審議の中で再三、直営か任意団体かとお尋ねがありましたので、改めて設立当初から町が主導して立ち上げた任意団体と申し上げたところでございます。

次に、第三者委員会についてでございますが、委員につきましては8月7日に福岡県弁護士会及び九州北部税理士会久留米支部へ伺い、弁護士2名と税理士2名の推薦を依頼し、9月4日の県弁護士会の推薦委員会を経て9月5日までに推薦をいただいたところであり、日程調整の結果、9月29日に第1回委員会を開催することを予定しており、これまでのかてて、旧さくら市場の経理処理の妥当性や百条委員会による職員へのハラスメント、人権侵害の有無を含め検証いただきたいと考えてございます。予算額につきましては、他団体での事例を参考に委員の1時間あたりの単価を税別の2万円とし、調査時間や委員会議、報告書作成、打ち合わせ、資料分析、調査内容整理等に係る報酬のほか、旅費、事務費は実費相当額を考慮してございます。調査時間の詳細や今後の進め方につきましては、今後、委員に御就任いただいた弁護士及び税理士と協議をしてみたいと思います。この際、事案の概要と町側の認識を整理した上で、これまでの議会及び百条委員会の議事録や資料要求などの文書の写しを添付の上諮問するとともに、今後、委員が必要とする資料の提出や関係者のヒアリングに協力することになると考えてございます。併せまして、職員が宿泊証明書を自作した事案につきましても、当該職員の他の出張について新たな疑義が生じていることから、現在、大刀洗町職員文言懲戒審査委員会において調査をしているところであり、改めて処分を行う際には、当該処分が適切であるか御意見をいただきたいと考えてございます。

次に、内部通報制度についてでございますが、現在、公益通報者保護法や国の関連資料及び他自治体規定の読み込みなどを行い、本町の制度内容の検討、規定案の作成を行っている段階でございます。この点、職員が安心して働ける職場環境の整備が私としてはより重要と認識して考えてございますので、職員へのハラスメント対策や職員をハラスメントから守る制度、職員へのコンプライアンス研修などを優先して検討し実施をしてみたいと考えてございます。

次に、一般会計における消費税の取扱いについてでございますが、一般会計は消費税法上、売上げと仕入れの消費税額を同額とみなすこととされていることから、消費税の申告義務が免除されており、消費税は免除されているものと理解してございます。

○議員（7番 平山 賢治） 1の答弁はいただいたかな。①から④。

○議長（高橋 直也） もう一度お願いします。

○議員（7番 平山 賢治） （1）の①から④までの答弁はいただいたものですかね。④まで。

○議長（高橋 直也） そうですね。中山町長。

○町長（中山 哲志） 失礼しました。④の町長以下管理職の職責は何かという点でございますが、これにつきましては町の運営に当たってそれぞれ責任を持って部下職員を指導し、町政を前に進めていくことが職責だと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、再質問させていただきますけど、もう1回、私の質問の趣旨は、かててを町長さんが任意団体と言い出したのはいつからでしょうか。それはいつから言い出したんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

重複した答弁になって恐縮ですけれども、いつから正確に言い出したかというのは明確に覚えておりませんが、私の認識としては設立当初からかてて、さくら市場については町が主導して立ち上げた任意団体という認識でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） いつから思っていたんですかという質問ではないです。いつから明確に発言、任意団体だと主張し始めたのかを問うております。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

いつから正確に言い始めたかというのは、ちょっとそこは私も記憶が明確ではございませんので、何月何日ですというのは申し上げるのは困難ではございますけれども、百条委員会の審議においてこのかてて、さくら市場については任意団体なのか町直営なのかというのを再三お尋ねがございましたので、それについては任意団体という認識だということを申し上げているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、なぜその任意団体、かねてから任意団体、設立当初から任意団体となるものとおっしゃって主張なさるものの、詳細がなぜお答えいただけないのでしょうか。いつ設立されたか、代表者は誰か、目的は何か、会計責任者は誰か、監査のほうは誰か、町が当初より設立なさったと証言なさっているもので、ここで1つでもお答えいただけませんか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、議員からお尋ねあった分について、十分に、設立当初整理をされていなかったということ

が現状だと思いますので、それについては私自身大変申し訳なく思っておりますし、その分について今年度、専門委員等の御助言もいただきながら改善に努めてきたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃるように民間、任意団体としての実態が何もないのに任意団体とおっしゃっているだけなんですよね。そういうことでしょうか、今おっしゃったのは。何もないものがなかったのが反省しているとおっしゃっているということは何もないんですよ、この任意団体というものは。そこは御確認いただきたいと思います。

ちなみに当時、さくら市場は設立当時、中山町長はどのような役職にございましたか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

副町長だったと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 当時、私も議員でございました。それで、当然、当時の町長さんは民間出身でありまして、民間出身の町長さんが当選したときに中山町長が行政の実務の専門家として福岡県職員から町の副町長に就任なさったんだと思います。そうであれば、このような、特に新規事業の法に基づく制度設計に責任を持つべき立場に町長さんあったのではないですか。そのときに町長さんはこの立ち上げにどのように関わったんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

当時、確か雇用対策の事業として、この国の交付金だったか補助金がございます、それを活用して立ち上げた事業だったというふうに認識をしております。失業者の方を臨時的に雇用して、町のPRなりを行うということで、当初立ち上げたというところでございます。当初から販売目的に立ち上げたかという、その辺はまだ十分に整理されていなかった部分もありますけれども、町のPR等を、失業されている方を雇用して、それで行う事業だったというふうに考えてございます。また、当初はこの事業が長く続いていく事業という認識ではなくて、単年度、単年度の事業の積み重ねであって、その中でいろいろ事業内容が変わっていった面があるかと思えます。また、当初はやっぱり何度も申し上げるようではございますけれども、高齢者の皆様の生きがいくりであるとか、そういうところをメインに、あとは町のPRをメインに立ち上げた事業だったというふうに考えてございます。その際、最初から、最初からというか、町が主導して作った団体なので、内部規定を整備しておくべきではないかという御趣旨の御質問かと思えますけれども、それは議員がおっしゃるとおりだろうと思います。ただ、どうしても私どものような小さな団体では全ての事務事業について、きちんとそういう内部規定の整備ができているかという残念な

がらできていなかったというのがこれまでだと思っておりますので、それは御指摘をいただいた点、あるいは町のほうで気づいた点から改善すべきところは改善をしまいたいということでやってきたところでございます。ただ、議員が御指摘のように、このさくら市場については長らく担当課任せにしていた部分がございますので、その点については反省をいたしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 我々もね、報告したように幾度となく議会なり監査のほうから指摘があったのに、一切は正もされなかった。百条が立ち上がって調査を行ったことにより、7年度には協議会らしきものが立ち上がった。これは百条が立ち上がったことによる是正効果なんですよ。そこはお認めいただけますか。それまでは何もなさらなかったですよ。そこはいかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

議員の御認識とは若干違うかもしれませんが、かてて、さくら市場については、これまで百条委員会が立ち上がる前までに議会のほうから一般質問で取り上げられたのは、おそらく3件ぐらいあったんだと思いますが、それについては、どちらかと言うとさくら市場が、そういうふうに緊急雇用等の事業でやっておりましたので、国の交付金等、補助金等が使えなくなった場合に存続していくのかとか、どちらかと言うと、さくら市場の存続を後押しするような趣旨の一般質問だったのではないかというふうに考えてございます。また、決算委員会の中でも一度、当時の加藤議員なり、あるいは、すみません、ちょっと今出てきませんが、複数の議員から御質問がございまして、それについては当時の担当課長なりから御指摘の点は御指摘の点として、なかなか難しい面もあるのではということ御説明を差し上げて決算認定をいただいていたというふうに認識してございます。また、監査のほうからは令和5年度だったかの監査、4年ですかね、すみません、今手元にあれですけども、一旦御指摘があり、それを受けて担当課のほうでは、ふるさと財団のいろんな事業を活用して、さくら市場の一般社団法人化も含めて外出しというか、今の町が関与する任意団体以外のやり方はもうないのかということ、そういうところの着地点に向けた検討をこの2年間ぐらい行ってきたところでございます。その際に、議会のほうから昨年12月に立ち上げられた百条委員会において、これまでのさくら市場、かてての法的位置付けなり経理の在り方なりに改めて御指摘をいただいたものというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 改めてちょっといろんな書類を見ていると、先ほどおっしゃった町長さんのマニフェスト、町直営移動マルシェかてて応援。それから、令和4年度の予算で計上

された地域づくりアドバイザー事業277万円。この目的は町直営のさくら市場事業に対し持続可能な、令和5年度の地域再生マネージャー事業助成交付金決定書、この事業名は大刀洗町直営移動市場を核とする小さな支援事業。

それで、先ほどおっしゃった令和4年ですかね、随時監査で監査を受けることが必要ではないかという指摘に対し、町はどう回答なさっておりますか、そのとき。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。

○議員（7番 平山 賢治） じゃあ、いいです。続けます。

○議長（高橋 直也） いいですか。

○議員（7番 平山 賢治） 続けます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 当時の町の回答は、さくら市場は任意団体ではなく町による移動販売と回答しています。そのとおりではありませんか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

当時、どういう言葉遣いでそのように回答したかというのは、ちょっと明確に覚えておりませんが、先ほど来御答弁しておりますとおり、さくら市場は実態として町が主導して立ち上げた任意団体という認識には変わりはありません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ここの責任者の方は一切発言に責任を取らない。その場、その場で適当なことを言って、全く一貫性がないけど誰も責任を取らなくて現場、現場っておっしゃっているのはよく分かってきました。

それで、ここは任意団体ではなくって書いてあります。任意団体だと主張したところは一言もないのに、任意団体ではなくと書いてあります。これはうそをつかれたんですか。監査委員会に対して。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

どういう監査の指摘や、どういうニュアンスの中であつたかということがちょっと分かりませんが、基本的には先ほど来答弁しておりますとおり、町が主導して町が応援してきた事業だということで、そういう意味で直営という言葉を使ったのではないかというふうに想像しますが、実態としては、あくまでも任意団体としての実態でございまして、その言葉遣いの正確さが十分ではなかったということについてはおわびを申し上げます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） こういう第三者委員会に丸投げするのではなくて、こういうことを自ら調査できるのではありませんか。議事録に残っているんだし、そういう、その都度、その都度、適当なことばかり言って、その場しのぎで次の年に報告もしない。そういうのがもう明らかではありませんか。そういうのは御自身で調査なさらないんですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、百条委員会の中で多く指摘をされております、さくら市場かててが不正な経理があったのではないかという、使途不明金があったのではないかというふうな御指摘をいただいておりますが、それはそういうことはなかったんだというのが私どもの認識でございます。これについては現在、町の専門委員をお願いしております馬場さんという方、ずっと福岡市の監査を長く務められ、総務省のアドバイザーであったり、いろいろ監査についての本も書かれておりますけれども、監査の専門家の馬場さんのほうにも見ていただいて、不正経理はなかったというふうに認識しているところでございます。ただ、百条委員会が言うところの認識と、私どもが不正経理がなかったという部分については認識に違いがございますので、これについては別の第三者の税理士さんなりに、そういう点について検証をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほど御答弁ありました、議会からの監査からの指摘を受けて経営指導を受けたということですが、この経営指導も町直営事業に関する指導でありますから、任意団体なのに直営と偽ってこの指導を受けたのであれば、コンサルから受けた内容もちぐはぐなものになりますよね。任意団体とは違う指導を受けたことになる。それでまたもうけなさい、もうけなさいという話を受けて、また変な手数料が発生していますよね。これは内容もちぐはぐだし、助成金の目的外使用として返還が必要ではありませんか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

ふるさと財団の、そういう診断を受けた際には、さくら市場がどういう団体であるのか、どういうふうに運営をしているのかというのを、アドバイスを受けた方にも御説明の上、いろんな診断をしていただいたところでございまして、実態として任意団体ということは、ふるさと財団のほうも十分把握をされているものと認識をしております。いずれにしても、言葉遣いの在り方が確かに正確ではなかったというところはあろうかと思っておりますので、それについてはおわびを申し上げます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 次、いきます。

去年から出生記念品の事業が行われています。ここに出生記念品の単価契約書があります。かてての代表者はどなたになっていますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

私は今、手元にございませんで、正確ではないかもしれませんが、かてての代表者は私の名前に挙がっているのではないかと思ひます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ということは、その任意団体の代表者は中山哲志氏ということで認識してよろしいんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

その時点において、かてての代表者が私だというふうな認識はございませんで、町が主導して行っている任意団体、それを便宜的に町長の名前で担当課のほうで使っているものだと認識をしてございませんで。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 関連して、先日12日に町主催の意見交換会が開かれたと思ひます。

この配付資料を拝見してございませんでと全て任意団体、これは任意団体だと主張に沿った説明しかされてございませんで、これは町長のお考えに沿うものだと認識してよろしいんですか、この資料。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

私の認識もそうでございませんで、それは作成をされた専門委員の馬場さんがかてて等を見て御自身で感じられた部分で作られた資料だと認識してございませんで。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 仮に任意団体だとしても、当然ながら法令に基づく制度設計がなくてはならず、例えば委託とか職務の業務命令等がなくてはならないわけで、ここで紹介されている団体は当然、根拠が設定されているはずなんですけど、そういう認識はないんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをしたいんですが、今の質問の趣旨が、意図が分かりませんでしたので、もう一度御質問いただけますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 1つは、町長さんがよくおっしゃっている内部規定の不備というの

があるんですよ。それは、あるべきものがなかったとおっしゃっていると思うんですよ。だから、それがどういう団体であればそういうのがないといけないでしょうという話なんです。これは当然、紹介されている団体はしっかりなさっているということで紹介されているのかなと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

この12日の説明会で配付されている資料に関してですけれども、まずは任意団体でございますので、その任意団体については、その任意団体それぞれごとにどこまで取り決めをされているかというのは、それぞれだろうと思います。もちろん、きちんと設立の趣旨なりを定めた要項なり、あるいは総会の定めであったり、監査の定めであったり、そういうのがあるのが町が主導して作った任意団体としては、そこが当然求められるべきなんだろうと思いますけれども、通常でいうところの任意団体でございますと、そこは司法上の契約になりますので、任意団体に参加をされている方が納得をされているのであれば、そこはそこまで厳密に求められるものではないんだろうと思ってございます。ただ、今回のさくら市場については、町のほうが主導して作った団体にもかかわらず、その辺の規定等が十分に整備されていなかったことがございますので、それについては反省しおわびを申し上げますとともに、今年度、新たに規定を整備をし直したところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そうしたことをまとめますと、結局、任意団体のほうが直営よりは少し任意団体がうまく機能していなかったと言い訳ができると。ということは、町長さんがいきなり任意団体と主張し始めたのは、直営よりも任意団体のほうが少しは責任が免れるという理由のその一点だけではないのですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

そういう認識は全くございません。かてての実態としては、出品者の方から手芸品であったり、そういうものをお預かりして出品者の代わりに販売をして、その販売代金については出品者のほうにお返しするというのが基本的な仕組みでございまして、実際に販売するに当たって共通経費等が出てまいりますので、その部分を出品者のほうとの当初の取り決めで1割手数料を取って、その中から支出をしてきたというものでございます。なので、もともと行政として、その売買を公会計で行うような事業ではないというふうに認識しておりますし、直営になじむような事業ではないんだという、要は必要な物品を100円ショップで購入するなりいろいろあったときに、それを1つ1つ負担行為等を起こしていると、全然事業自体が回っていかないというか、事務作業自体のほうにより労力がかかって、實際上運営できませんので、そういう意味で、いわゆる任

意団体、いろいろ協議会とか実行委員会とかいろいろありますけれども、そのような1つの形態として当初から行ってきたものというふうに私自身は認識をしております。あくまでも、町の責任を軽くするためにそういうふうな形態を取ったということではなく、実態としてそういうふうな任意団体というか、外出しをしないと回っていかないというか、直営で公会計で行うにはなじまないような事業をやっているのです、このような形態でやってきたものというふうに理解をしております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ここにいろんな団体がありますよということで、シティマラソンとかネコ対策協議会というのが紹介されています。これは、いわゆる適切な純公金団体の事例として紹介されているということで、読み取ってよろしいですかね。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

個々のそれぞれの団体が、議員がおっしゃられますように、内部規定がきちんと整備されているかどうかというのは私自身確認しておりませんので、そこについての判断はちょっと差し控えさせていただきたいと思いますが、それぞれの市町村において、こういう純公金団体があるということの紹介として、1つの事例として紹介されているのではないかなと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ここに書いてあります、9ページにあります。豊川シティマラソンについては、2年前の令和5年3月の新聞記事がございます。愛知県豊川市は、市民マラソン大会の運営資金を着服したとして、市教育委員会の主事を懲戒免職処分にしたと発表した。使途不明金は755万円に上るといふ。主事は1年以上にわたり、大会の運営資金を横領するなどしていた。愛知県警が今年2月に主事を窃盗容疑で逮捕。今月7日に業務上横領容疑で再逮捕していた。この団体でこういうことが起きているというのは、こういう悪い事例を紹介したということですかね。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、議員が紹介していただいたような事実関係については認識しておりませんでした。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 次のページです。同じ2年前です。鹿児島県天城町は、徳之島三町ネコ対策協議会の運営費約150万円を着服したとして、町職員を懲戒免職処分にした。4月に後任の職員が不適切な事務処理に気が付いた。これもです。どういう御趣旨でこれを紹介なさったのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

これについても、私ども今議員が紹介されたような事実関係については全く承知をしてございません。これについては、専門委員の馬場さんが事例として、どういう意図を持って出されたかというのは分かりませんが、出されたということでございまして、町側としてこれに対して、この2つの事例を出したことに對して何ら意図はございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町が報酬を払って委任した専門委員の方々が紹介した事例がことごとく不正の温床になっておると、逮捕されたり懲戒免職をされたりと。まさにここに今の大刀洗町の問題というか、こういうものを出して恥じない、こういう方に委任して、こういう悪質な事案を紹介させて、町長が知らないと答えて恥じない。まさにこの今の大刀洗町の病床が、ここに象徴的な形で現れているのではないかと思います。

ここに豊川氏の公金など取扱い適正化に向けた検証報告書があります。

これはシティーマラソンでの大量の不正逮捕、懲戒免職を受けての報告書ですね。

原因として、ア、ずさんな預金通帳や届出印の管理。

イ、不適切な決算管理。

それでも一応監査を受けていたらしいですが。

それから、担当業務のローテーションの未実施。現金の取扱いに係る注意、認識が低下していた。管理監督の機能低下。

極めて大刀洗町にとっても示唆に富んでいるものではないでしょうか。

この悪質な事例を大刀洗町は全面的に教訓にし、自発的に調査し、これくらいの報告書は自力で出すべきだと思います。どうですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

今、言われた事例というのは、私ども今初めて聞きましたので、それについては後ほど、確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、これまで百条委員会から御指摘いただいた点も含めて、新たに新しい協議会を立ち上げて、今、議員から御指摘いただいたような点については、改善してきたものというふうに考えてございます。

また、もしそれでも改善がまだ足りない部分がありましたら、今後とも改善を繰り返してまいりたい、そのように考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 本当、漫画みたいなお話ですね。だから、人のことを漫画でやゆ

している暇があったら、自分たちが漫画みたいなことをやっているという自覚をもうちょっと持ってください。反省していただきたいと思います。

任意団体ですらこのように大問題となっているところ、同町のように直営事業で、まともな制度設計もなく、会計処理もなされていなかったのは大変な問題であります。

ちなみに、こういう厳格な、今後、要綱等を定める予定はあるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、議員が御指摘な厳格な要綱というのが、ちょっと趣旨がよく分かりませんが、今年度立ち上げた団体については、設立の要綱等をつくって、設立総会等を実施し、今後、監査も受けるような体制を整えたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ちなみに、7年度に整備した、直しましたと書いてある、いわゆるかててをやるとする協議会の要綱などを見ても、なぜかかてての会計だけは別途定めるなどと言葉が濁してありますが、なぜですか。今後も同じことを続けるつもりですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

すいません、今、手元にその当該要綱がございませんので、今、明確にお答えすることができませんけれども、そこはちょっと確認をして、いずれかの段階で、その要綱の考え方についても議会のほうに御説明をさせていただければと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） やりました、やりましたと言っても、肝心なところは全然できていないんですね。

だからまたまた、それ同じことが続くのかなとしか見えない。そこは御指摘申し上げていきたいと思います。

戻りますが、仮に任意団体だとしても、これらの問題が噴出するわけでありますが、そもそもかてて、任意団体の実態はないので、12日に示された町の主張は全く意味をなさないものであるし、むしろ悪い例がこの資料によって明らかになったものだと思います。

それから、7年度正したと主張されましても、6年度までの不正の言い訳にはなりません。

全般にわたって問題をすり替え、住民を欺くような説明は厳しく批判されなければなりません。

今後もこのような主張を税金を使ってお続けにならないよう、強く申し入れたいと思います。

大きな2点目、第三者委員会です。

結局、予算額はあるのですか。それから1時間当たりの単価は幾らになるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほども御答弁しましたとおり、1時間当たりの単価は、税抜きの2万円となっております。

予算額につきましては、これは予備費の中から支出することになりますので、予備費で計上されている額の範囲内ということになりますけれども、これはなるべく短期間で、短時間で報告書を上げてもらいたいというふうに私どもは思っております。

ただ、ここは実際に、第三者調査委員会が立ち上がってから、調査委員の皆さんと協議をする中で、どのくらいになるのかということが出てくるんだろうと思っております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 単価2万円というのは、お1人ではありませんか。そうすると1時間当たりの会議費用は幾らになりますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今言われたように、1人当たりの単価が2万円でございますので、4人の委員が合同で集まってすれば、その1回当たりの単価というのは、税抜きの8万円になります。

ただ、これは今後の進め方ではございますが、それぞれ弁護士の方であれば弁護士の方が調査をしていただく、あるいは、税理士の方は税理士の方で分担して調査をしていただく面も出てこようかと思っております。

例えば、経理の妥当性等については、主に税理士の皆さんが確認いただくことになりまして、第三者委員会の在り方等、ハラスメントがあったのかどうか等については、それは弁護士の方を中心に検証いただくことになるとお思いますので、その進め方については、委員会方式というか、要は、4人の委員が必ずしも同一場所で進めることなく、それぞれ分担した進め方をした上で、それが中間なり最終なりで一本にまとまっていくというふうなやり方も想定されるところでございますので、4人そろえば1回当たり8万、税抜きの8万円ということに1時間当たり単価になりますけれども、そこはそれぞれの進め方によって変わってくるんだろうと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 以前、町側から百条にそんな費用がかかるのかという御趣旨の発言もありました。

しかし、こちらは大学の先生も聞いたことがないというような調査内容を行うので、最大8万円と。予算額は予備費の範囲内だから最大1,000万ですね。これは住民の方が聞いたらびっくりすると思います。直ちに住民の方にこの内容を公表すべきと思いますが、どうですか、数

字等、予算等を含めて。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

第三者調査委員会の概要等につきましては、まだ詳細の部分が未確定な部分ございますので、そこは委員の皆様方と今後の進め方等について十分打合せをした上で、概要が分かった段階で、何らかの形でお示しをするようなことを考えてまいりたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 第三者委員会において、12日の説明資料の問題も含めて適切な結論が出ることを期待しています。

大きな（3）ですね。これは内部通報です。

再三にわたってこれは必要だということは、複数の議員から出されているのにも関わらず、いまだできないというのは、いつまでにはできるというのはお約束いただけますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

重複した御答弁になって恐縮ではございますが、私自身としては、職員が安心して働ける職場環境の整備がより重要と認識してございまして、まずは職員へのハラスメント対策や職員をハラスメントから守る制度、職員へのコンプライアンス研修などを、まずはそちらのほうを優先して検討し、実施をしてみたいと考えてございます。

その後、公益通報制度についても十分に検討してみたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それはなぜ優先順位がつくのがさっぱり分かりません。両方つくればいいのではないですか。それとも百条委員会が設置されている間には、内部通報制度はつくりたくないという御趣旨でしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

重複した答弁になって恐縮ではございますが、私自身としては職員を守る、そういう対策のほうは今、喫緊の課題だというふうに認識してございます。

もう職員がもたないような状況が一部に見受けられますので、まずは、その体制を図ってまいりたいと考えてございます。

また、どうしてもその体制を図るに当たって、担当する部署が総務課ということで、同一部署で担当しますので、そこは、私の中では優先順位としては、そちらのほうに優先順位を置きたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 前から総務部門の増強というのは私が申し上げているつもりで、昨年から提案を聞いていただければすぐにでもできるものだと思います。

結局、またそこで争点そらしていると思うんですよ。こっちのほうが大事だといって。

職員を守るって言うんですけど、職員を守るために我々は、公益通報制度と内部通報制度を早く実施してほしいと申し上げているんです。

こういう不正常なものがわだかまっている。そして誠実に仕事をしようとする方が仕事ができない、不正常なものが蔓延したり、管理者が責任を取ろうとしない、そういうものを正常化するためには、内部通報制度の一刻も早い整備が必要ではないのですか。改めていかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

内部通報制度をつくらないというふうに申し上げたつもりはございませんが、まずは、職員が安心して働ける体制整備の中でも、職員へのハラスメント対策や職員をハラスメントから守る制度、コンプライアンスの研修などを優先して検討し、実施をしてみたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私、長くこうずっと調査を続けていても、町長さんがおっしゃっている職員を守るっていうの、職員の対象っていうのが極めて狭いと思います。

一部の職員を守るために、ほかの大多数の職員に対して負担をかけたり、心配をかけたり、現場に責任を押しつけようとしているのが今の町長さん以下の管理職の一貫した態度ではないのですか。そういうものもパワハラに当たらないのですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

職員を守る、職員が安心して働ける職場環境をつくっていききたいというのは、一部の職員だけではなくて、全ての職員が安心しておれる職場環境をつくる、そういう強い思いの中で現在、検討をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 言動不一致だと思います。これまでの調査では、課長以上の管理職が都合の悪いことは口をそろえて、それは現場が現場がと連呼し、管理者として一切の責任を負おうとしないのが、当町の一貫した特徴であります。

このままでは、全ての問題は、現場の一般職員や出品者、全員で関わっている住民の皆さんに責任が押しつけられかねません。それと議会のせいにもされていますね。

住民の皆さんにも申し上げたい。それから係長以下の職員の皆さんにも申し上げたい。

こういう行政の実態をよく把握いただき、本来、管理者が責任を持つべきことの責任を押しつけられないよう、くれぐれも御注意いただきたい。そのために、内部通報制度の一刻も早い整備を我々は求めているものです。

4点目、消費税についてです。

これについては、先ほど示しました出生記念品事業について、住民課とかてての単価契約書がありますが、その任意団体と称する方が、なぜ町のインボイス番号を使用して税込みで商品を出荷しているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 領収書のインボイス番号についてございます。

インボイス制度が始まりましたときに、当時の財政担当と研修のほうに出向きまして、私どものこの事業で、今度新しく始まるインボイス制度というものをどういうふうに捉えたらいいかという、研修講師のほうに研修が終わりまして、別途御相談に伺いまして、一緒に協議したところ、町がインボイス番号を持っているのであれば、その番号を使いなさいという指導がありましたということで、その番号を使うような運用になったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 恐らくそれは直営という立てつけですよ。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 当時、インボイスが始まるときに、私ども担当も含み、当時の財政担当も含み、どういった制度かも一緒に勉強してまいりました結果がそのようになっているところでございます。

以上でございます。

○町長（中山 哲志） もう一度、平山賢治議員、質問をお願いします。

○議員（7番 平山 賢治） それは直営だという立てつけになっていますよね。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 研修のときにこの事業が直営ですということで、御指導を受けたものか、任意団体ですということで指導を受けたのかというところまでは把握ができておりません。申し訳ありません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 直営ならすっきりするんですけど、町長が突然主張し始めた任意団体であると極めて奇妙な話になるんですよ。

その任意団体と称するものは、なぜ町の一般会計のインボイス番号を使って消費税込みで商品

を出荷しているものか。

このような設計は極めて奇妙で、地方公共団体に対する消費税法の特例には該当しないのではないのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

私自身、インボイスについて十分承知をしてございませんので、正確な答弁にならないかもしれません。

議員おっしゃるように、任意団体で、しかも私どもは非課税の任意団体というふうな認識でございますので、その任意団体において、インボイス番号を記載したそういう様式は使用する必要はなかったんだろうというふうに、今思えばそういうふうに思っております。

ただ、当時の地域振興課あるいは財政のほうの担当者のほうがインボイスが制度を始めるに当たって、その研修に伺い、その際、先ほど担当課長が答弁しましたように、どういうほうにしたほうがいいですかというふうなことでお聞きをし、使ったらということで、あと、それに関連して確定申告等出ますかということをお聞きしたら、それは必要はないと言われたらしいので、そこら辺を、議員がおっしゃるように、そのとききちんと税理士さんなりに改めて確認して対応すれば、今回のような、今の議員がおっしゃっているような疑義は生じなかったのかなあと思っております。

このインボイスの取扱いについても、これは今後、税理士さん等に確認して、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 全般において任意団体という主張が何の意味もないんです。任意団体と主張しなければ、直営でこういう問題がありますねって、大問題ですけどね、直営でこういう問題がありますね、責任者の方の責任は重大ですねで終わると言いますか、そういう問題なんですよ。

そこを一貫して急に任意団体とか言ってから、もうあっちこっちでほころびが出て、全然話がつながりません。それに我々百条は時間を取られています。誰のせいでしょうか。御自身のなさっていることに再度よくお考えください。

なお、この契約では、中山氏と中山氏の契約の中で、単価は3,000円で契約しているのに、かててから2,500円の商品しか納品されていないという証言がありました。これはなぜでしょうか。

税金が税金に移動しているだけなのに、500円がどこかに行っています。なぜでしょう。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 出生お祝いの件でございます。

3,000円の品物を、お子さんが生まれた方にお祝いとして、町のほうからお渡しするという事業でございまして、こちらをかてての商品から、町のお生まれになられた方にお渡しするという事業でございます。

これは仕入れの、仕入れというか出品者の方から商品をお預かりするときに2,500円相当のもの。それで、始めたばかりでしたので、経費がどのくらいかかるかという想定がつきませんでしたところで2割の500円というところで、運営経費のほう500円頂きまして、3,000円というところで、町のほうとかててのほうで契約をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 中山氏から中山氏に税金が移動する中でお金がなくなっているというの、この表面上の立てつけであります。

これについてはまた調査があると思います。

大きな3点目に行きます。

財政や今後の事業についてです。

そういうことで、先ほども申し上げましたけど、事業目的や事業効果の精査や再構成が必要な時期ではないかと思えます。

先ほどほかの議員もおっしゃいました。全くそのとおりだと思います。

質問としては、第1に、7年度当初予算での財政調整基金の繰入額について、経緯と分析はいかがでしょうか。また、次年度以降の見込みはいかがでしょうか。

2つ目に、不要不急の事業廃止、縮小し、財源を住民への生活支援や負担軽減に振り向けることについて、町長の方針はいかがでしょうか。

3、同様に、不要不急の事業廃止、縮小し、職員を法律に基づく事務事業に振り向けることについて、町長の見解はいかがでしょうか。

以上3点、御答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の財政や今後の事業について答弁をいたします。

まず、7年度当初予算での財政調整基金の繰入れについてでございますが、基本的には、当初予算の編成に際しましては、歳入については課題見積りによる予算割れが生じないよう、堅実に、固めに見込む一方、歳出につきましては、年度途中での予算額不足を避けるため、一定の余裕をもって計上をしているところであり、近年は、当初予算時点では、財政調整基金の繰入れが常態化してございます。

また、7年度当初予算では、予算要求時点から賃金の上昇や物価高騰による需用費、役務費、委託費などの物件費の上昇を織り込んだ予算編成としたところでございます。約8億円の財源不足については、財政調整基金を繰り入れることとしたところでございます。

これは一つには、人件費が給与改定や地域手当及び地域手当相当の報酬の支給開始により、前年度比1億3,400万円余増加したこと。

物件費が物価高騰や賃金上昇への価格への反映による需用費や役務費、委託費等の増加により1億3,400万円余増加したこと。

3番目に、扶助費は国県の補助がありますけれども、3億2,000万円余増加したこと。

4番目に、公債費が新規に発行した町債の償還開始により、2,700万円余増加したこと。

最後に、繰出金が特別会計などへの繰出しが2,200万円余増加したことなどが主な要因と考えてございます。

この点、人件費や物価高騰といった全国的な行政需要の増加につきましては、普通交付税で措置されることから、7月の交付決定額は、予算額よりも2億1,300万円余多くなり、今議会に提案している補正予算で、財政調整基金の繰入額を減額しているところでございます。

今後とも、例えば交付決定が受けられなくなった補助事業については、本年度の執行を見合わせるなど、執行段階でも事業内容を精査をすることで、決算時点では、財政調整基金の繰入額を少なくするように努めてまいりたいと考えてございます。

次に、来年度、次年度以降の見込みについてでございますが、これについては、学校給食費の取扱いなど、不透明な部分もございしますが、学童施設の増設や体育館への空調整備等の新規事業に加え、今後も民間賃金の上昇による給与改定や物価高騰による行政需要の増加が続くことも予測されることから、今後とも、国の地方財政計画などを注視し、国・県支出金や地方債など、有利な財源を活用するとともに、事務事業の効率化に努め、引き続き、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、不要不急の事業の廃止、縮小と住民への生活支援や負担軽減についてでございますが、大刀洗町では、近年のコロナ禍や物価高騰などを踏まえ、プレミアム付クーポン券事業や給食費・副食費の保護者負担の軽減をはじめ、福祉の充実や交通弱者対策など、国の交付金やふるさと応援基金を活用して、各種の生活支援や負担軽減に取り組んできたところでございます。

一方で、財政の健全化を図りながら、子育て支援や教育環境の充実、町民の皆様の健康づくり、地域づくりをはじめ、防災力の強化や農業をはじめとする産業の振興、文化財の保護など、中長期的な視点で取り組んでいくことも重要でございます。今後とも、将来世代の住民福祉の向上を見据え、必要な事業に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、職員を法律に基づく事務事業に振り向けることについてでございますが、地方自治法に

において、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものと規定されているとおり、自らの判断と責任に基づき、個別法の規定がない事業であっても、必要と考える事業については、これまでも実施してきたところであり、今後とも、住民の福祉の増進に向け、必要な事業については取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 8億円の当初予算取り崩した非常に大きいですね。

要は、その一般会計における財源や、それから先ほどおっしゃった特に総務課の職員なんか、それから福祉課の皆さんも毎年、マンパワーの不足ということで、各課から事業は増える一方なのに人が足りないという御意見が毎年上がります。

こういう中で、やはり事業の必要性を精査し、財政や人手を緊急度の高い部署や事業に振り向けてはどうかということを昨年来申し上げております。

例えば、地域ブランド推進事業委託や香港での海外PR事業などは、その有効性について毎年少くない議員から疑義が出されています。

その点、議会の事業監視機能も今後、ますます充実が求められると思います。

そこで、今年度、決算審査の中で契約仕様などの一式を提出してもらいました。

大刀洗地域ブランド創出事業委託業務、令和6年4月1日から令和7年3月20日までです。

これが事業委託契約なのに、なぜか工事請負契約のような契約内容になっています。これはなぜでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） こちらの地域ブランド創出事業の契約書でございます。

契約当時、財政のほうとも協議をしまして、なかなか事業内容が何が起きるか分からない事業でございましたもので、一番多岐にわたることが契約書に書かれている工事請負契約書のほうをひな形にして作成したものでございまして、内容につきましては、中身が工事契約をひな形にしておりますので、実際、必要ない条文等が入っておりますところは、今後修正していくべきというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何をひな形にしてもいいんですよ。ただ、甲乙双方が契約を締結した以上は、契約に基づいた事業が実施されないといけないし、相手さんがそれを実施しないのであれば、町は金銭を払うべきではありませんよね。そのとおりでよろしいですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平山議員のおっしゃられるとおりにかと思いますが、こちらの条文の中にうたわれている中で、執行されていない部分というものが、例えば検査でございましたり、そういったところにはあることは承知しておりますが、事業を行う中で、この契約になぞられているところは、ほぼ私どものほうでも検査というか、現場できちんと内容が確認されているところだというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 少し尋ねますね。この契約の第3条、乙は業務工程表を作成し、町に提出しなければならない。それはありますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） こちら契約書に基づいた仕様書の中に、今年度こういったことをやりますということで、頂いているものをもって業務工程表というふうに捉えて事業を進めておるものでございました。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 9条、乙は業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、指名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

これは書面がございませうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） こちらのほうが先ほど来申し上げております、もともとが工事の契約書一番厳しいものと言いますか、いろいろなものが書かれているものを使っておりますもので、特に管理技術者等は、選定はされていないものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 第30条、完了の通知を受けたときは通知を受けた日から10日以内に乙の立会の下、仕様書に定めるところにより業務の管理を確認するための検査を完了しなければならない。これはいつなされましたか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） こちら30条の業務を完了したときはその旨を通知しなければならないというか、立会をしなければならないということも、こちらのほうもお見込みのとおりで、工事の請負契約書、工事だとそういう完了した後は完了の検査をしなければいけないことになっております。

私どもの事業、こちら地域ブランド創出事業でございましたもので、完了検査はこれだけの建物をつくりましたとか、そういう事業ではございませんので、随時の業務の中身を持ちまして、完了検査をしているというところで解釈をしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町長さんにお尋ねしたいんですが、町側、それから相手方ともに、全く契約に基づく事業が実施されておられません。どうしたらいいですか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど、担当課長から答弁したとおりでございますけれども、まず、契約書の書式が、工事請負契約の書式をベースにつくっているというのがそもそもの原因であろうと想着てございますので、今後は契約するに当たっては適切な、より適当な契約書の中身に改正をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 少なくとも、この業務契約書に基づき事業を実施された年は工事代金というんですか、これは契約代金。これは支払ってはならないんじゃないですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

まず、委託契約において、どのような契約がなされ、どのような検査がなされ、あるいは成果物があり、それを確認し、支払いをするのかというのが、それぞれの財務規則等に基づいて、それが適切かどうかというのを確認した上で、お支払いすることになるんだろうと思います。

ただ、議員から御指摘があった今回の契約書については、契約書の中身が本来、委託料の契約書としては想定をしないような項目が入っているということだと思っておりますので、それがそのとおりになっていないからと言って支払わなくてよいということにはなかなかならないのかな、そこは当事者同士でどういうふうな認識の下に契約をされていて契約条項を踏まえ、それぞれをどういうふうに解釈し、最終的にお支払いをしたかということになるろうかと思っております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私企業じゃないので、私企業でもいけないのかもしれない。公金を扱う以上、契約が履行されていない工事については払ってはならないものだと考えます。よくお考えください。

こうやって縷々見ておきますと、これも漫画みたいな話でと言うと漫画に失礼なんですけど、なぜいきなり今までの全ての発言や記録を全て無視して、いきなり任意団体だと言い出したり、

その資料で出てくる事例が逮捕者や懲戒免職者が出てくるような事例を紹介したり、海外業務のブランドの委託などに工事の技術管理者が必要だったり、それが実際に履行されていない。なぜこの町では、こういうことが日常的に行われているのでしょうか。

我々百条もガバナンスをよく分析しないとイケない。なぜこういうものがまかりとおっているのか、十数年にわたり。なぜでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

まずは、小規模団体の実情というか、実態というのがございます。

なかなか国であったり県であったり、あるいは、大規模等な自治体と同様の事務処理というか、書類の整備、規定の整備ができてこなかったというのが実情だというふうに認識してございます。

これは、私当初、平成20年の4月に大刀洗町のほうに参りました。

その際に、副町長の職で参りましたので、それぞれ起案文書が回ってくるんですけども、その起案文書を見て、ちょっと呆然とした記憶が残ってございます。

起案文もあまりにも文書主義なので、文書で全て分かるようにつくるんですけども、当初来たときには何一つ言ってなかったんですね、根拠規定とか根拠資料が。

なので、これはあまりじゃないかということで、少しずつ指導をしましてまいりましたし、あるいは、それまでなかなか大刀洗町においては、人事交流というのが他団体と積極的に行われていたとは言えない状況でございましたので、これも県であるとか、他団体を含めて人事交流を積極的に実施をすることで、ほかの主に県の事業の進め方とか、そういうのを特に若い職員には学ばせて、それをまた持って帰ってもらって、事務レベルと言ったら語弊がありますが、いろいろな要綱の整備にしても、規定の整備にしても、少しずつ改善を続けてきたところでございます。

しかしながら、今、議員のほうから御指摘がございましたように、まだまだ十分でない点がございますので、それについては今般、専門委員も新たに任用いたしましたので、そういう外部の知識なり経験なり持つ方の御助言も頂きながら、より精度の高いというか、事務の進め方、規定の整備に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） その御答弁は、他の小規模自治体に非常に失礼な話だと思いますよ。小規模自治体からできないなんていうレベルじゃないじゃないですか。

こんなよその自治体でもこんな工事契約したり、こんな不祥事を紹介したりってやっていないですよ。

よその一般的な職員さんから見ても、何をやっているんですか、大刀洗町は。さらに自分のあれに塩を塗るようなことをやっぺらっぺら。

先ほど、専門員さんをお願いしたんでって言うけど、こんなことしか書けない方呼んだら、むしろもっともって町が間違っていくんじゃないですかね。

だから、できないんだったら、できるようにやっちゃいけないはずですよ。取り分け、いわゆる法律の義務として行う事業じゃなくて、何らかの法律の義務はないけれども何らかの事業をやりたいという場合は、いわゆる今、地方創生というのはあるけど、それについては当時からいらっしやった中山副町長さん、町長さん、そうした方が新規事業の立上げに当たって、当然、当時しっかりと立てつけを考えた上で、現場から提案があるのはいいですよ、それについて中山氏がしっかりと立てつけをやった上で実施すべきものだったのではないんですか。それが15年間もそのまま立てつけもないまま続けられた挙句に、何かいきなり狂奔し始めてってというのは、本当に残念なことだと思いますが。

それとも、前の町長さんが、そういうのは、あまり法律的なものは気にしないでいいからやれと、そういう御指示があったのですか。そこは御確認させていただきたい。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

前の町長から、法律については、あまり意を払わないで行政を運営していいんだというふうな指示があったことはございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そうすると、やっぱり現町長さんの責任は非常に大きいと思います。今回、明らかになった問題の深刻な部分は、組織の末端で発生しているのではなく、町長さんを中心とする中枢で偽造や領収書廃棄などの深刻な事態が発生しているということです。

今後としては、なぜこのような問題が町の中核で発生するのか、その原因は何か、すなわち大刀洗町町政のガバナンスはなぜ長期間にわたり全く機能していないのかを明らかにする必要があると思います。

正常な行政運営を望む大多数の住民の皆さん、大多数の誠実な職員の皆さんがよく事実をつかみ、正しい判断をなされるよう、今後も御理解、御協力をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで平山賢治議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会 午後2時37分

議事日程 (第4号)

令和7年9月19日 午前9時30分開議

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 議案第29号 大刀洗町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第30号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第31号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第32号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第33号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第34号 町道の認定について
- 日程第8 議案第35号 町道の変更について
- 日程第9 議案第36号 町道の廃止について
- 日程第10 議案第37号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算 (第2号) について
- 日程第11 議案第38号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第12 議案第39号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第13 議案第40号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第14 認定第1号 令和6年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 令和6年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第18 認定第5号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 請願第1号 小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプの設置に関する請願書について
- 日程第20 発議第3号 「小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプの設置についての意見書」について
- 日程第21 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、次期学習指導要領内容精選をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第22 発議第4号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充、次期学習指導要領内容精選に係る意見書」について
- 日程第23 常任委員の選任について
- 日程第24 議会運営委員の選任について
- 日程第25 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会調査の中間報告
- 日程第26 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 議案第29号 大刀洗町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第30号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第31号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第32号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第33号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第34号 町道の認定について
- 日程第8 議案第35号 町道の変更について
- 日程第9 議案第36号 町道の廃止について
- 日程第10 議案第37号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第38号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第39号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第40号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 認定第1号 令和6年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 令和6年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 請願第1号 小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプの設置に関する請願書について
- 日程第20 発議第3号 「小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプの設置についての意見書」について

- 日程第21 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、次期学習指導要領内容精選をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第22 発議第4号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充、次期学習指導要領内容精選に係る意見書」について
- 日程第23 常任委員の選任について
- 日程第24 議会運営委員の選任について
- 日程第25 公金の支出及び職員懲戒規程等に関する調査特別委員会調査の中間報告
- 日程第26 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）
-

出席議員（12名）

1 番	松本 照行	2 番	古賀 世章
3 番	中村 竜博	4 番	平田 康雄
5 番	實藤 量徳	6 番	安丸眞一郎
7 番	平山 賢治	8 番	河野 政之
9 番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	重松 俊一
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	平田 栄一
企画財政課長	……………	松元 治美	税務課長	……………	棚町 瑞樹
福祉課長	……………	渡邊 章子	地域振興課長	……………	村田 まみ
農政課長	……………	矢永 孝治	こども課長	……………	早川 正一
健康課長	……………	田中 豊和	生涯学習課長	……………	西村 智道
建設課長	……………	黒岩 雄二	住民課長	……………	入江由香理
会計課長	……………	案納 明枝	財政係長	……………	福岡 信義
人事係長	……………	西隈 佳菜	下水道管理係長	……………	古賀 隆司

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12人です。

また、町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和7年第11回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（高橋 直也） 日程第1、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

この推薦について、御異議、御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。本件についての議会の意見は適任と決定しました。

日程第2. 議案第29号 大刀洗町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第2、議案第29号大刀洗町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号大刀洗町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 全員起立です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第30号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第3、議案第30号大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第31号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第4、議案第31号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に引き続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第5. 議案第32号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（高橋 直也） 日程第5、議案第32号大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第33号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第6、議案第33号大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第34号 町道の認定について

○議長（高橋 直也） 日程第7、議案第34号町道の認定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号町道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第35号 町道の変更について

○議長（高橋 直也） 日程第8、議案第35号町道の変更についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号町道の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 36 号 町道の廃止について

○議長（高橋 直也） 日程第 9、議案第 36 号町道の廃止についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 36 号町道の廃止についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 37 号 令和 7 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（高橋 直也） 日程第 10、議案第 37 号令和 7 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 37 号令和 7 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 2 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第 1 1. 議案第 3 8 号 令和 7 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
について**

○議長（高橋 直也） 日程第 1 1、議案第 3 8 号令和 7 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 8 号令和 7 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 1 1 名中起立 1 1 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2. 議案第 3 9 号 令和 7 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（高橋 直也） 日程第 1 2、議案第 3 9 号令和 7 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 9 号令和 7 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 40 号 令和 7 年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（高橋 直也） 日程第 13、議案第 40 号令和 7 年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第 40 号令和 7 年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14. 認定第 1 号 令和 6 年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15. 認定第 2 号 令和 6 年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16. 認定第 3 号 令和 6 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17. 認定第 4 号 令和 6 年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18. 認定第 5 号 令和 6 年度大刀洗町下水道事業会計決算の認定について

○議長（高橋 直也） 日程第 14、認定第 1 号令和 6 年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 18、認定第 5 号令和 6 年度大刀洗町下水道事業会計決算の認定についてまで、以上 5 件につきましては、関連がありますので、これを一括議題といたします。

なお、所管の決算特別委員会委員長から、審査報告書の提出がありましたので、お手元に配付

しております。決算特別委員会、野瀬繁隆委員長、登壇して報告をお願いします。

○決算特別委員長（野瀬 繁隆） 決算特別委員会の委員長を務めました、野瀬でございます。

決算特別委員会の報告をいたします。

全議員で構成する決算特別委員会は、令和7年9月8日から11日までの4日間開催し、令和6年度の決算を審議いたしました。

本委員会に付託された一般会計歳入歳出決算と、3つの特別会計歳入歳出決算及び下水道事業会計決算について、審査の結果を会議規則第77条の規定により報告をいたします。

認定第1号令和6年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、本件は認定すべきものと決定をいたしました。令和6年度決算審査を踏まえ、予算の執行及び来年度予算の策定に当たっては、特に以下の点に留意されるよう意見を付すものでございます。

1点目は、中長期的な事業の検証として住民協議会、大学連携まちづくりなど、中長期的な継続事業については、事業の目的、期間など、その在り方、実施方法、委託者の選定方法、事業効果を検証し、実効性のある施策につながるよう、見直しを含め検討をすること。

2点目は、中長期的な継続事業及び催事・イベントを伴う事業の委託業者選定に当たっては、プロポーザル方式の導入など、その運営・実施方法の見直しを含め検討をすること。

3点目は、決算書及び主要施策報告書において、様式の統一などの改善は評価できますものの、主要施策の事業評価と成果、課題においては主観的評価に加え、客観的評価が読み取れるように工夫をすること。

4点目は、扶助費の増大などで厳しい財政運営が求められる中で、安定的財源でないふるさと応援基金の経常経費への充当などについては、将来を見通した健全な財政運営に努めること。

以上でございます。

次に、認定第2号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第3号令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号令和6年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和6年度大刀洗町下水道事業会計決算の認定についてまで、3つの特別会計及び下水道事業会計については、審査の結果、いずれも認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これで委員長報告を終わります。

これから、認定第1号令和6年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おはようございます。7番、平山です。私は、本決算案を不認定とすべき立場から討論を申し上げます。

毎年申し上げておりますが、ほとんどの決算項目については私も賛成であります。そもそも、令和6年度というのは、大刀洗町にとってどのような1年だったでしょうか。まず当初予算を一部修正の上、可決しました。また、9月議会では、行政の不適切対応を踏まえて、議長名での申入れなど、議会の多数として一つ一つ手順を踏んで行政側の課題を指摘し、改善を求めてきたつもりです。

しかしながら、本筋の部分においては、全く誠実な対応をいただかず、やむを得ず12月議会の町の答弁を踏まえ、百条特別委員会が賛成多数で設置されたという流れでありました。

このような1年間であったわけですので、かねてより指摘してきた事業も適正化されることもなく、前年度同様に事業が実施されており、制度設計、事業効果ともに疑義のある事業が散見されます。

一方、議会に対しても、住民の方から、もっと日常の予算決算審査や所管事務調査を深めるべきではないかとの御意見があり、そのとおりだと思います。

そうした反省も踏まえ、今回の決算審査では、一部の事業について資料を事前に御提出いただきました。これを端緒として、今後、所管の委員会で、より精査する必要があると思います。

細目です。まず、大いに評価すべき事業も多数ございます。とりわけ、県南で自治体に先駆けて18歳までの医療費助成が実施されていることです。子どもや若者の健康を守ること、子育て世帯の負担を軽減するためにも重要な制度であり、今後も早期発見、早期治療のための受診啓発や、窓口負担のさらなる軽減で、適切な医療が受けられるよう、さらなる改善に期待するものです。

併せて、物価高騰に合わせて学校給食費の補助増もございました。ただし、以前から申し上げているように、全国的には完全無償化や思い切った負担軽減に踏み出している自治体が年々増えています。財源も有効に活用しながら実施に踏み出していきたいと思います。

加齢性難聴に対する補聴器助成も県南に先駆けての実施であり、大いに喜ばしい事業です。認知症予防にも有効とされています。ただし、6年度は当初予算を使い残しており、さらなる制度周知や対象者の拡大、補助額の増などを御検討いただきたいと思います。

次に、改善や充実が求められると思われる項目です。

公営住宅について。当町の行政は、町営住宅を一貫して削減し、代わりに中所得者向けの住宅を増やしてきました。他の議員から御指摘もあったとおりです。行政がまずやるべきことは、住宅困窮者の支援であり、今後、公営住宅の計画的な改修や戸数の増を強く求めます。

災害関係においては、建設経済委員会の皆さんからも御指摘がありました。近年、町内で水害

が多発する中で、防災専門官をはじめとする担当課や防災会議などが適切に活動しているのか、なお疑問があります。8年度は議会の意見も取り入れ、さらに実効性のある防災・災害対策に取り組んでいただきたいと思います。

校区センターの管理運営についてです。現場の管理運営委員会は、どの委員会でも1円の遺漏もなきよう、適切に管理なさっているはずですし、私も長く関わってきましたので、その内情はよく分かります。しかし、最近、突然センター長を公務員化しましたが、公務員たる身分の方と、そうでないスタッフの方との指揮命令関係や業務分担などの立てつけはできているのでしょうか。何も考えなしにやっているとしたら、これもまた、かててと同じ、現場の皆さんに大きな混乱と迷惑をかけることになります。また、町の施設の使用を許可したり、使用料を徴収するのに必要な制度設計はできているのでしょうか。これ以上、現場や住民の皆さんに迷惑をかけることのないよう改善を求めます。

次に、認定しがたい項目です。

事業を精査するに当たっては、第1に契約や制度設計が適正か。第2に事業効果がどうか。この2点を検証する必要があると思います。しかし、当町では、両方、制度設計もできていない、事業効果も明らかでない、このような事業が多数見受けられます。特に一部の課が所管する事業は、どこから正常化を求めたらいいのかすら悩ましい問題が多々見受けられます。百条委員会が調査に時間がかかるのも、あるべき書類が一切なく、会計の全体像が全く見えないからにほかなりません。それは誰の責任なのでしょう。

地域ブランド推進委託料では、仕様書らしきものが見当たりません。契約の相手方による提案書のようなものはあります。それを仕様書だとおっしゃる。そして、契約書を見ても、一体何を事業目的とするのか、さっぱり読み取れません。聞いてみましたら、工事請負契約書を土台にお作りになったものだとおっしゃる。事業開始以来、一貫してこのような契約書で事業が実施されてきたのでしょうか。

第9条では管理技術者の専任とか、30条では完成品の立会検査などが明記されていますが、全く履行されておらず、双方が契約に基づく義務を果たせていません。すなわち、契約に基づく義務を果たせていないため、相手方に対しての委託料支払いは失当と考えます。

事業効果もよく分かりません。直接、福岡県の香港事務所と連携すれば済む話を、わざわざ業者を通してお金を払っているとしか見えません。日本料理店が1,000軒以上あるとされる香港で、行政の説明する僅か数店ばかりでの町産品の使用が大刀洗町にどのような効果をもたらしているのか、理解できません。

また、ブランドの創出どころか、逆に町内の企業さんが自力で確立したブランドに町行政がぶら下がり、自身の正当化を図っているようにしか見えません。PRを事業目的と主張すること

は、これまでの経緯に照らしても著しく失当と考えます。少なくとも来年度は直ちに中止すべきです。

大刀洗マルシェかてては、何度も申し上げますが、事業の是非を論じているのではありません。別の運営委員会での調査でも明らかになったとおり、全ての予算が一般会計から直接支出されているにも関わらず、6年度も根拠なく手数料を徴収したり、別通帳にプールして物品の購入に当てたり、消費税の取扱いにも疑義があります。この1点についても、6年度決算を承認すべきではない理由となるのではないのでしょうか。

町長をはじめ、関係する管理職は自らの責任を認めず、一貫して現場職員や出品者に責任を押しつけるかのような無責任な答弁に終始しています。そして、自らの責任を回避するために、これまでの主張とは全く逆に、かてては任意団体などと突然主張をはじめ、その主張を押し通すために第三者委員会の設置や莫大な予算を投じ、理屈にもならない資料を町民に提示しています。

この問題の中身は、極めてシンプルです。直営の事業が条例や要項もなしに実施され、その中で公金がどうなっているかも分からない、領収書も保存されていないという問題です。にもかかわらず、突然、今までと180度違う主張を声高に始めて、町政を混乱におとめているのは誰なのか、その目的はどこにあるのかを、住民や職員の皆さん、関係者の皆さんによく御理解いただきたいと思います。決して行政と議会の対立という問題ではありません。

次に、同和関連の支出です。特に一部団体への補助や運営費を投げ渡すこと、さらに特定団体への研修補助金を支出することは、同和問題の真の解決にはならず、逆に差別を固定化し、温存する装置になっているというべきで、重複しがたいものであります。これも直ちに中止すべきです。

全体として、当初予算で財政調整基金から8億円の繰入れが計上される中で、住民福祉の向上の観点に照らして、不要不急の事業の思い切った整理と、さらにそれによる人員を総務・法務などの基本的な部署に振り向けることが急務ではないのでしょうか。

併せて、この十数年のうちに実施された新規事業については、その根拠や制度設計、会計方法などの事業実態を集中して検査することが喫緊に求められるはずですが、百条委員会が必要なのかという主張をなさるのであれば、まずは町自らが徹底して疑問を調査し、解明する必要があると思います。

最後に、議会や監査委員から再三にわたり指摘があったにもかかわらず、一切これらを見做し、不正がまかり通るような町行政、その原因が鋭く問われています。なぜこれほどまでに長期間にわたり町のガバナンスが機能していないのか、その原因は何か、どう改善すべきなのか、この点について今後解明する必要があるのではないのでしょうか。

今年度の決算審査でも、先ほど全会一致の意見がつけられました。こうした全会一致の意見を

町は真摯に受け止め、来年度の予算編成に当たっていただきたいと切に願います。

以上、ほとんどの事業には賛成であります。一部事業において効果の見られないもの、事業実施内容に疑義のあるものが散見されますので、不認定すべきと考えます。

なお、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計につきましても、高過ぎる被保険者負担に基づく事業実施であり、賛成しかねるものです。議員各位の御賛同よろしく願います。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。4番、平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 議席番号4番、平田康雄です。私は賛成の立場から討論いたします。

今月8日から11日までの3日間にわたり、令和6年度一般会計に係る決算審査を行いました。決算書や主要施策報告書などにより説明を受けましたが、6年度は歳入が約101億5,000万円、歳出が約93億8,000万円となっています。これらの限られた予算を基に、大規模な事業や継続的な事業、あるいは新規事業など多くの事業が実施されています。

特に継続事業である、えだまめ収穫祭は、2日間で町内外から約9,000名もの参加があったということで、県内でも有数のイベントの一つとして定着したものと思われま。テレビなど多くのメディアに取り上げられ、町の活性化や知名度向上につながったのではないのでしょうか。

このような中で、令和6年度事業として私が特に注目したのは、次の3点であります。

1つ目は、教育環境の整備に関する事業。2つ目は住民生活の向上に関する事業。3つ目はふるさと応援基金充当事業であります。

まず、1つ目の教育環境の整備に関する事業としては、子ども家庭サポートセンタードリームの運営が上げられます。この事業は、不登校状態にある児童生徒、あるいは家庭や学校に居場所がない児童などの心の安定や基本的な生活習慣の改善を図り、社会的自立を目指すことを目的としています。6年度は、延べ430名が利用し、結果として授業への復帰や高校への進学などにつながったとのことあります。今後における不登校問題の解消に大きく寄与するものと期待されます。

次に、小学校体育館照明のLED化であります。6年度は大堰小学校と本郷小学校体育館の照明がLED化されました。本年度は大刀洗小学校と菊池小学校体育館の照明がLED化されることになっています。照明をLED化することにより、メンテナンスの手間やコスト、消費電力が削減され、安全で快適な教育環境が確保されています。

2つ目は、住民生活の向上に係る事業であります。まず、校区センターの改修ですが、6年度には南部コミュニティセンターと就業改善センターが大規模改修されました。本年度は本郷ふれあいセンター、来年度は大堰交流センターが改修されることになっています。校区センターが地域活性化の拠点として活用され、安全で快適な地域活動が実施されるよう期待されます。

次に大規模遊具の新設であります。運動公園に多世代型複合遊具を設置するため、令和5年度から6年度にかけ工事が進められてきましたが、4月下旬にリニューアルオープンしました。子どもから高齢者まで、様々な世代が楽しみながら体力づくりに取り組むことができるようになりました。

次に、集落内防犯灯の設置であります。集落内防犯灯は、通勤や通学、散歩などにおける歩行者の安全確保と防犯など、集落における生活環境の向上を図るために設置されています。この件については、議会だよりの新有権者の声でも、夜道が暗く怖いので街灯をつけてもらいたいという要望がっております。6年度は区長から要望があった集落内88か所の防犯灯を新設、取替えるため、行政区に対する助成が行われました。

3つ目は、ふるさと応援基金充当事業であります。ふるさと応援基金を財源としたこの事業は、毎年実施されていますが、6年度は繰越事業も含め、金額にして約4億2,000万円、150件程度の事業が実施されています。主な事業としては、校区センターの改修や、ドリームセンターのLED化など、大規模な事業をはじめ、給食費などの助成、学校の改修や学校備品の購入、あるいは子ども医療費給付金の支給などがあり、本町にとって必要不可欠な事業の一つとなっております。このほかにも、健康や福祉、教育、農業あるいは道路の整備や、じんかい処理など、住民生活にとって必要不可欠な多くの事業が当初計画に基づき適切に実施されていると認められます。

以上をもって討論を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） なければ、これで討論を終わります。

これから、認定第1号令和6年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立9名〕

○議長（高橋 直也） 議員11名中起立9名です。したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第2号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

を採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 10 名〕

○議長（高橋 直也） 議員 11 名中 10 名が起立です。したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第 3 号令和 6 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、認定第 3 号令和 6 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 10 名〕

○議長（高橋 直也） 議員 11 名中 10 名起立です。したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第 4 号令和 6 年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、認定第 4 号令和 6 年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第 5 号令和 6 年度大刀洗町下水道事業決算の認定についてを討論いたします。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。これから、認定第 5 号令和 6 年度大刀洗町下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

.

日程第19、請願第1号 小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプ設置に関する請願書について

○議長（高橋 直也） 日程第19、請願第1号小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプ設置に関する請願書についてを議題といたします。

暫時休憩を挟みます。

休憩 午前10時14分

.....

再開 午前10時29分

○議長（高橋 直也） お待たせしました。

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

それでは、建設経済委員会、古賀世章委員長、登壇して報告を願います。

○建設経済委員長（古賀 世章） それでは、建設経済委員会委員長の報告を行いたいと思います。

令和7年度の第11回定例会におきまして建設経済委員会に付託されました小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプの設置に関する請願書についてでございます。

これらの審査の結果を得ましたので、ここに御報告を申し上げます。

委員会は、令和7年9月5日、午前9時30分から協議会室におきまして開催いたしました。

出席委員は6名でございました。高橋議長及び紹介議員であります平山賢治議員、参考人1名の出席を得まして審査を行ったところでございます。

続きまして、審査の状況につきまして申し上げます。

本件は、6月の定例会におきまして付託された本請願につきましては、さらなる調査が必要と
いうようなことから継続審査としておりましたので、改めて審査を行ったところでございます。

また、本請願を踏まえ、建設経済委員会が8月6日に小石原川の現地調査や国土交通省筑後川河川事務所に来庁いただきまして、現状や方針の意見交換等を行ったということでございます。

この経過を踏まえまして、紹介議員の平山議員から、ぜひ請願を採択いただきたい旨の説明と請願者の山本浩さんから、特に大堰校区の水害の現状が示され、住民の安全や自己負担軽減のためにも、ぜひぜひ意見書を国の関係機関に送付していただきたいというようなことの表明がありました。

以上のことから、特に異論もなく、全会一致で請願を採択すべきものだというふうに決定をしたところでございます。

以上で、委員長の報告を終わりといたします。

○議長（高橋 直也） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプの設置に関する請願書についてを採決いたします。

本請願に対する委員会の報告どおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本請願については採択することに決定しました。

日程第20. 発議第3号 「小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプの設置についての意見書」について

○議長（高橋 直也） 日程第20、発議第3号「小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプの設置についての意見書」についてを議題といたします。

まず、意見書を朗読いたします。山田事務局長、お願いいたします。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 直也） 次に、提出議員の趣旨の説明を求めます。實藤量徳議員、説明をお願いいたします。

○議員（5番 實藤 量徳） 議席番号5番、實藤量徳です。先ほど採択いただいた請願の趣旨の説明を行います。

今、事務局より意見書を説明いたしましたように、大堰校区においては平成24年より10年で9回もの洪水が起きております。そのうち2回ほど校区センターも床上浸水になっております。このように多大な被害を受けております。

また、近年の温暖化により、これ以上の洪水が懸念されております。住民の皆様の安全・安心のため、1、小石原川・江戸橋下流左岸への堤防の設置、2、二又川河口排水ポンプの設置、以上2点の意見書の提出をするものです。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号「小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプの設置
についての意見書」についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

----- . ----- . -----

**日程第21. 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、次期学
習指導要領内容精選をはかるための、2026年度政府予算に係
る意見書採択の要請について**

○議長（高橋 直也） 日程第21、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の
1復元、次期学習指導要領内容精選をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の
要請についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、松本照行委員長、登壇して報告を願います。

○総務文教厚生委員長（松本 照行） 総務文教厚生委員会委員長の松本照行でございます。大刀
洗町議会定例会において総務文教厚生委員会に付託されました請願第2号教職員定数改善と義務
教育費国庫負担制度2分の1復元、次期学習指導要領内容精選をはかるための、2026年度政
府予算に係る意見書採択の要請についての委員会審査の結果を報告いたします。

委員会は、令和7年9月5日、午後1時30分から協議会室において開催し、全委員5名、そ
して高橋議長及び紹介議員の實藤量徳議員と請願者の福岡県教職員組合浮羽三井支部、古賀支
部長の出席を得て審査をいたしました。

まず、紹介議員から、請願の趣旨、内容の説明及び請願者より意見、補足説明を受け審査を行
いました。

請願の趣旨としては、既にお手元に配付されておりますけれども、請願書のとおりでござい
ます。

第1は、より細かな教育を実施するため30人以下の学級とし、それに対応する教職員の定数
改善が不可欠であること。

また、第2には、教育の自治体間の格差をなくし、機会均等と水準の維持を図るためには、現

在の義務教育国庫負担制度の負担割合3分の1を従前の2分の1に復元することが必要であること。

第3に、豊かな学びを保障するため次期学習指導要領の内容を精選してゆとりのある内容にすること。

以上、3点が請願の趣旨でございました。

委員から、主な意見として、次期学習指導要領が実施されるまでの間のスケジュールはどのようになっているかとの質問については、おおむね2026年度ぐらいに中央教育審議会から文科省へ答申があり、その後、2030年度ぐらいから実施されるものとのこととございました。

次期学習指導要領の内容の精選からいえば、ゆとり、豊かな学びということは、中学校で習っていたものが今では小学校で習っていること。また内容が1.5倍というように増えていること。余談ではございますが、教科書自体が分厚くなってきているということとございました。

次に、国庫負担制度が従前の2分の1に復元されると教職員が足りないという問題は解決できると単に考えていいのかという御質問がございました。これにつきましては、各県によって財政力が違っていることから、例えば同じ定数5人でも予算の関係から正職員でなく非常勤の講師を充てているようなことがあり、国庫負担割合を2分の1にして正規職員を増やしてもらいたいと考えている面があるということが回答されております。

また、30人以下の学級については、より細やかな学級運営につながると思いますが、実施されると学級数が増え、当然、新たな教員が増えることとなります。そこで教職員の今の現状として成り手が不足しているという問題が重なり、非常勤を入れざるを得ないというループが重なってくるということにつながります。

そこで、どの程度の学級規模が適正かという質問に対しましては、学級の適正規模としてははっきりしたことは言えないという面がありますけれども、あまり少なければこどもたちの活動が制限される部分はあるが、以前と違って様々な課題を抱えている子がたくさんいる。そのようなことから、一人一人のこどもたちに目が行き届くことが大切であり、30人以下の学級が望ましく、併せて教職員の定数改善を要望しているということとございました。

委員会では、請願内容を十分に検討、審査した結果、お手元に配付している審査報告書のとおり、全会一致で採決すべきものと決しました。

以上で、委員会報告を終わります。

○議長（高橋 直也） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、次期学習指導要領内容精選をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決いたします。

本請願に対する委員会の報告どおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本請願については採択することに決定しました。

日程第22、発議第4号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充、次期学習指導要領内容精選に係る意見書」について

○議長（高橋 直也） 日程第22、発議第4号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充、次期学習指導要領内容精選に係る意見書」についてを議題といたします。

まず、意見書を朗読します。山田事務局長、お願いいたします。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 直也） 次に、提出議員の趣旨説明を求めます。白根美穂議員、説明をお願いいたします。白根議員。

○議員（10番 白根 美穂） 議席番号10番、白根美穂です。

先ほど事務局長が読み上げた請願書の内容が請願の趣旨となります。抜本的な教育現場の改善に向け、また、こどもたちの教育の充実を図るため、意見書を提出するものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充、次期学習指導要領内容精選に係る意見書」についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 23. 常任委員の選任について

○議長（高橋 直也） 日程第 23、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第 24. 議会運営委員の選任について

○議長（高橋 直也） 日程第 24、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選については、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、後日、委員会を開催し、委員会で互選することといたします。

日程第 25. 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会調査の中間報告

○議長（高橋 直也） 日程第 25、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会調査の中間報告の件を議題といたします。

公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会から、審査の中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会調査の中間報告を受けることに決定しました。

議会へ報告書を配付します。しばらくお待ちください。

それでは、古賀世章委員長、登壇して報告をお願いします。古賀委員長。

○公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員長（古賀 世章） 皆さん、こんにちは。大刀洗町議会調査特別委員会、いわゆる百条委員会委員長の古賀世章でございます。

昨年12月の調査特別委員会立ち上げ後、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する事務調査等、委員会に付託の事件につきまして、調査の結果、ただいま配付いたしました報告書のとおり決定をいたしましたので、大刀洗町議会会議規則第47条2項の規定によりまして中間報告をいたします。

委員会設置以降、本日までに合計18回の委員会を開催し、参考人、証人として述べ20名の方をお呼びいたしました。また、調査に必要な資料等の提出もお願いし、書面を日々調査してまいったわけでございます。

また、先日の8月24日には、町役場隣のドリームセンターにて住民の皆さんたちとの意見交換会を開きまして、197名の方々に御参加をいただきました。これまでの証人喚問や資料などで判明しました内容を説明し、理解を深めていただいたという状況でございます。

現在も百条委員会の調査事項は、公金の支出に関する2つの事務調査を行っております。1つは、前の建設課長による出張宿泊証明書の自作による宿泊費の不正請求、受給問題でございます。それから、2つ目は地域振興課が組織的に運営する「大刀洗マルシェかてて」の不明瞭な会計処理の問題でございます。

調査事項の詳細につきましては、ただいま配付いたしました中間報告書にしたためております。これは、法的助言者の御意見も添えて報告をしております。後ほどお目通しのほどをお願いしたいと思います。

今後の予定でございますが、今後も調査中の事業につきまして、ほかにも不正な疑義が複数生じておりますので、下半期も継続して調査を続けてまいりたいと考えております。

法律に基づく事業運営が正しくされているのかが問われていると同時に、なぜ議会からの再三の指摘にもかかわらず、町行政が一切対応せず、十数年の長きにわたり不正常的な行政運営が続けられてきたのか。すなわち、町のガバナンス、統治能力がなぜ機能していないのか。その原因と対策を明らかにすることが求められているというふうに思います。

今後も法に基づき調査してまいりますので、皆様方の御理解と御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋 直也） これで、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会調査の中間報告を終わります。

**日程第26. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会
広報委員会、議会運営委員会）**

○議長（高橋 直也） 日程第26、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしましたとおり所管事務調査等の閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（高橋 直也） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第11回大刀洗町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時07分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 9月19日

議 長 高橋 直也

署名議員 松本 照行

署名議員 古賀 世章